

四万十町
高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画
(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

令和6(2024)年3月
四万十町

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の策定体制.....	3
第2章 高齢者を取り巻く現状と重点課題.....	5
1. 人口の現状および将来推計.....	5
2. 要支援・要介護認定者の現状および将来推計.....	10
3. ニーズ調査結果.....	18
4. 第8期計画の重点指標の進捗状況.....	36
5. 重点課題の設定.....	37
第3章 計画の基本構想.....	38
1. 計画の見直しにかかる基本指針について.....	38
2. 計画の基本理念.....	40
3. 計画の基本目標.....	42
4. 施策体系.....	43
5. 日常生活圏域の設定.....	44
6. 災害・感染症対策にかかる体制整備.....	44
第4章 施策の体系と展開.....	45
基本目標1 介護予防と健康・生きがいづくりの推進.....	45
1. 介護予防・生活支援サービス事業の充実.....	46
2. 一般介護予防事業の強化.....	47
3. 生活支援体制の整備.....	52
4. 生きがいづくりの支援.....	54
基本目標2 地域で高齢者を支える仕組みづくり.....	55
1. あったかふれあいセンター事業の拡充.....	56
2. 見守り体制の充実.....	57
3. 地域包括支援センターの機能強化.....	58
4. 認知症施策の総合的な推進.....	61
5. 地域ケア会議の充実.....	64
6. 在宅医療・介護連携の推進.....	65
7. 在宅福祉サービスの充実.....	68
8. 高齢者の住まいの確保.....	70

基本目標3 介護保険事業の適正・円滑な運営	72
1. サービス別事業量の見込み	72
2. 保険料の算定	97
3. 給付適正化の推進	107
4. 介護保険サービス事業所への支援	109
5. 中山間地域介護サービス確保対策事業の継続	111
第5章 計画の推進	112
1. 計画の周知	112
2. 連携体制の強化	112
3. 進捗状況の把握と評価の実施	112
参考資料	113



第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、急速な高齢化が進んでおり、いわゆる「団塊世代」が 75 歳以上となる令和 7(2025)年の高齢化率は 30.0%、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22(2040)年には 35.3%となる見込みです。また、85 歳以上人口が急増し、医療・介護等、様々なニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、医療、介護、介護予防、住まいおよび生活支援が包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムの深化・推進が必要とされています。

本町においては、令和 4(2022)年に前期高齢者(65~74 歳)人口は減少に、後期高齢者(75 歳以上)人口は増加に転じています。85 歳以上人口の急増は見込まれていませんが、生産年齢人口も減少しており、高齢化率は全国や高知県と比較して依然として高い水準で推移し、令和 5(2023)年 9 月末時点で 45.6%となっています。

このような状況のなか、令和 7 年および令和 22 年を見据えた「四万十町版地域包括ケアシステム」の構築に向け、高齢になっても可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、様々な取組を進めてきました。

この度、令和 3 年 3 月に策定した「四万十町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」(以下「第 8 期計画」といいます。)を見直す時期を迎え、本町の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護、介護予防、生活支援等の各種施策、サービスの提供量・提供体制等を示し、地域住民や多様な主体がともに地域を創る「地域共生社会」の実現に向けて推進していくことを目的に「四万十町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」(以下「本計画」といいます。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

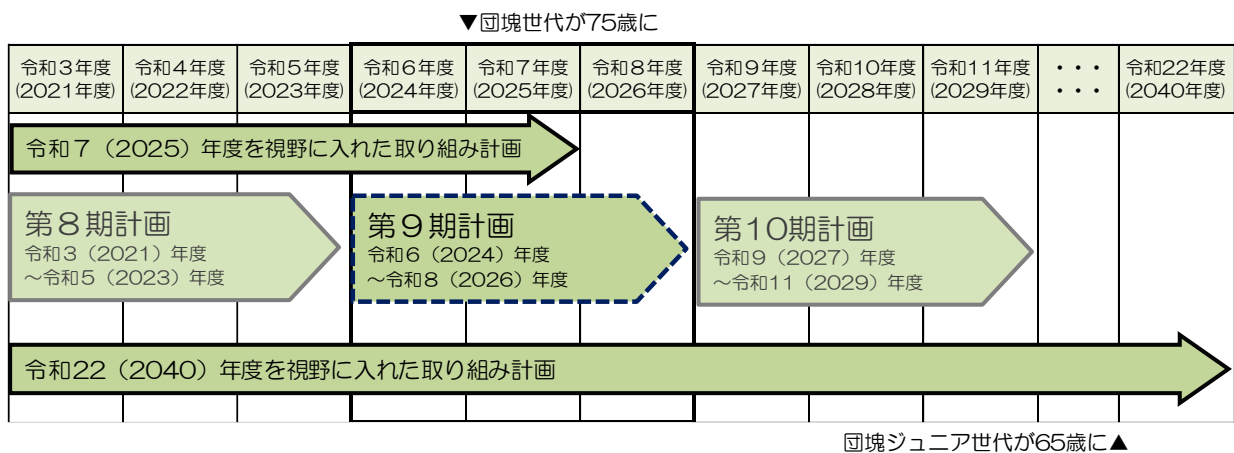
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画を基本に、他の法律に基づく65歳以上を対象とした保健事業、その他の高齢者支援にかかわる事業を網羅したものです。
介護保険事業計画	介護保険法第117条において策定が義務づけられており、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

(2) 他計画との整合性

本計画は、様々な分野の取組を総合的かつ一体的に進めるため、国の指針、高知県の方針はもとより、本町の「第2次四万十町総合振興計画」との整合性をはじめ、「四万十町第3期地域福祉計画」「第3期四万十町健康増進計画」等、その他の計画との調整を図りながら策定します。

(3) 計画期間

本計画は、令和6～8年度の3年間の計画とします。



3. 計画の策定体制

(1) 策定委員会における審議

「四万十町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱」に基づき、学識経験者、介護保険被保険者・サービス利用者、保健・医療・福祉関係者、介護保険サービス事業関係者等で構成する「四万十町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、本計画を策定しました。

(2) ニーズ調査の実施

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

高齢者福祉施策の方向性や介護サービスの必要量の決定にあたっての高齢者の課題等を把握するとともに、本計画策定の基礎資料とするため、国が示した調査票をもとに介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

対象者	令和4年12月1日現在、町内にお住まいの65歳以上の人 (要介護1～5の認定を受けている人を除く) 6,038人
実施期間	令和5年1月31日～令和5年2月28日
実施方法	郵送配布・郵送回収

配布数	回収数	回収率
6,038件	4,843件	80.2%

【在宅介護実態調査】

高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するため、在宅介護実態調査を実施しました。

対象者	要介護1～5（施設入所等を除く）の人
実施期間	令和5年1月16日～令和5年4月27日
実施方法	介護認定調査員による認定更新調査時の聞き取り
調査数	65件

【介護人材実態調査】

今後の介護人材確保対策の基礎資料とするため、町内の介護サービス事業所における介護職員の雇用実態等について、介護人材実態調査を実施しました。

対 象	町内の 38 事業所
実施期間	令和 5 年 8 月 9 日～令和 5 年 9 月 15 日
実施方法	郵送配布・郵送回収

【介護保険サービス提供事業者調査】

町内の介護保険サービス事業者における、本計画期間中の提供サービスの意向を把握するため、介護保険サービス提供事業者調査を実施しました。

対 象	町内の 14 事業者
実施期間	令和 5 年 10 月 4 日～令和 5 年 10 月 31 日
実施方法	郵送配布・郵送またはメール回収

(3) パブリックコメントの実施

四万十町意見公募条例に基づき、令和 6 年 1 月 11 日から 1 月 31 日までの期間に計画書（案）をホームページ等に掲載し、広く地域住民からの意見を募りました。

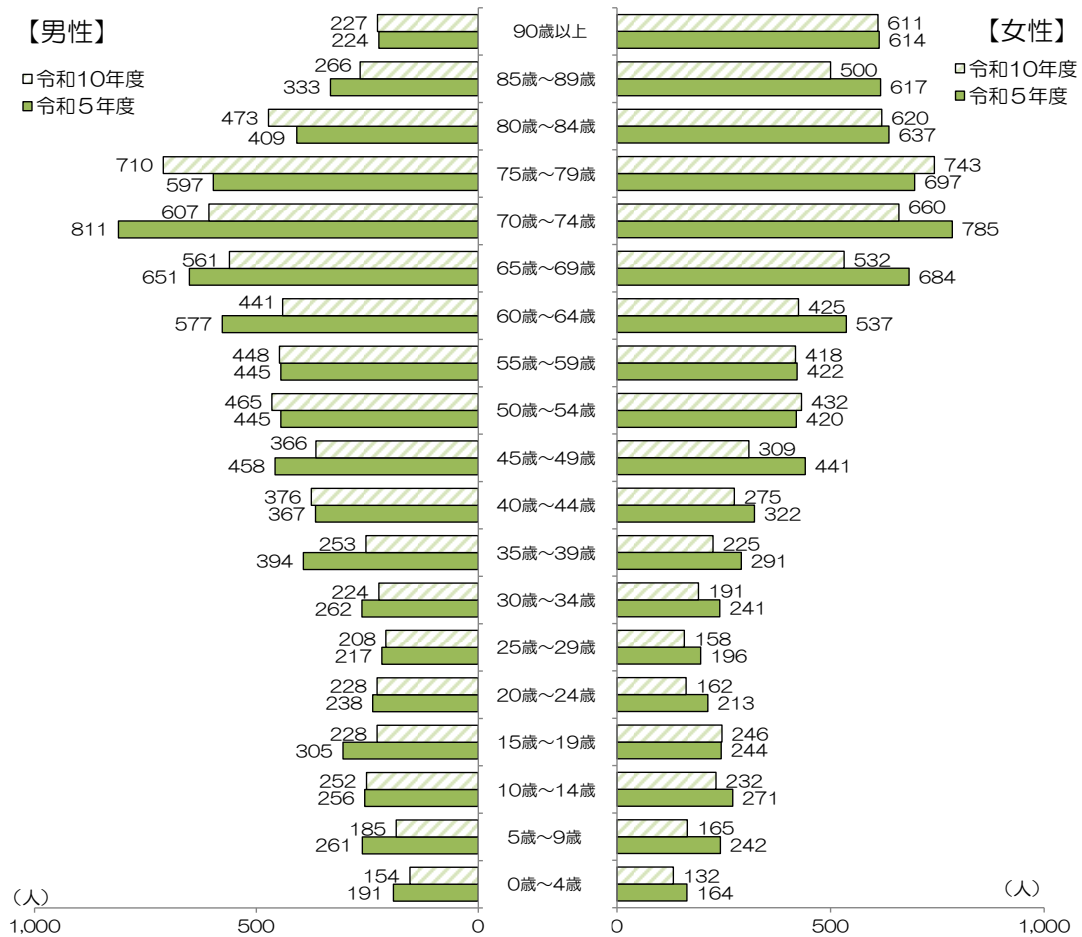
第2章 高齢者を取り巻く現状と重点課題

1. 人口の現状および将来推計

(1) 現在の人口構成

令和5年9月末現在の人口をみると、男性・女性ともに70～74歳が最も多くなっています。90歳以上では、女性が男性の約3倍多くなっています。

5年後の令和10年度には、男性・女性ともに70～74歳は減少、75～79歳は増加する見込みとなっています。80歳以上については、男性は一部の年代を除いて増加、女性はすべての年代で減少の見込みとなっています。



【年齢（3区分）別人口構成】

区分		人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	老年人口 (65歳以上)
令和5年度 (実績値)	人口	15,479人	1,385人	7,035人	7,059人
	構成比	100.0%	8.9%	45.4%	45.6%
令和10年度 (推計値)	人口	13,708人	1,120人	6,078人	6,510人
	構成比	100.0%	8.2%	44.3%	47.5%

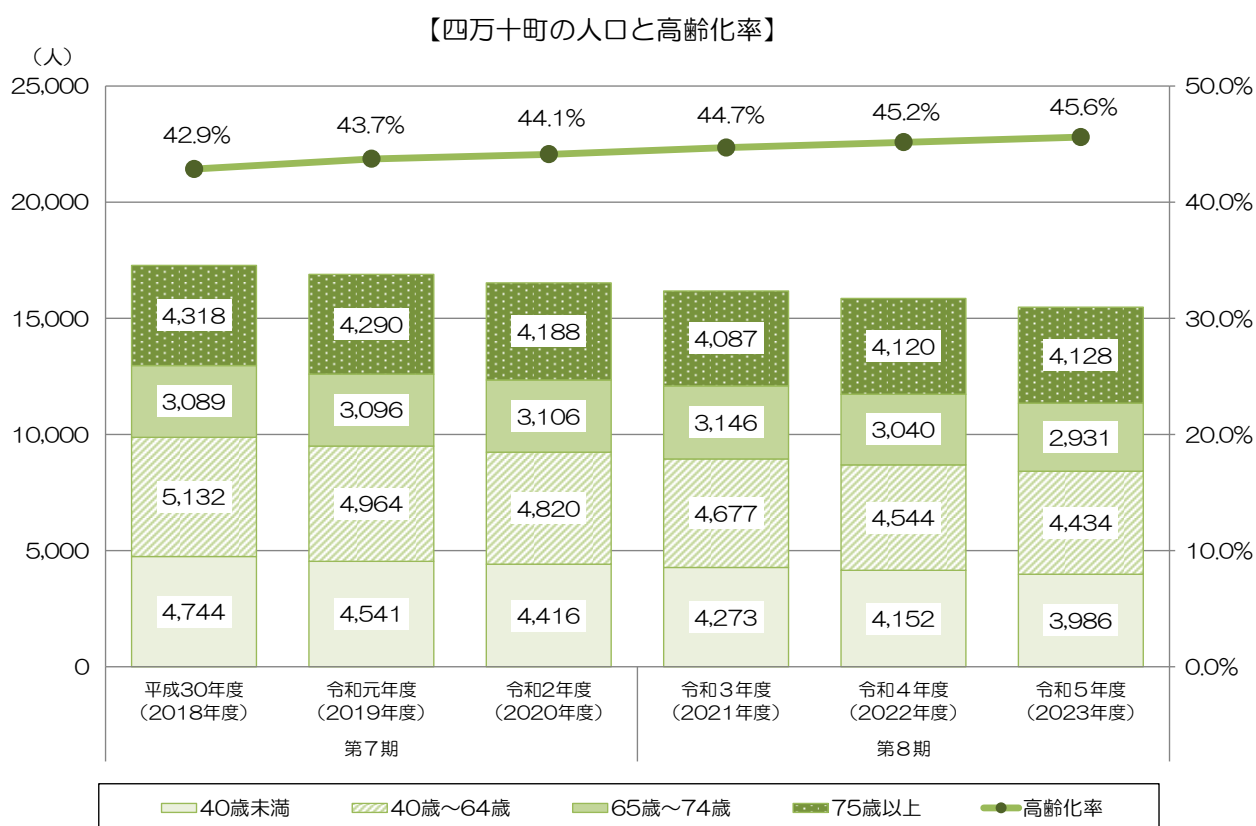
※資料：令和5年度は住民基本台帳（9月末現在）、令和10年度は推計値
 ※構成比の合計は、小数点以下の調整により、100.0%にならない場合があります。

(2) 人口および高齢者数の推移

①人口構成の推移

高齢者人口の推移をみると、前期高齢者人口は令和3年度まで増加傾向にあったものの、令和4年度には減少に転じています。一方、後期高齢者人口は令和3年度まで減少傾向にあったものの、令和4年度は増加に転じています。

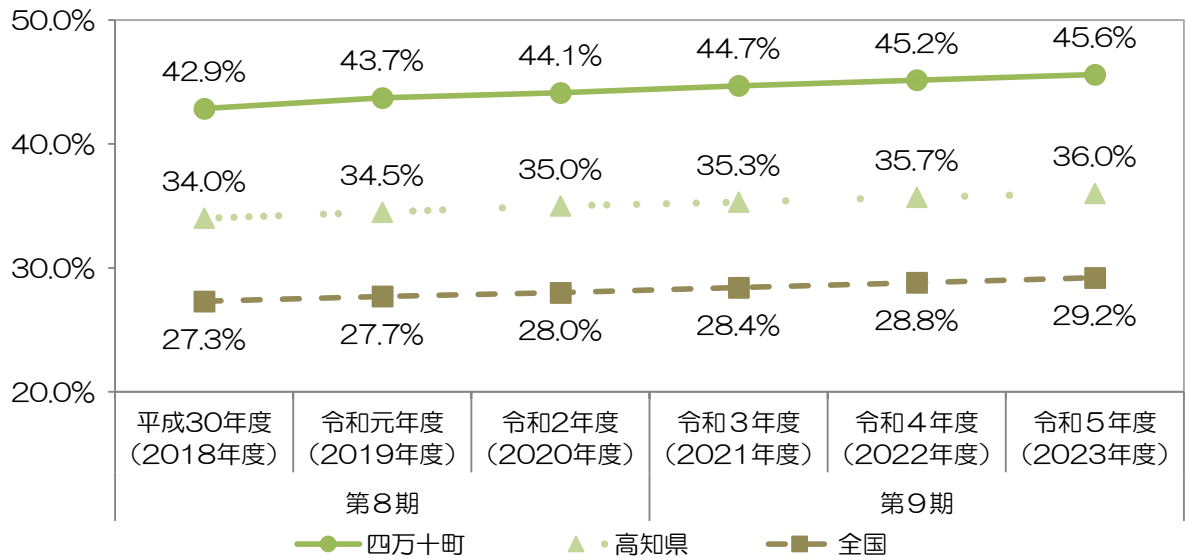
	第7期			第8期		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
人口	17,283人	16,891人	16,530人	16,183人	15,856人	15,479人
40歳未満	4,744人	4,541人	4,416人	4,273人	4,152人	3,986人
40歳～64歳	5,132人	4,964人	4,820人	4,677人	4,544人	4,434人
65歳～74歳 (前期高齢者)	3,089人	3,096人	3,106人	3,146人	3,040人	2,931人
75歳以上 (後期高齢者)	4,318人	4,290人	4,188人	4,087人	4,120人	4,128人
高齢化率	42.9%	43.7%	44.1%	44.7%	45.2%	45.6%



※住民基本台帳（各年度9月末現在）

②高齢化率の比較

本町の高齢化率は、全国や高知県と比べて高くなっています。



※住民基本台帳（各年度9月末現在）、高知県、全国は地域包括ケア「見える化」システム

(3) 生活圏域の小単位（旧町村別）の人口・高齢者数・高齢化率の推移

①生活圏域の小単位（旧町村別）の人口の推移

旧町村別での人口を令和3年度と令和5年度と比較すると、窪川地域で4.0%減、大正地域で5.6%減、十和地域で4.9%減と、大正地域の減少割合が最も高くなっています。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和3年度と 令和5年度比較	減少割合
町全体	16,183人	15,856人	15,479人	704人減	4.4%減
窪川地域	11,471人	11,260人	11,013人	458人減	4.0%減
大正地域	2,253人	2,196人	2,127人	126人減	5.6%減
十和地域	2,459人	2,400人	2,339人	120人減	4.9%減

②生活圏域の小単位（旧町村別）の高齢者数の推移

旧町村別での高齢者数を令和3年度と令和5年度と比較すると、窪川地域で2.4%減、大正地域で3.0%減、十和地域で2.1%減と、大正地域の減少割合が最も高くなっています。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和3年度と 令和5年度比較	減少割合
町全体	7,233人	7,160人	7,059人	174人減	2.4%減
窪川地域	4,931人	4,876人	4,814人	117人減	2.4%減
大正地域	1,042人	1,030人	1,011人	31人減	3.0%減
十和地域	1,260人	1,254人	1,234人	26人減	2.1%減

③生活圏域の小単位（旧町村別）の高齢化率の推移

旧町村別での高齢化率を令和3年度と令和5年度と比較すると、窪川地域で0.7%増、大正地域で1.3%増、十和地域で1.6%増と、十和地域の増加割合が最も高くなっています。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和3年度と 令和5年度比較
町全体	44.7%	45.2%	45.6%	0.9%増
窪川地域	43.0%	43.3%	43.7%	0.7%増
大正地域	46.2%	46.9%	47.5%	1.3%増
十和地域	51.2%	52.3%	52.8%	1.6%増

※住民基本台帳（各年度9月末現在）

(4) 人口の将来推計

将来人口の推計をみると、本町の人口は今後も減少傾向であり、令和5年度（10ページ参照）と比較すると、令和8年度では1,073人減少する見込みです。

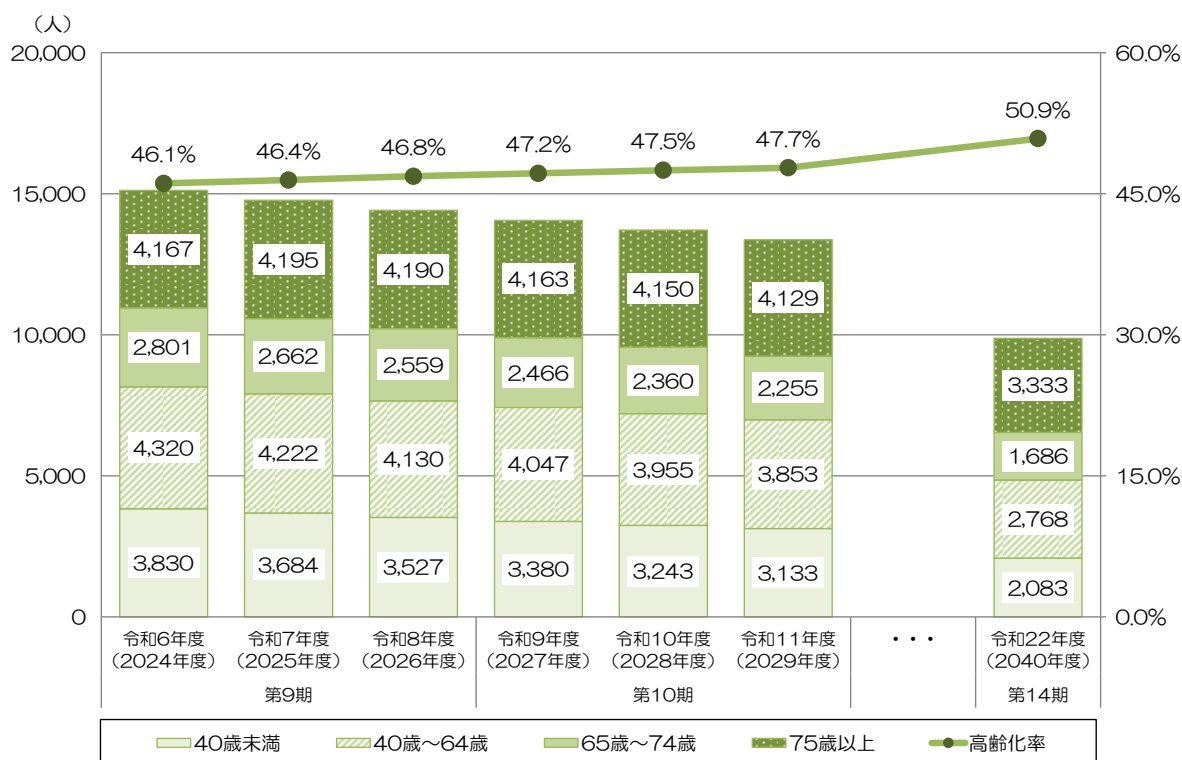
高齢者人口の推移をみると、前期高齢者は今後減少傾向となり、令和5年度と比較すると、令和8年度では372人減少する見込みです。

後期高齢者は令和7年度まで増加し、それ以降は減少傾向となる見込みです。本町では85歳以上人口の急増は見込まれていませんが、高齢化率は年々上昇し、令和8年度には46.8%、さらに令和22年度には50.9%となる見込みです。

	第9期			第10期			第14期
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
人口	15,118人	14,763人	14,406人	14,056人	13,708人	13,370人	9,870人
40歳未満	3,830人	3,684人	3,527人	3,380人	3,243人	3,133人	2,083人
40歳～64歳	4,320人	4,222人	4,130人	4,047人	3,955人	3,853人	2,768人
65歳～74歳 (前期高齢者)	2,801人	2,662人	2,559人	2,466人	2,360人	2,255人	1,686人
75歳以上 (後期高齢者)	4,167人	4,195人	4,190人	4,163人	4,150人	4,129人	3,333人
高齢化率	46.1%	46.4%	46.8%	47.2%	47.5%	47.7%	50.9%

※コーホート変化率法（同年に出生した集団のことで、各年齢別の平均寿命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させる推計方法）により算出

【四万十町の推計人口と高齢化率】



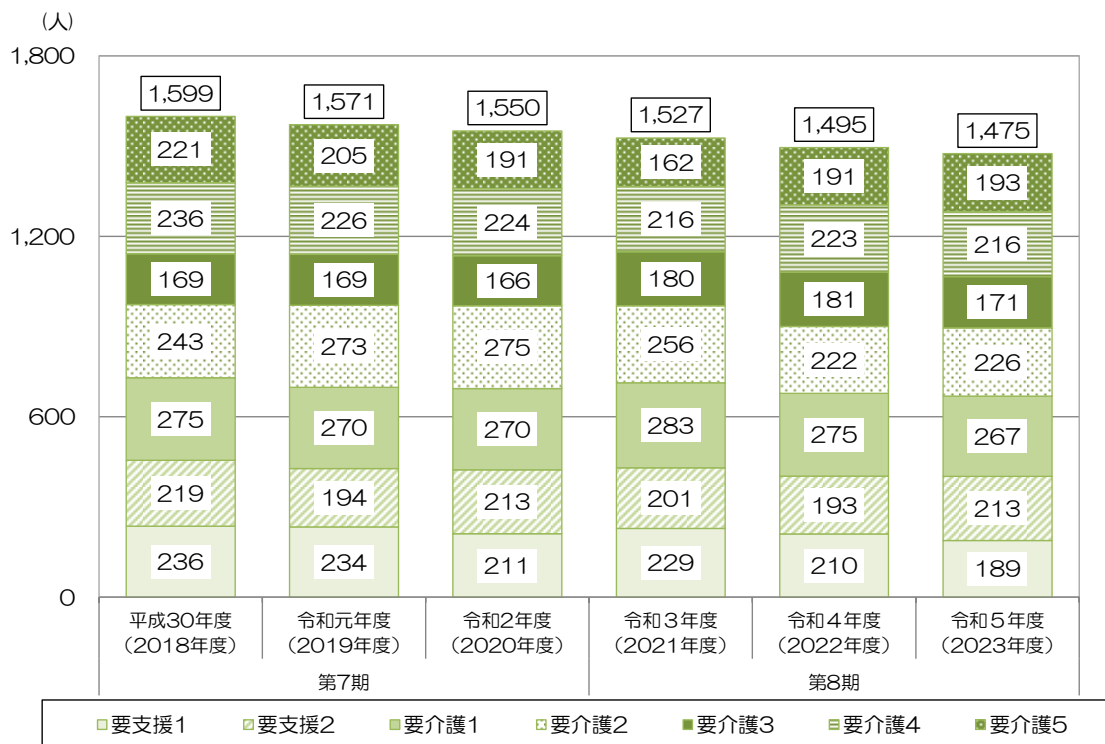
2. 要支援・要介護認定者の現状および将来推計

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者の内訳をみると、要支援 1、要介護 4、要介護 5 は減少傾向にあります。平成 30 年度と令和 5 年度を比較すると、要支援 1 では 47 人、要介護 4 では 20 人、要介護 5 では 28 人減少しています。

区分	第7期			第8期		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
合計	1,599人	1,571人	1,550人	1,527人	1,495人	1,475人
要支援1	236人	234人	211人	229人	210人	189人
要支援2	219人	194人	213人	201人	193人	213人
要介護1	275人	270人	270人	283人	275人	267人
要介護2	243人	273人	275人	256人	222人	226人
要介護3	169人	169人	166人	180人	181人	171人
要介護4	236人	226人	224人	216人	223人	216人
要介護5	221人	205人	191人	162人	191人	193人

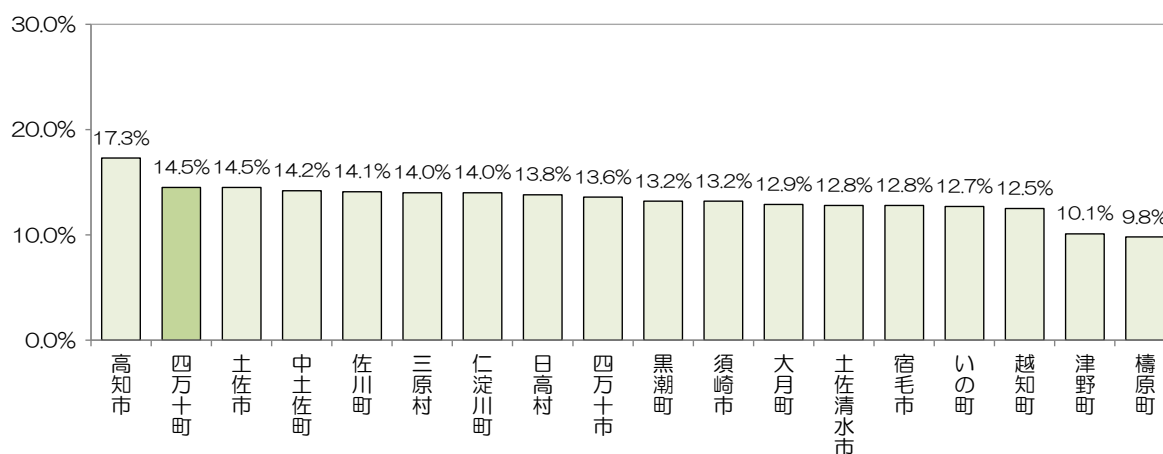
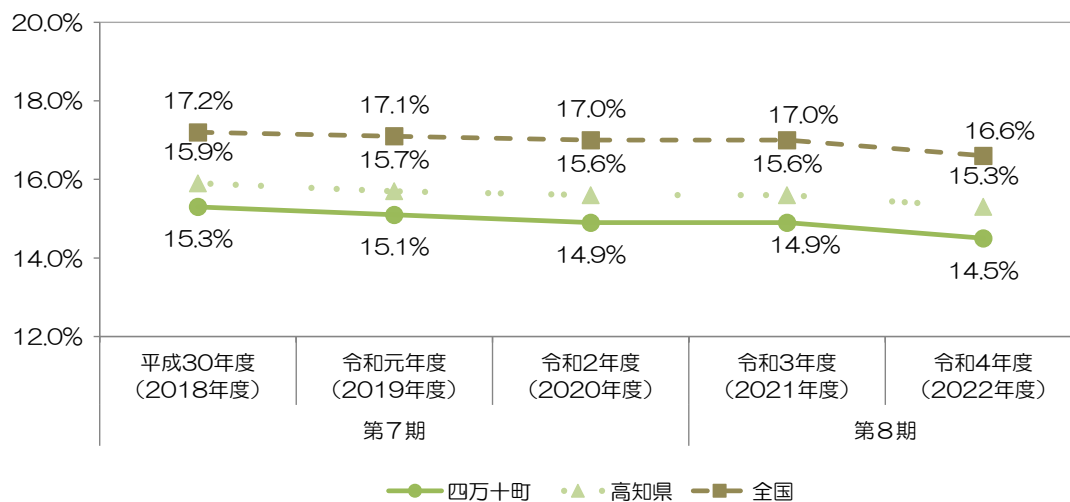
【四万十町の要支援・要介護認定者数の推移】



※高齢者支援課調べ（各年度 9 月末現在）

(2) 認定率の比較

本町の調整済み認定率※¹は、全国や高知県より低い水準で推移していますが、高知市以西 18 市町村中で 2 番目に高くなっています。



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※1 第1号被保険者の性・年齢別人口構成の影響を除外した認定率。
計算に用いる標準的な人口構造は平成27年の全国平均の構成。

(3) 生活圏域の小単位（旧町村別）の認定者数および認定率の推移

①生活圏域の小単位（旧町村別）の認定者数の推移

令和3年度から令和5年度の旧町村別での認定者数は、窪川地域・十和地域では減少し、大正地域では増加しています。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
町全体	1,527人	1,495人	1,475人
窪川地域	1,010人	986人	981人
大正地域	200人	202人	211人
十和地域	251人	249人	241人
町外	66人	58人	42人

②生活圏域の小単位（旧町村別）の認定率の推移

令和3年度から令和5年度の旧町村別での認定率は、窪川地域・十和地域では減少し、大正地域では増加しています。

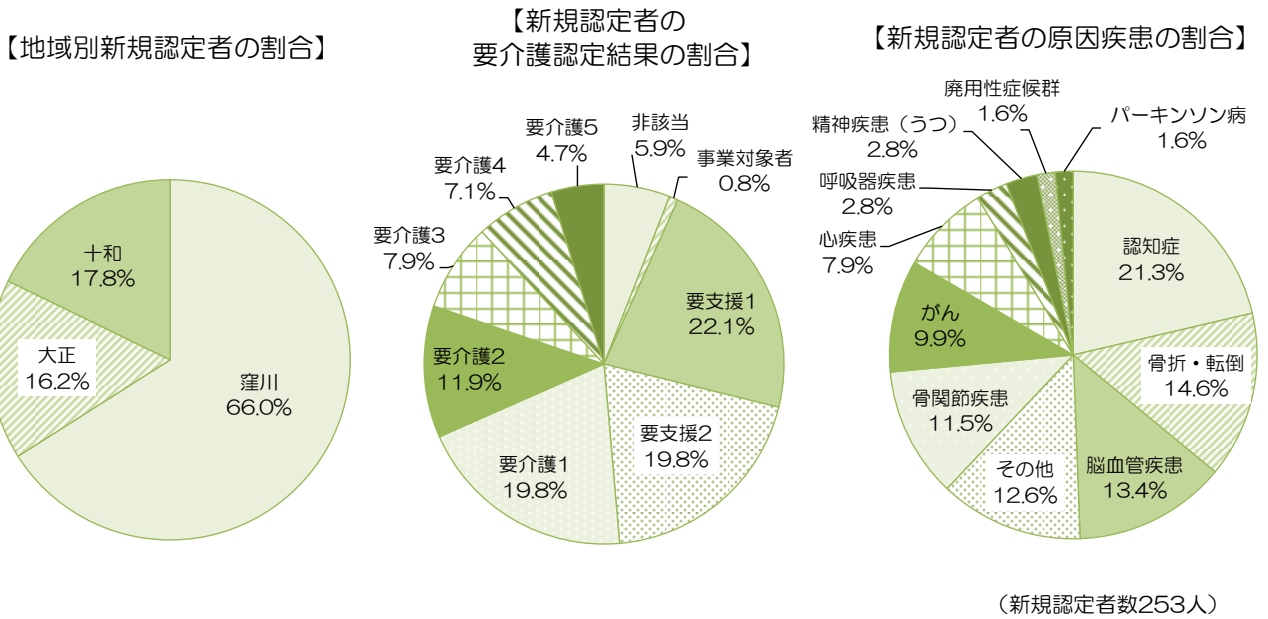
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
町全体	21.1%	20.9%	20.9%
窪川地域	20.5%	20.2%	20.4%
大正地域	19.2%	19.6%	20.9%
十和地域	19.9%	19.9%	19.5%

※住民情報システム（各年度9月末現在）

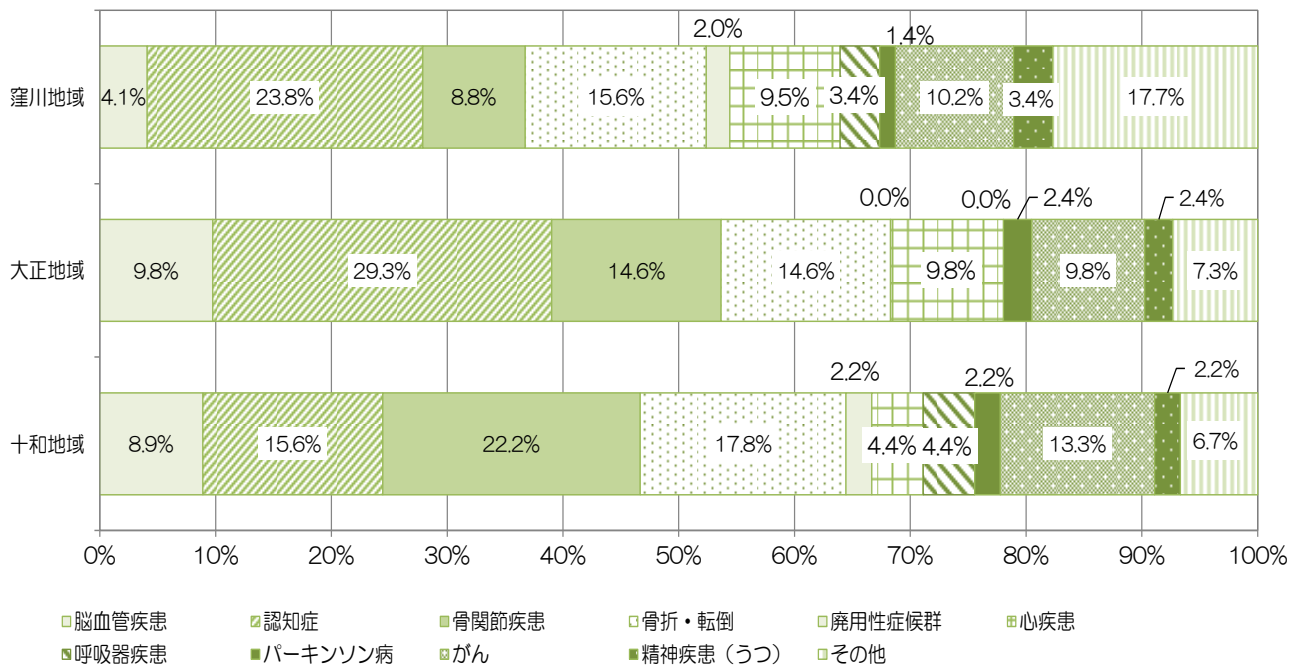
(4) 新規要支援・要介護認定者の状況

令和4年度の新規の要介護認定結果をみると、要支援1から要介護2までの軽度状態に認定された人が7割以上を占めています。また、新規認定に至った原因となる疾患は、最も多いのが認知症21.3%、次いで骨折・転倒14.6%、脳血管疾患13.4%となっています。

地域別にみると、骨関節疾患の占める割合は窪川地域が最も低く、十和地域が最も高くなっています。また、大正地域は認知症の占める割合が他地域に比べ高くなっています。



【地域別新規認定者の原因疾患の割合】

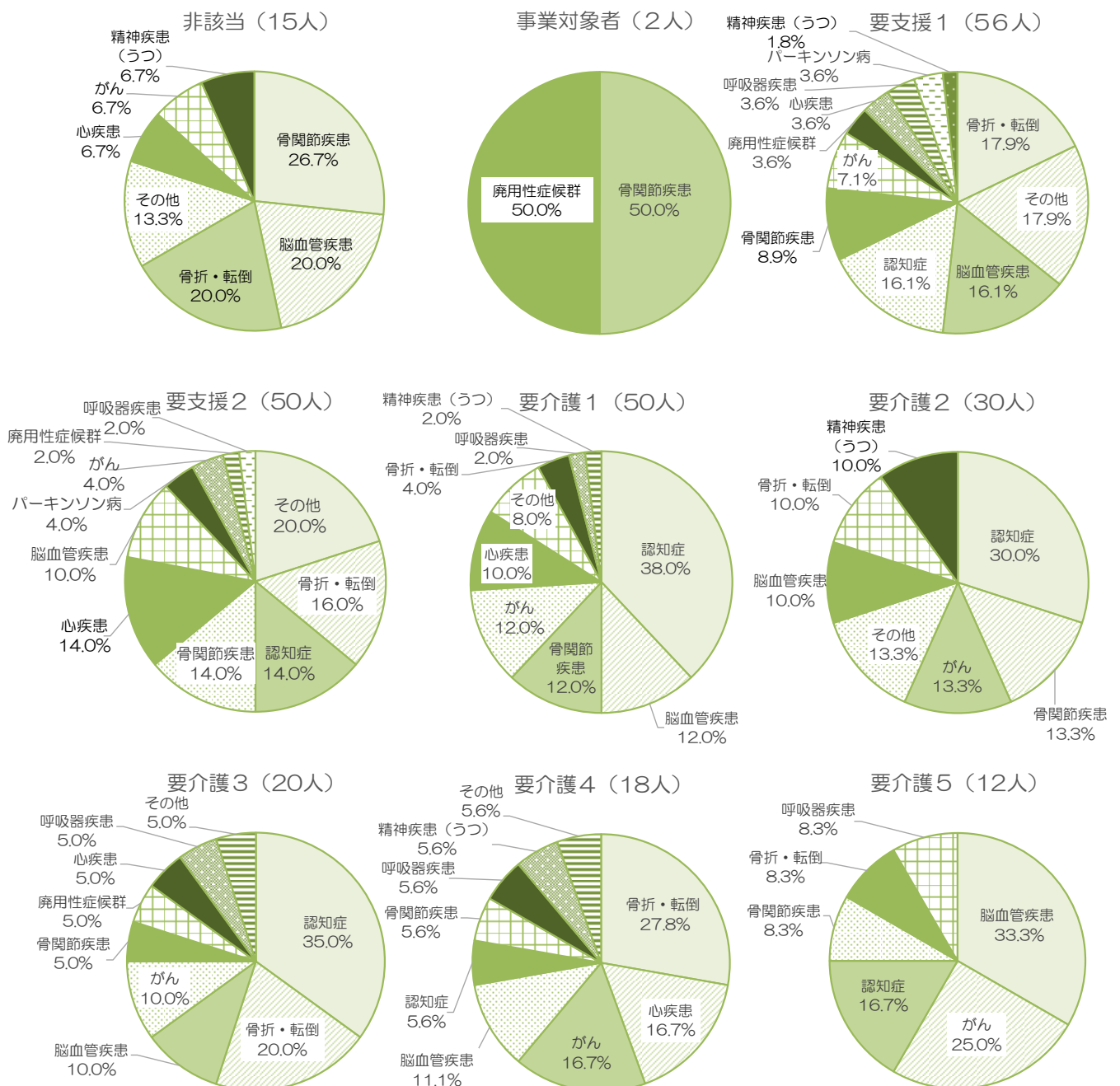


新規認定者の原因疾患の割合を介護度別にみると、要支援 1、要支援 2 では骨折・転倒の占める割合が多く、運動機能向上の取組を継続・充実する必要があります。

要介護 1 から要介護 3 では認知症の占める割合が最も多く 3 割以上となっているため、その対策としてより早期に発見し、重度化防止につなげることが重要です。

また、要介護 4 では骨折・転倒が多くなっていますが、骨折部位等により介護度が重度となる可能性があり、転倒予防の対策が必要です。要介護 5 では脳血管疾患、がんの占める割合が多くなっており、生活習慣病の対策が必要です。

【令和 4 年度 新規認定者の原因疾患の割合】

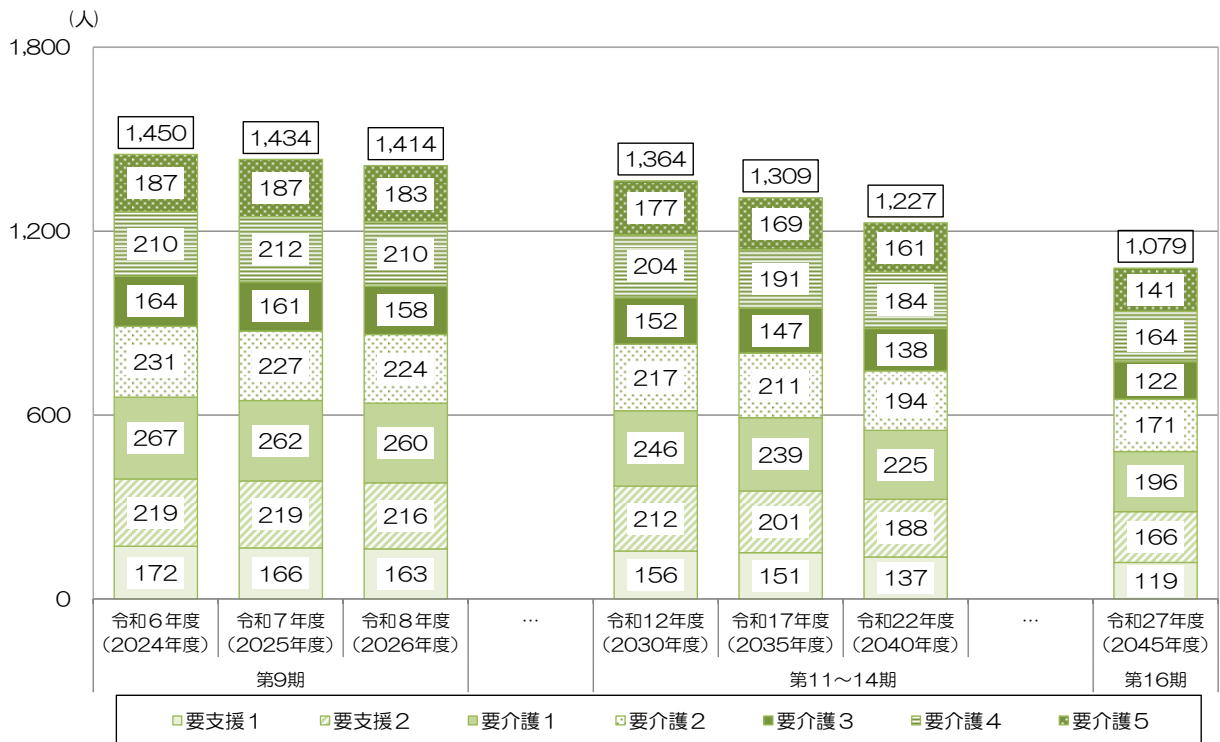


(5) 要支援・要介護認定者数の推計

令和4年度から令和5年度の認定率の伸びを人口推計結果に乗じて、本計画期間中における要支援・要介護認定者の推計を行いました。

	第9期			第11～14期			第16期
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)
合計	1,450人	1,434人	1,414人	1,364人	1,309人	1,227人	1,079人
要支援1	172人	166人	163人	156人	151人	137人	119人
要支援2	219人	219人	216人	212人	201人	188人	166人
要介護1	267人	262人	260人	246人	239人	225人	196人
要介護2	231人	227人	224人	217人	211人	194人	171人
要介護3	164人	161人	158人	152人	147人	138人	122人
要介護4	210人	212人	210人	204人	191人	184人	164人
要介護5	187人	187人	183人	177人	169人	161人	141人

【四万十町の要支援・要介護認定者数の推計】



※地域包括ケア「見える化」システムによる推計結果

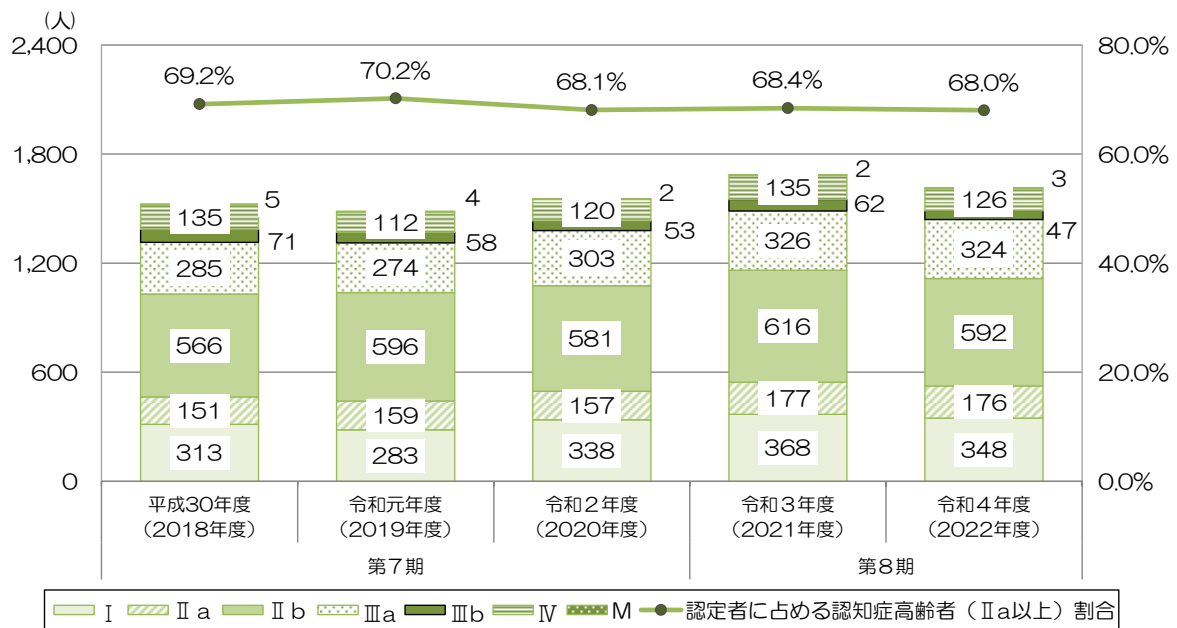
(6) 認知症高齢者数の推移

要支援・要介護認定者のうち、日常生活に支障をきたす認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の占める割合は、令和4年度では68.0%となっています。

また、認知症に関する地域包括支援センターへの相談件数は、増加傾向にあります。

区分	第7期			第8期	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
要支援・要介護認定者数	1,754人	1,713人	1,786人	1,926人	1,864人
自立	228人	227人	232人	240人	248人
Ⅰ	313人	283人	338人	368人	348人
Ⅱa	151人	159人	157人	177人	176人
Ⅱb	566人	596人	581人	616人	592人
Ⅲa	285人	274人	303人	326人	324人
Ⅲb	71人	58人	53人	62人	47人
Ⅳ	135人	112人	120人	135人	126人
Ⅴ	5人	4人	2人	2人	3人
日常生活自立度Ⅱa以上認定者数	1,213人	1,203人	1,216人	1,318人	1,268人
認定者に占める認知症高齢者(Ⅱa以上)割合	69.2%	70.2%	68.1%	68.4%	68.0%

※複数回の認定を含んだ人数のため、14ページにある要支援・要介護認定者数と異なります。



※厚生労働省「認知症高齢者の日常生活自立度」

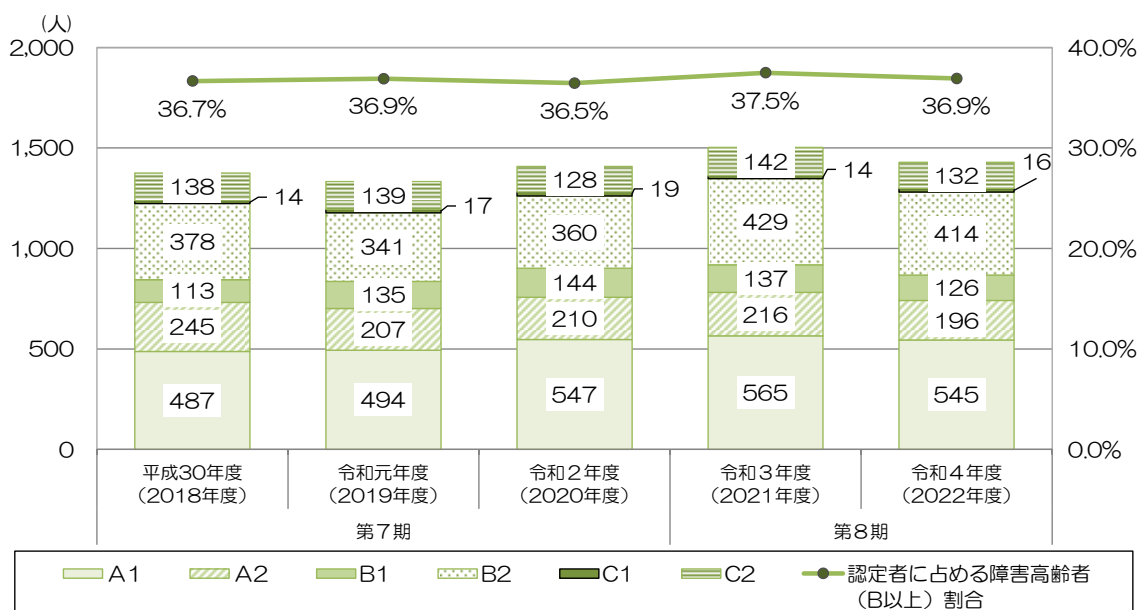
ランク	判断基準
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態がみられる。
Ⅲ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
Ⅴ	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(7) 障害高齢者数の推移

要支援・要介護認定者のうち、自力歩行が困難な障害高齢者の日常生活自立度 B 以上の占める割合は、令和 4 年度では 36.9%となっています。

区分	第7期			第8期	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
要支援・要介護認定者数	1,754人	1,713人	1,786人	1,926人	1,864人
自立	2人	2人	1人	1人	1人
J1	23人	16人	17人	14人	7人
J2	354人	362人	360人	408人	427人
A1	487人	494人	547人	565人	545人
A2	245人	207人	210人	216人	196人
B1	113人	135人	144人	137人	126人
B2	378人	341人	360人	429人	414人
C1	14人	17人	19人	14人	16人
C2	138人	139人	128人	142人	132人
日常生活自立度B以上認定者数	643人	632人	651人	722人	688人
認定者に占める障害高齢者 (B以上) 割合	36.7%	36.9%	36.5%	37.5%	36.9%

※複数回の認定を含んだ人数のため、14 ページにある要支援・要介護認定者数と異なります。



※厚生労働省「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」

状態	ランク	判断基準
生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1. 交通機関等を利用して外出する。 2. 隣近所へなら外出する。
準寝たきり	ランク A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。 1. 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 2. 介助により車椅子に移乗する。
	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 1. 自力で寝返りをうつ。 2. 自力では寝返りもうたない。

3. ニーズ調査結果

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

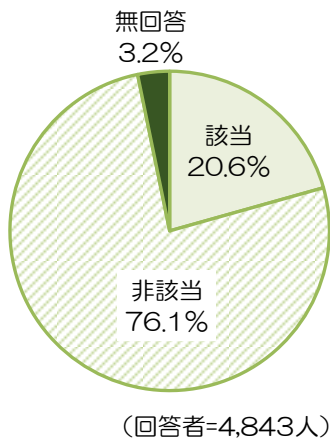
①運動に関すること

後期高齢者（特に女性）において「運動器の機能低下リスク」「転倒リスク」該当者が多く、日常生活のなかで取り組むことができる簡単な筋力運動等に関する啓発を強化する必要があります。また、身体機能が徐々に低下し始める壮年期からの介護予防についての啓発も必要です。

転倒経験がある人は、転倒に対する不安を感じている割合が高くなっています。外出控えや身体を動かす機会の減少にもつながることから、転倒しないためにも身体を動かすという意識づけ・習慣づけを行うとともに、外出頻度が週1回未満である「閉じこもりリスク」該当者を減らしていきえるような地域全体での運動機会の創出、通いの場等における社会参加の機会の確保が必要です。

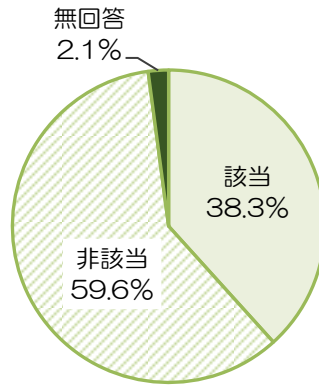
介護・介助が必要になった原因は、「高齢による衰弱」が最も多く、次いで「骨折・転倒」が多くなっています。高齢者の運動器の機能を維持していくための取組が、要介護認定率の減少や初回認定を遅らせるためにも必要です。

- 運動器の機能低下リスク該当者は 20.6%となっており、女性の後期高齢者では3割以上が低下リスクに該当しています。



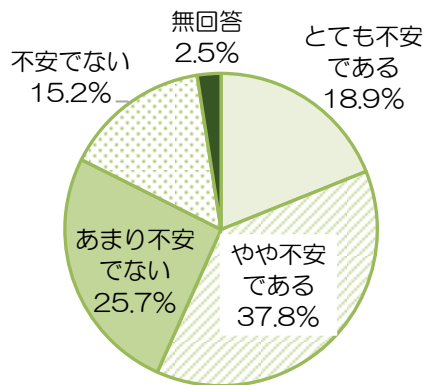
		運動器の機能低下リスク				
		回答者	該当	非該当	無回答	
全体		4,843人	20.6%	76.1%	3.2%	
性・年齢	男性	前期高齢者	1,071人	6.8%	91.6%	1.6%
		後期高齢者	1,043人	23.2%	73.4%	3.4%
	女性	前期高齢者	1,167人	10.2%	87.7%	2.1%
		後期高齢者	1,552人	36.3%	58.6%	5.2%
地域	窪川	3,279人	20.0%	77.0%	3.0%	
	大正	677人	22.9%	74.6%	2.5%	
	十和	877人	21.1%	74.2%	4.7%	

- 過去 1 年間で転倒経験のある人は、38.3%となっており、3 人に 1 人が転倒の経験があると回答しています。



(回答者=4,843人)

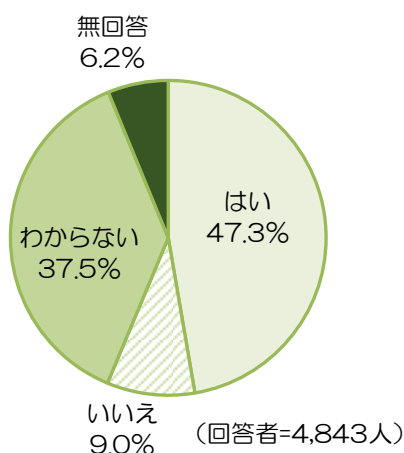
- 転倒の不安がある人（「とても不安」または「やや不安」）は、56.7%と半数以上の人が不安に思っています（うち転倒が何度もある人は86.8%、1度の方は72.6%）。



(回答者=4,843人)

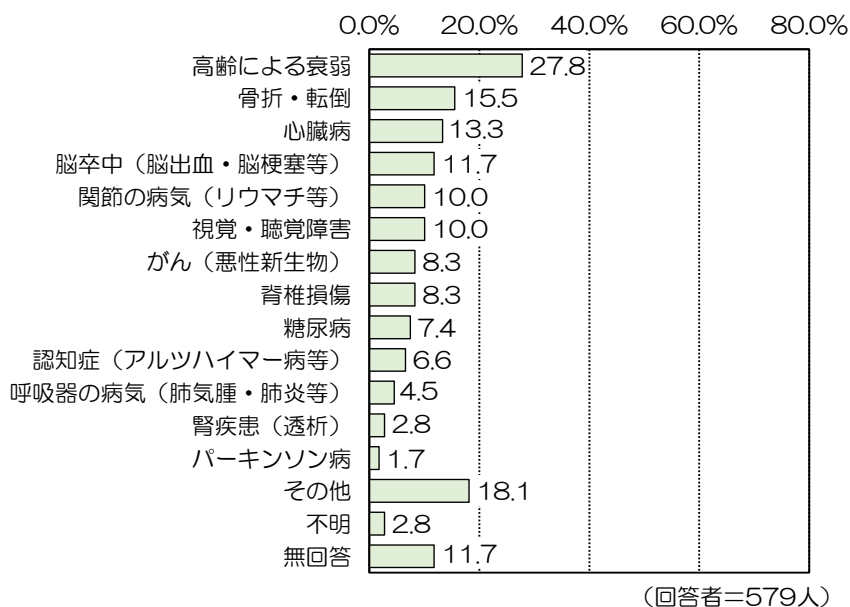
	回答者	転倒の不安					
		とても不安である	やや不安である	あまり不安でない	不安でない	無回答	
全体	4,843人	18.9%	37.8%	25.7%	15.2%	2.5%	
転倒経験の有無	何度もある	821人	44.2%	42.6%	11.3%	1.5%	0.4%
	1度ある	1,033人	21.2%	51.4%	22.2%	4.8%	0.6%
	ない	2,887人	11.4%	32.2%	31.8%	23.2%	1.5%

- 何歳からでも筋力向上ができることを知らない人（「いいえ」または「わからない」）は4割台半ばとなっています。性・年齢別にみると後期高齢者、認定該当状況別にみると要支援1・2に知らない人が多くなっています。



		何歳からでも筋力を維持したり回復させることができますか					
		回答者	はい	いいえ	わからない	無回答	
全体		4,843人	47.3%	9.0%	37.5%	6.2%	
性・年齢	男性	前期高齢者	1,071人	50.6%	14.3%	31.3%	3.8%
		後期高齢者	1,043人	37.6%	10.4%	43.0%	9.1%
	女性	前期高齢者	1,167人	63.6%	5.1%	28.4%	2.9%
		後期高齢者	1,552人	39.2%	7.3%	45.0%	8.4%
認定該当状況	一般高齢者	4,407人	48.7%	8.7%	36.5%	6.1%	
	事業対象者	146人	45.9%	6.2%	41.1%	6.8%	
	要支援1・2	280人	25.4%	13.9%	52.5%	8.2%	

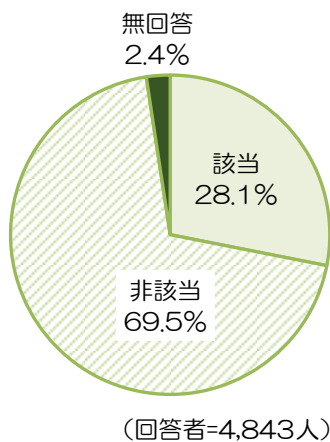
- 介護・介助が必要になった原因は、「高齢による衰弱」が27.8%と最も高く、次いで「骨折・転倒」が15.5%、「心臓病」が13.3%となっています。また、運動機能や筋力の衰えに関する項目が上位となっています。



②閉じこもり・移動支援に関すること

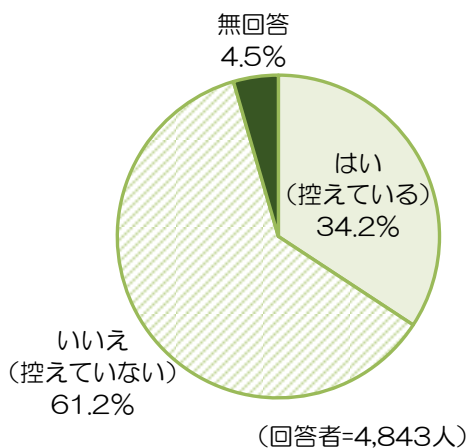
「閉じこもりのリスク」該当者は、大正地域・十和地域で多くなっており、外出を控えている人も大正地域で特に多くなっています。買い物等の外出の機会だけでなく、地域住民同士で定期的集まり交流できるような機会の創出が必要であり、地域ごとの状況に応じた交流の場を設定できるように、地域と町が一体となって推進していく必要があります。

- 閉じこもりのリスク該当者は、28.1%となっており、年齢が上がるにつれ閉じこもり傾向にあります。地域別にみると、窪川地域 25.5%、大正地域 31.2%、十和地域 35.1%と、十和地域において割合が最も高くなっています。



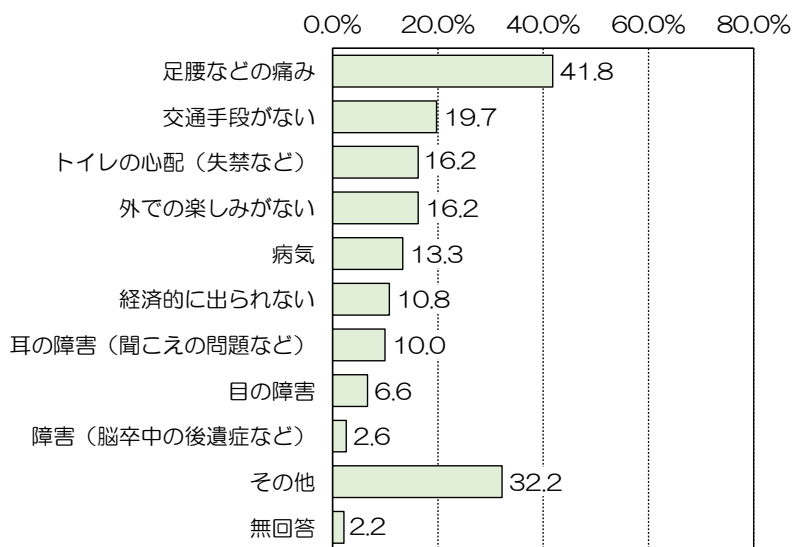
		閉じこもりのリスク				
		回答者	該当	非該当	無回答	
全体		4,843人	28.1%	69.5%	2.4%	
性・年齢	男性	前期高齢者	1,071人	16.2%	82.3%	1.6%
		後期高齢者	1,043人	27.7%	70.3%	2.0%
	女性	前期高齢者	1,167人	20.7%	77.5%	1.7%
		後期高齢者	1,552人	42.0%	54.1%	3.9%
地域	窪川	3,279人	25.5%	72.3%	2.2%	
	大正	677人	31.2%	65.6%	3.2%	
	十和	877人	35.1%	62.1%	2.7%	

- 外出を控えている人は、34.2%となっており、年齢が上がるにつれ控えている割合が高くなる傾向がみられ、女性の後期高齢者は5割近くとなっています。



		外出を控えているか				
		回答者	(はい 控えている)	(いいえ 控えていない)	無回答	
全体		4,843人	34.2%	61.2%	4.5%	
性・年齢	男性	前期高齢者	1,071人	19.4%	78.1%	2.5%
		後期高齢者	1,043人	33.9%	60.4%	5.7%
	女性	前期高齢者	1,167人	30.0%	66.0%	4.0%
		後期高齢者	1,552人	47.7%	46.6%	5.6%
地域	窪川	3,279人	33.8%	61.8%	4.5%	
	大正	677人	36.5%	60.0%	3.5%	
	十和	877人	34.0%	60.3%	5.7%	

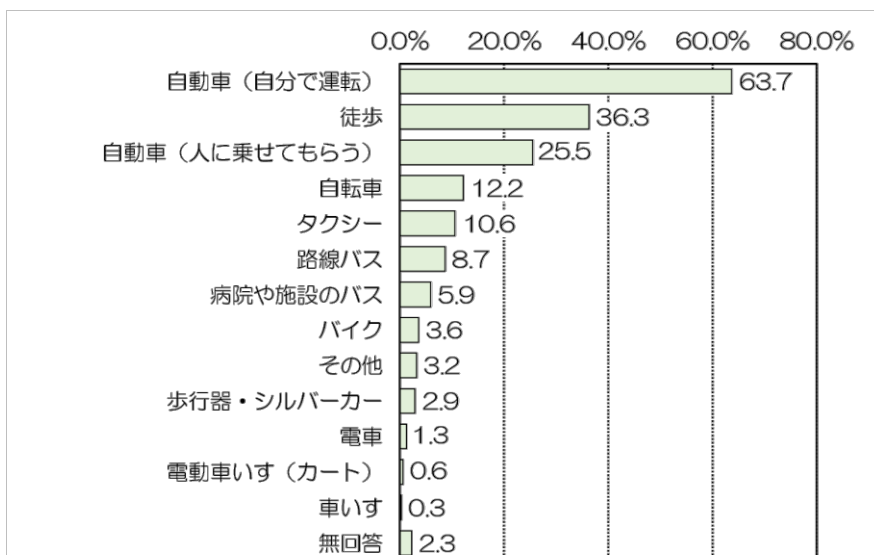
- 外出を控えている理由として「足腰などの痛み」が、41.8%と最も高く、特に後期高齢者で高くなっています。



(回答者=1,657人)

		外出を控えている理由												
		回答者	病気	障害（脳卒中の後遺症など）	足腰などの痛み	トイレの心配（失禁など）	耳の障害（聞こえの問題など）	目の障害	外での楽しみがない	経済的に出られない	交通手段がない	その他	無回答	
全体		1,657人	13.3%	2.6%	41.8%	16.2%	10.0%	6.6%	16.2%	10.8%	19.7%	32.2%	2.2%	
性・年齢	男性	前期高齢者	208人	11.1%	2.9%	19.7%	6.7%	2.4%	4.8%	18.3%	14.9%	6.7%	44.2%	4.3%
		後期高齢者	354人	17.5%	5.6%	46.0%	19.5%	17.8%	11.0%	17.8%	10.2%	18.1%	22.6%	2.0%
	女性	前期高齢者	350人	12.0%	1.7%	21.4%	8.0%	2.0%	1.7%	13.1%	14.9%	9.7%	54.6%	3.1%
		後期高齢者	741人	12.7%	1.5%	55.6%	21.2%	12.1%	7.3%	16.3%	8.1%	29.9%	22.7%	1.2%

- 外出する際の交通手段は、「自動車（自分で運転）」が63.7%と最も高くなっています。



(回答者=4,843人)

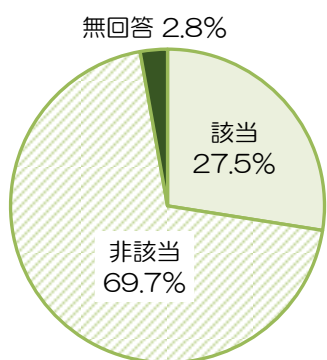
③口腔に関すること

固いものが食べにくくなるという咀嚼機能の低下、汁物等でむせるという嚥下機能の低下等「口腔機能の低下リスク」については、後期高齢者で特に多くなっています。

高齢者の歯の状況を見ると、自分の歯が19本以下の割合が半数以上であり、若い頃から歯・口腔の健康を維持するための習慣づけが必要です。

定期的な歯科検診受診率は3割台半ばと少ないです。歯・口腔機能の健康リスクと生活習慣病や肺炎等の関係性もあるため、定期受診について周知する必要があります。

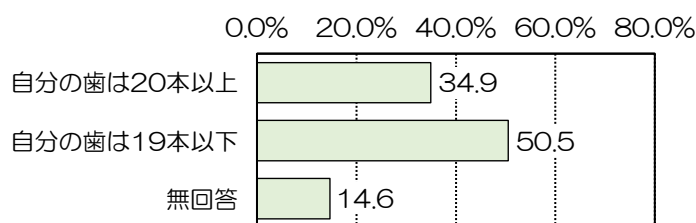
- 口腔機能の低下リスク該当者は、27.5%となっています。



(回答者=4,843人)

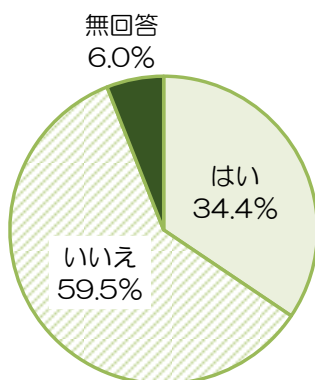
		口腔機能の低下リスク				
		回答者	該当	非該当	無回答	
全体		4,843人	27.5%	69.7%	2.8%	
性・年齢	男性	前期高齢者	1,071人	22.7%	75.5%	1.8%
		後期高齢者	1,043人	33.6%	62.2%	4.2%
	女性	前期高齢者	1,167人	20.7%	78.3%	1.0%
		後期高齢者	1,552人	31.8%	64.3%	3.9%

- 自分の歯が19本以下の人（義歯ありを含む）は、50.5%と半数以上を占め、特に後期高齢者に多くなっています。



(回答者=4,843人)

- 歯科の定期受診率は34.4%で、約6割の人は定期的な受診を行っていません。

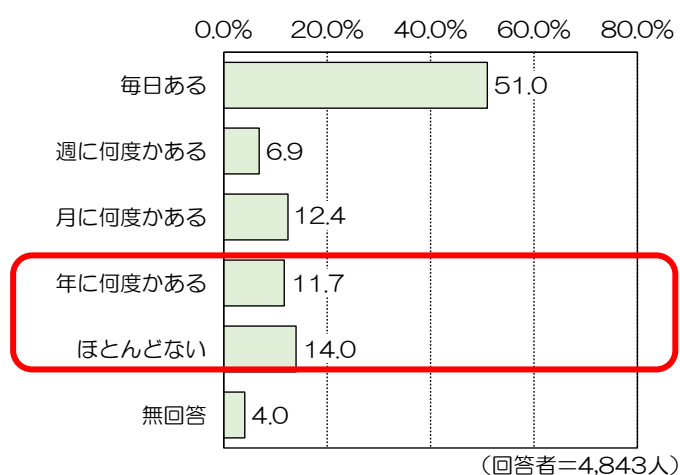


(回答者=4,843人)

④食事に関すること

誰かと食事をとる機会がほとんどない「孤食傾向の人」は2割を超えており、特に一人暮らし高齢者に多くなっています。家族・友人・知人だけでなく、地域活動のなかで食事をとることができる機会等を検討し、高齢者の地域とのつながりを確保していく必要があります。

- 誰かと一緒に食事をする機会について、「年に何度かある」または「ほとんどない」と答えた孤食傾向の人は25.7%となっており、4人に1人は1人で食事をしている結果となっています。性・年齢別にみると男性、家族構成別にみると一人暮らしの人に多くなっています。



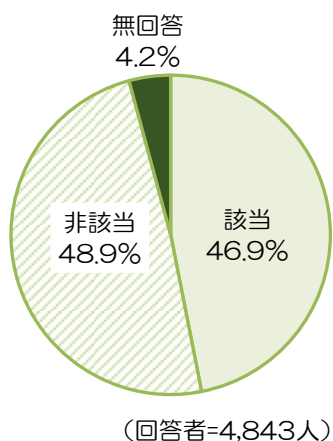
		食事をとる機会の有無							
		回答者	毎日ある	何週度にかある	何月度にかある	何年度にかある	なほほとんど	無回答	
全体		4,843人	51.0%	6.9%	12.4%	11.7%	14.0%	4.0%	
性・年齢	男性	前期高齢者	1,071人	55.8%	6.9%	9.6%	10.4%	14.6%	2.7%
		後期高齢者	1,043人	52.3%	4.6%	10.3%	10.8%	17.0%	5.0%
	女性	前期高齢者	1,167人	61.5%	6.2%	11.4%	11.1%	8.1%	1.8%
		後期高齢者	1,552人	38.8%	8.8%	16.7%	13.7%	15.9%	6.1%
家族構成	1人暮らし		1,201人	4.3%	12.3%	24.6%	24.9%	29.5%	4.3%
	夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）		1,723人	66.9%	3.7%	9.3%	8.9%	8.4%	2.8%
	夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）		227人	67.8%	5.7%	7.5%	7.9%	5.7%	5.3%
	息子・娘との2世帯		711人	68.5%	6.8%	7.9%	5.1%	8.7%	3.1%
	その他		659人	71.9%	5.9%	6.4%	5.2%	7.4%	3.2%

⑤認知機能・うつに関すること

物忘れの自覚がある人が該当する「認知機能の低下リスク」は、後期高齢者に多くなっています。また、新聞・書籍・テレビ番組などから情報を収集したり、書類等を自分で記入できる能力を図る「知的能動性」が低い人も、後期高齢者に多くなっています。「うつリスク」のある人が4割を超えており、性別では女性、年齢別では後期高齢者、家族構成別では一人暮らしの人に多くなっています。

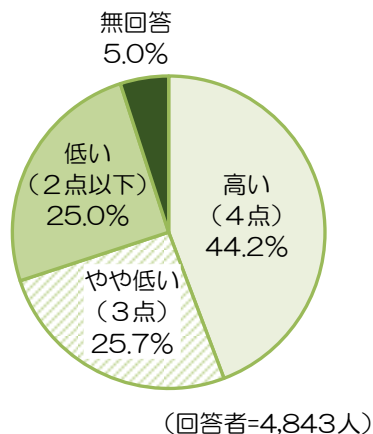
後期高齢者や一人暮らしの人では、趣味や生きがいを持っていない割合も高く、高齢者が趣味を通して人と関わり、楽しく過ごしていけるよう、学びや社会参加の場の充実等が必要です。

- 認知機能の低下者（物忘れの自覚がある人）は46.9%と、半数近くの人が物忘れの自覚ありと回答しています。性・年齢別にみると後期高齢者、地域別にみると十和地域で5割を超え、最も高くなっています。



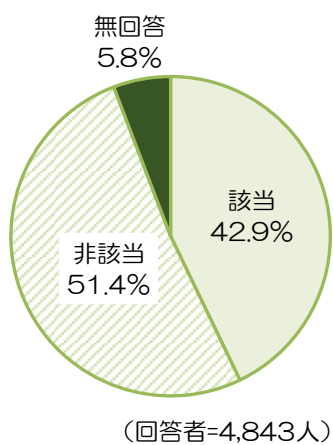
		認知機能の低下リスク				
		回答者	該当	非該当	無回答	
全体		4,843人	46.9%	48.9%	4.2%	
性・年齢	男性	前期高齢者	1,071人	40.6%	56.7%	2.7%
		後期高齢者	1,043人	52.3%	42.8%	4.9%
	女性	前期高齢者	1,167人	38.8%	57.9%	3.3%
		後期高齢者	1,552人	53.7%	40.9%	5.4%
地域	窪川		3,279人	46.2%	50.1%	3.7%
	大正		677人	45.2%	49.9%	4.9%
	十和		877人	51.0%	43.7%	5.4%

- 知的能動性（自ら情報を探索・収集し、それらの幅広い情報の蓄積によって、生活のなかに余暇活動を創り出す能力）が低い人（「やや低い」または「低い」）は、50.7%となっており、男性の後期高齢者が54.8%と最も高くなっています。



		知的能動性					
		回答者	(高い 4点)	(やや低い 3点)	(低い 2点以下)	無回答	
全体		4,843人	44.2%	25.7%	25.0%	5.0%	
性・年齢	男性	前期高齢者	1,071人	44.3%	27.4%	26.2%	2.1%
		後期高齢者	1,043人	38.7%	25.2%	29.6%	6.4%
	女性	前期高齢者	1,167人	54.2%	26.0%	17.8%	2.0%
		後期高齢者	1,552人	40.5%	24.7%	26.5%	8.3%

- うつ傾向にある人は、42.9%を占めており、そのうち男女ともに4割以上の後期高齢者が該当し、5割以上の一人暮らしの人が該当しています。



		うつのリスク				
		回答者	該当	非該当	無回答	
全体		4,843人	42.9%	51.4%	5.8%	
性・年齢	男性	前期高齢者	1,071人	37.5%	58.5%	4.0%
		後期高齢者	1,043人	42.8%	49.7%	7.6%
	女性	前期高齢者	1,167人	45.8%	51.2%	3.0%
		後期高齢者	1,552人	44.3%	47.9%	7.9%
家族構成	1人暮らし		1,201人	50.5%	43.9%	5.6%
	夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上)		1,723人	41.2%	54.1%	4.6%
	夫婦2人暮らし (配偶者64歳以下)		227人	36.1%	61.2%	2.6%
	息子・娘との2世帯		711人	38.0%	56.7%	5.3%
	その他		659人	44.2%	51.7%	4.1%

- 趣味がある人は、6割を超えていますが、後期高齢者や一人暮らしの人では少なくなっています。

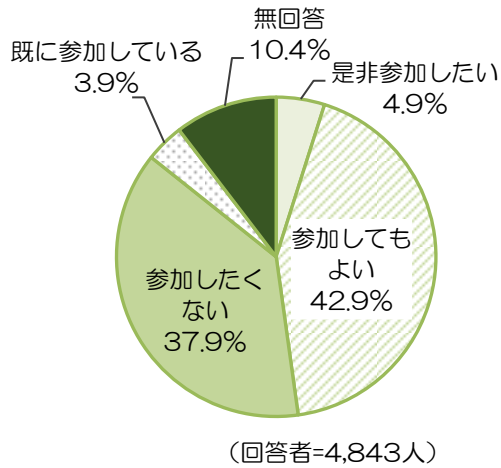
			趣味はあるか			
			回答者	趣味あり	思いつかない	無回答
全体			4,843人	61.3%	29.9%	8.8%
性・年齢	男性	前期高齢者	1,071人	66.8%	29.2%	4.0%
		後期高齢者	1,043人	57.8%	30.9%	11.3%
	女性	前期高齢者	1,167人	65.8%	28.2%	6.0%
		後期高齢者	1,552人	56.5%	31.0%	12.5%
家族構成	1人暮らし		1,201人	56.6%	33.5%	9.9%
	夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）		1,723人	64.8%	26.6%	8.5%
	夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）		227人	66.1%	26.9%	7.0%
	息子・娘との2世帯		711人	61.9%	31.4%	6.8%
	その他		659人	61.9%	33.1%	5.0%

- 生きがいがある人は、約半数を占めていますが、後期高齢者や一人暮らしでは少なくなっています。

			生きがいはあるか			
			回答者	生きがいあり	思いつかない	無回答
全体			4,843人	49.1%	39.6%	11.3%
性・年齢	男性	前期高齢者	1,071人	49.0%	45.1%	5.9%
		後期高齢者	1,043人	44.1%	42.5%	13.4%
	女性	前期高齢者	1,167人	56.8%	34.9%	8.3%
		後期高齢者	1,552人	46.8%	37.4%	15.9%
家族構成	1人暮らし		1,201人	41.9%	45.8%	12.3%
	夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）		1,723人	52.1%	36.9%	11.0%
	夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）		227人	55.9%	34.4%	9.7%
	息子・娘との2世帯		711人	53.7%	36.7%	9.6%
	その他		659人	50.7%	42.5%	6.8%

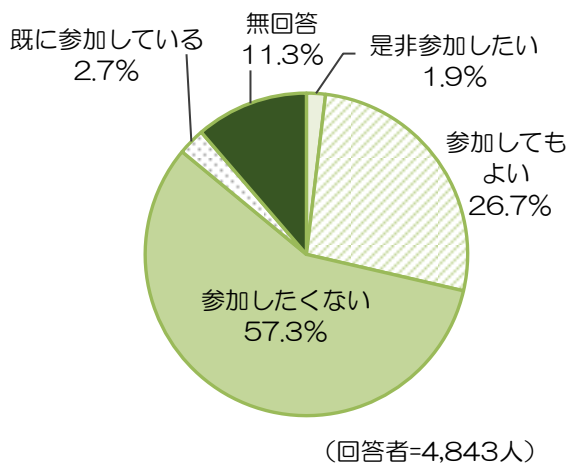
- 地域づくり活動へ参加意向のある人（「是非参加したい」または「参加してもよい」）は、参加者としては47.8%ですが、お世話役（企画・運営）としては28.6%と低い傾向にあります。

【参加者として】



		地域づくり活動に対する参加者としての参加意欲					
		回答者	是非参加したい	参加してもよい	参加したくない	既に参加している	無回答
全体	4,843人	4.9%	42.9%	37.9%	3.9%	10.4%	
地域	窪川	3,279人	5.3%	42.6%	38.1%	4.0%	10.0%
	大正	677人	5.0%	42.7%	36.8%	4.4%	11.1%
	十和	877人	3.1%	44.5%	37.7%	3.0%	11.7%

【お世話役として】

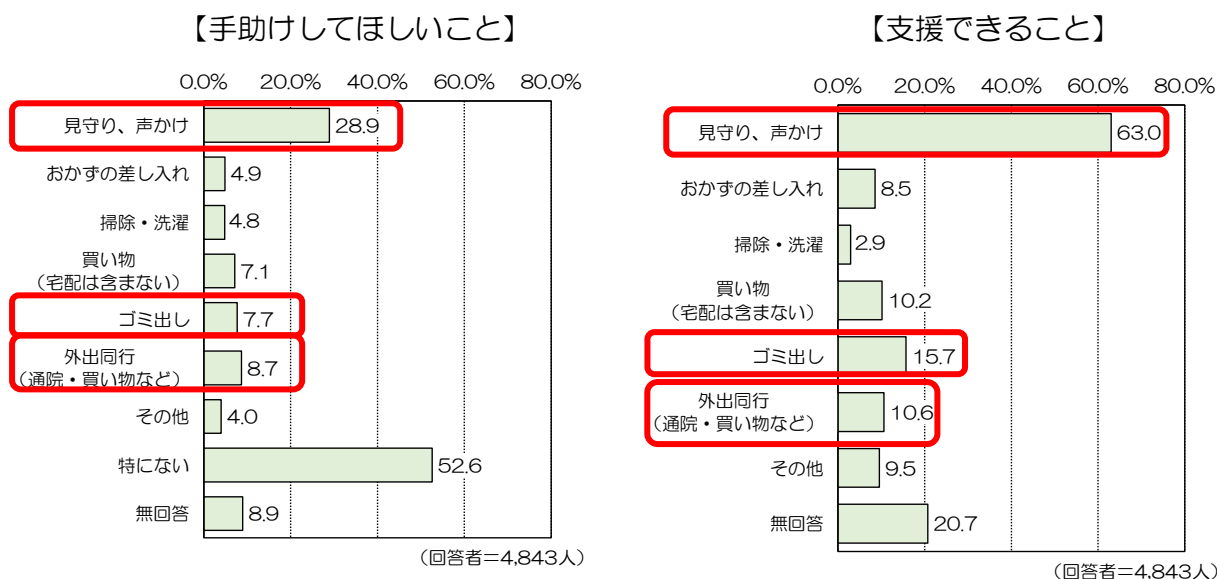


		地域づくり活動に対する企画・運営としての参加意欲					
		回答者	是非参加したい	参加してもよい	参加したくない	既に参加している	無回答
全体	4,843人	1.9%	26.7%	57.3%	2.7%	11.3%	
地域	窪川	3,279人	2.0%	26.6%	58.0%	2.9%	10.4%
	大正	677人	2.1%	28.2%	56.0%	1.8%	12.0%
	十和	877人	1.3%	26.1%	55.4%	2.9%	14.4%

⑥生活支援・介護予防に関すること

高齢者が手助けしてほしいこと・支援できることは、「見守り、声かけ」「外出同行（通院・買い物など）」「ゴミ出し」が多く、手助けを必要とする高齢者のニーズと、支援できる高齢者をマッチングできるような仕組みを検討する必要があります。

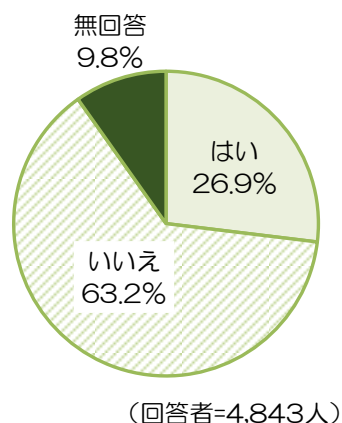
- 手助けしてほしいこと、支援できることは、「見守り、声かけ」が最も高い割合となっています。



⑦介護に関する知識不足について

認知症相談窓口の認知度は、3割弱と依然低く、地域包括支援センターを中心とした認知症相談窓口の認知度向上と、認知症カフェや認知症家族の会といった認知症の人や家族が地域の人とも関わり、悩みや不安感を解消していけるような機会を啓発していく必要があります。

- 認知症相談窓口を知っている人の割合は、約3割と認知度が低い状況です。



⑧地域での活動（社会参加率）※2 に関すること

- 高齢者の社会参加率は、全体では32.0%で、うち収入のある仕事に参加している人が最も多くを占めています。地域別では、窪川地域の参加率が最も高くなっています。第8期計画策定と本計画策定に向けての二一ズ調査を比較すると、いずれの地域も参加率が下がっており、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。一人暮らしの高齢者が増え続けるなか、高齢者の孤立や孤独を防ぐためにも、人と人が関わり合う機会が必要とされています。

さらに、社会参加活動は、心の豊かさや生きがいを得られ、自身の健康にもつながることから、介護予防に資する通いの場の充実等を図る必要があります。

※2 ここでいう高齢者の社会参加率とは、①ボランティア、②スポーツ、③趣味、④学習・教養、⑤通いの場、⑥老人クラブ、⑦町内会、⑧収入のある仕事のいずれかに「週1回以上」参加している人および①～⑧のうち「月1～2回」参加が複数ある人の割合を指す。

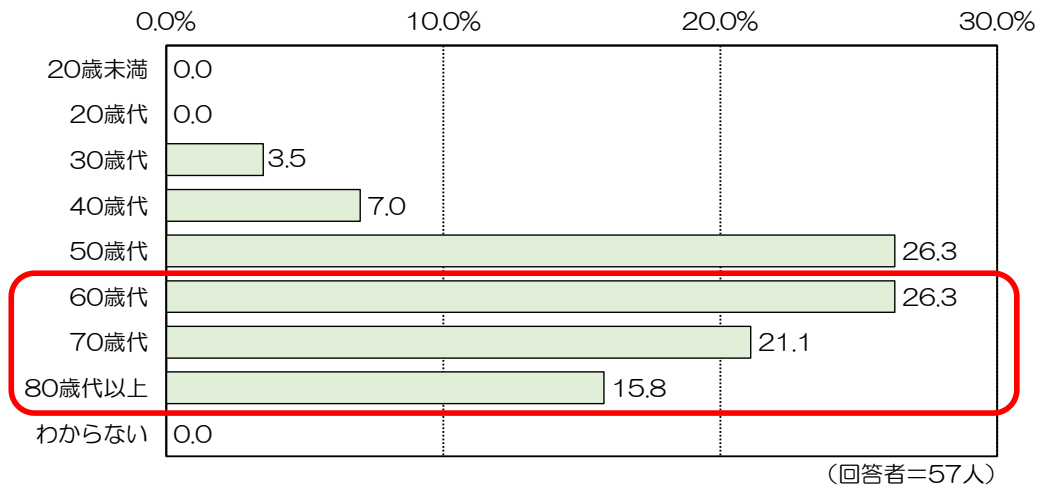
第8期二一ズ調査				第9期二一ズ調査				第8期との比較	
	回答数	該社会者参加	社会参加率		回答数	該社会者参加	社会参加率		
全体	5,081人	1,807人	35.6%	全体	4,843人	1,550人	32.0%	-3.6%	
	男性	2,194人	741人	33.8%	男性	2,114人	670人	31.7%	-2.1%
	女性	2,885人	1,065人	36.9%	女性	2,719人	902人	33.2%	-3.7%
地域・性別	窪川	3,380人	1,310人	38.8%	窪川	3,279人	1,150人	35.1%	-3.7%
	男性	1,425人	504人	35.4%	男性	1,416人	474人	33.5%	-1.9%
	女性	1,955人	806人	41.2%	女性	1,863人	676人	36.3%	-4.9%
	大正	770人	248人	32.2%	大正	677人	205人	30.3%	-1.9%
	男性	341人	119人	34.9%	男性	294人	99人	33.7%	-1.2%
	女性	429人	129人	30.1%	女性	383人	108人	28.2%	-1.9%
	十和	929人	248人	26.7%	十和	877人	210人	23.9%	-2.8%
	男性	428人	118人	27.6%	男性	404人	97人	24.0%	-3.6%
	女性	501人	130人	25.9%	女性	473人	118人	24.9%	-1.0%
	不明	2人	1人	-	不明	10人	-	-	

※第8期二一ズ調査における回収数は5,155人ですが、無効回答数を含んだ数値となっており、差異が生じています。

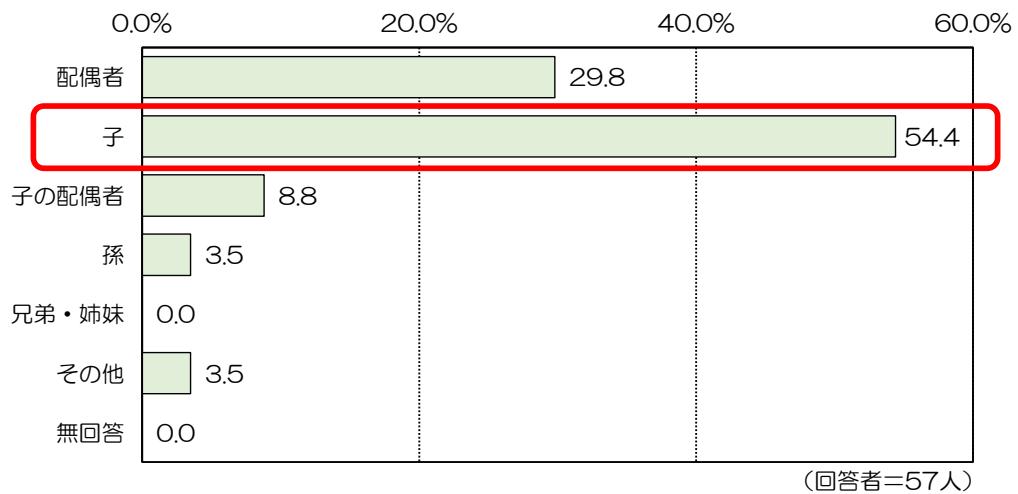
(2) 在宅介護実態調査

①介護者の状況について

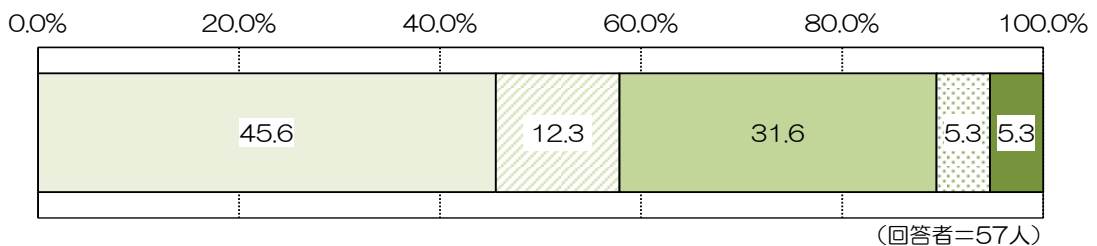
- 主な介護者の年齢は、60歳代以上が63.2%となっています。



- 主な介護者との関係は、「子」54.4%、「配偶者」29.8%、「子の配偶者」8.8%と、「子」の占める割合が最も高くなっています。

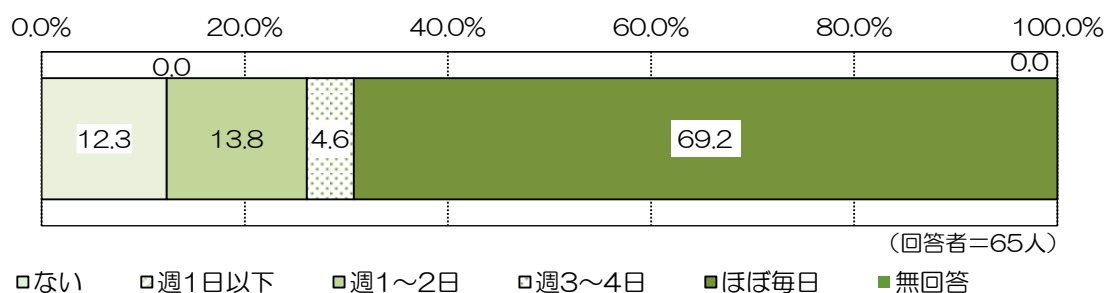


- 主な介護者の就労状況は、「フルタイム勤務」45.6%、「働いていない」31.6%、「パートタイム勤務」12.3%と約6割が就労しながら介護をしている状況です。



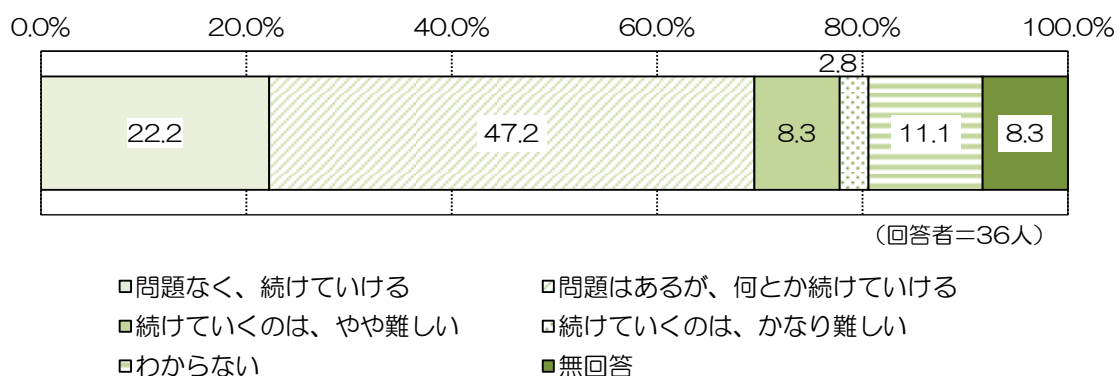
□フルタイム勤務 □パートタイム勤務 □働いていない □わからない ■無回答

- 主な介護者の介護の頻度は、「ほぼ毎日」が69.2%となっています。

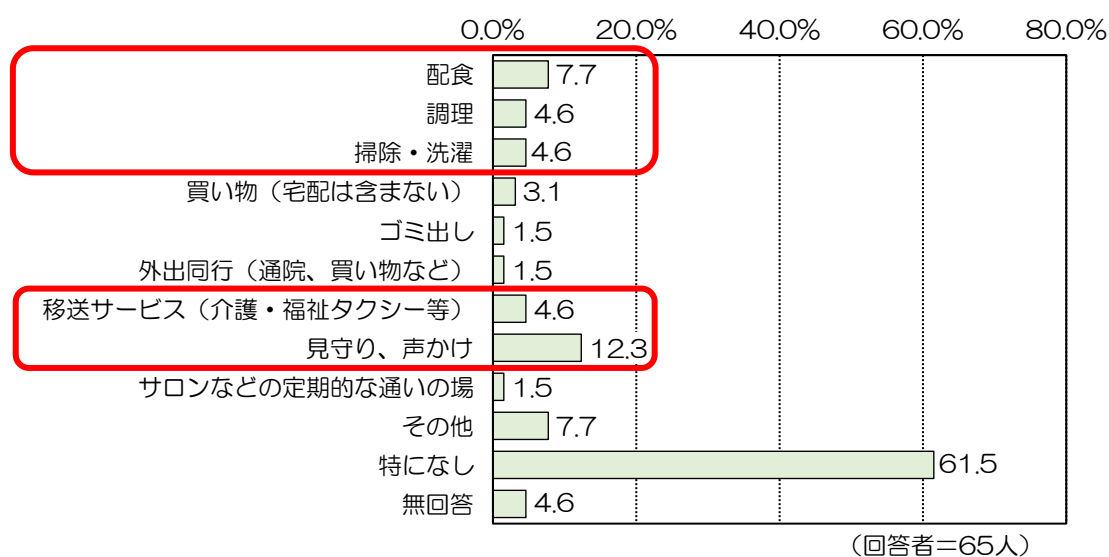


②就労の継続と必要な支援について

- 主な介護者のうち、介護のために今後の就労継続が難しい人（「続けていくのは、やや難しい」または「続けていくのは、かなり難しい」）は、11.1%となっています。

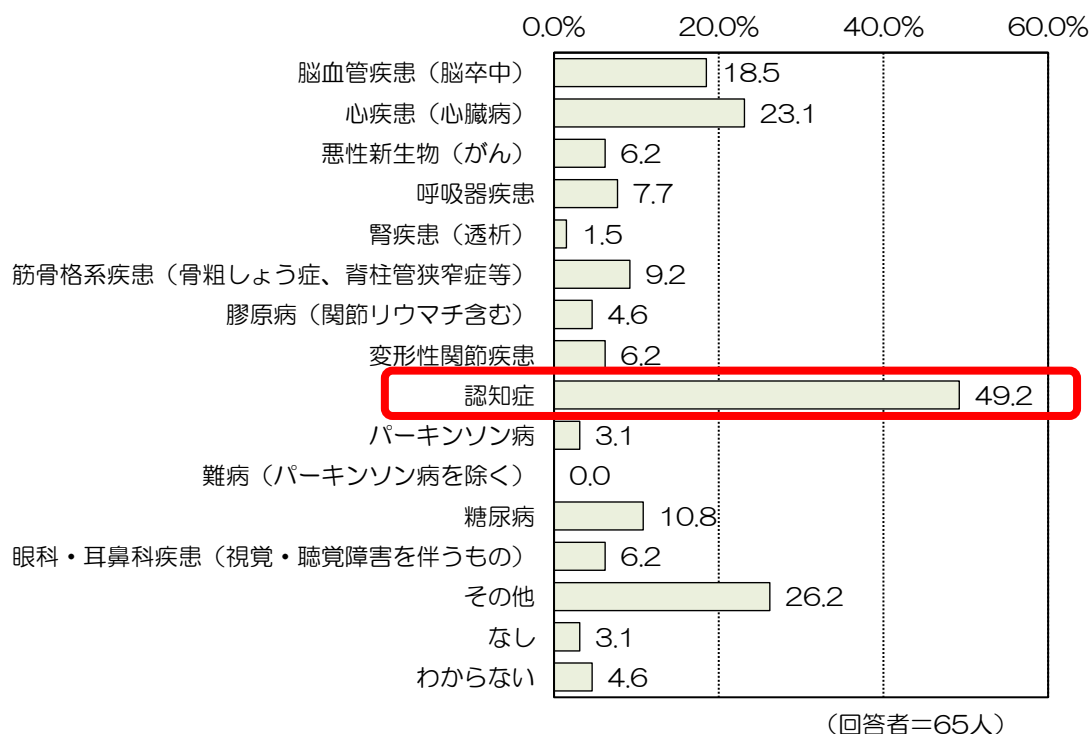


- 在宅生活を継続していくために充実が必要な支援は、「見守り、声かけ」12.3%、「配食」7.7%、「調理」「掃除・洗濯」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が各4.6%となっています。

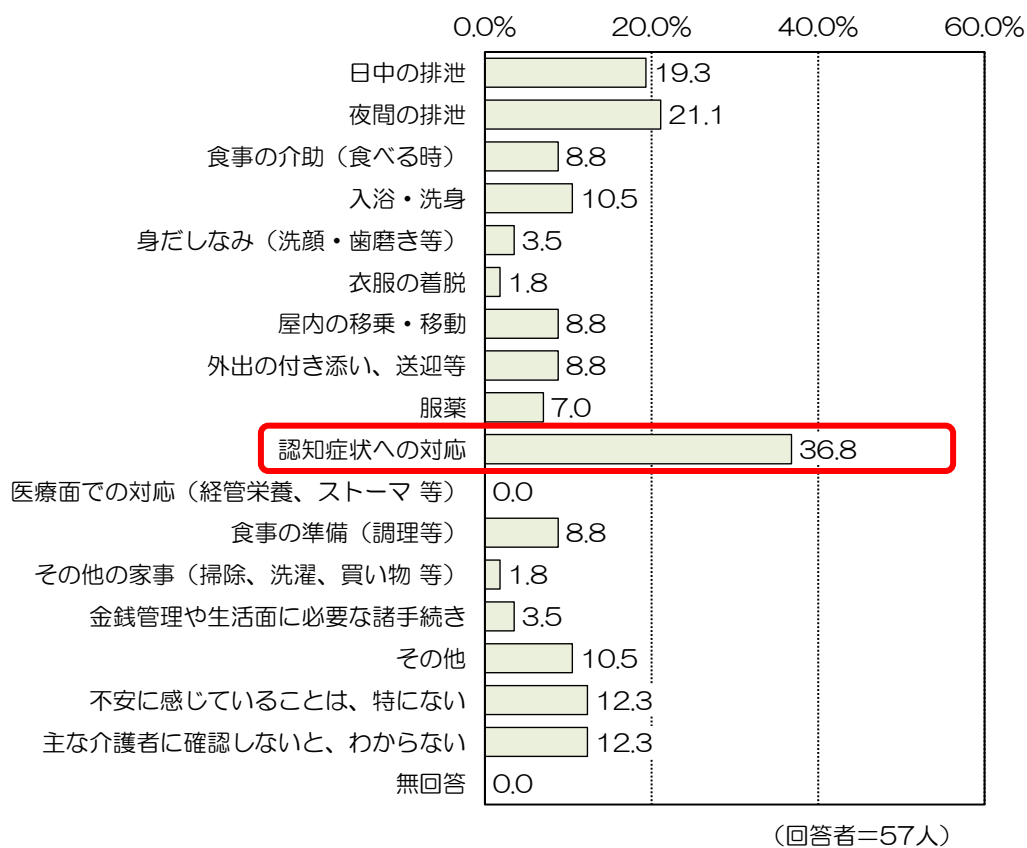


③認知症に関すること

- 介護されている本人の抱えている疾病は、「認知症」が49.2%と最も多く、約半数を占めています。



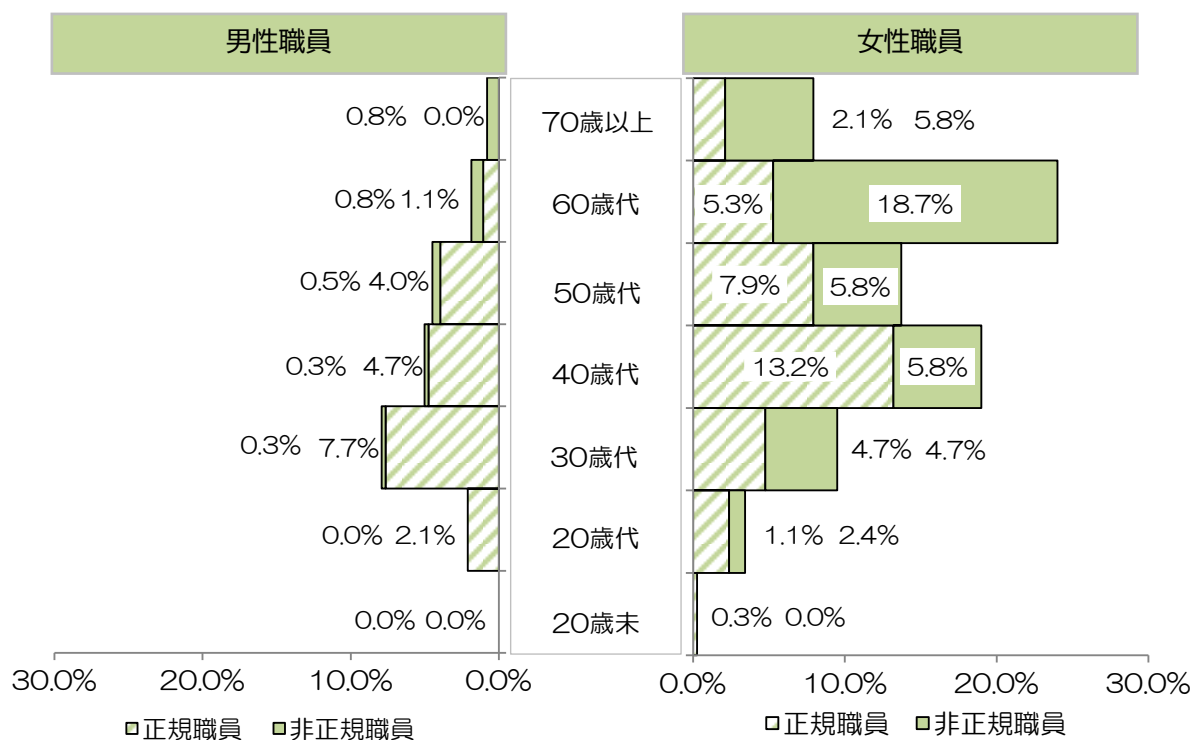
- 主な介護者が不安に感じる介護は、「認知症状への対応」が36.8%と最も多くなっています。



(3) 介護人材実態調査

①雇用形態について

- 性・年齢別に雇用形態の構成比をみると、60歳代女性の割合が最も高く、正規職員は40歳代女性が最も高くなっています。男性職員は30歳代が最も高くなっており、男性・女性ともに20歳代の割合が低くなっています。



②介護職員数の変化について

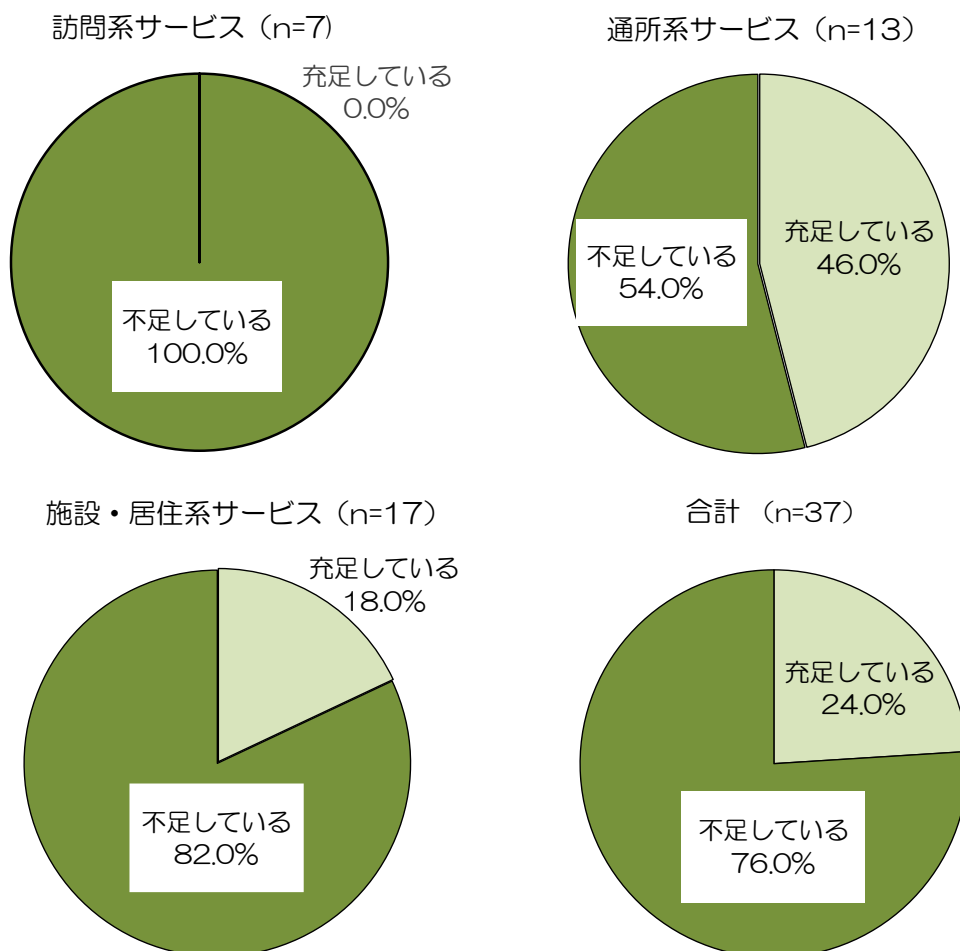
- 職員の採用・離職状況は、全体的にみると、採用者より離職者が多く、全体の介護職員数は減少しています。

サービス系統 (該当事業所数)	採用者数			離職者数		
	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計
全サービス系統(n=37)	20人	20人	40人	22人	23人	45人
訪問系(n=7)	2人	7人	9人	4人	7人	11人
通所系(n=13)	5人	1人	6人	4人	0人	4人
施設・居住系(n=17)	13人	12人	25人	14人	16人	30人

サービス系統 (該当事業所数)	職員総数			昨年比		
	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計
全サービス系統(n=37)	213人	178人	391人	99.1%	98.3%	98.7%
訪問系(n=7)	23人	63人	86人	92.0%	100.0%	97.7%
通所系(n=13)	42人	44人	86人	102.4%	102.3%	102.4%
施設・居住系(n=17)	148人	71人	219人	99.3%	94.7%	97.8%

③介護職員の充足について

- 各サービス事業所における現状の介護職員の充足状況をみると、全体の76.0%で介護職員が不足しています。特に「訪問系サービス」「施設・居住系サービス」で不足しています。また、訪問系サービスについては、特に「非正規職員」、施設・居住系サービスについては、特に「正規職員」が必要という結果となっています。



(4) 介護保険サービス提供事業者調査

①計画期間中（令和6～8年度）の提供サービスの新規追加・拡充の意向

町内の介護保険サービス提供事業者において、計画期間中の提供サービスの新規追加・拡充の意向はありませんでした。一方で、利用者の減少にともない、提供サービスの縮小を検討している事業者が複数ありました。

②事業者の課題

介護職員の確保や利用者減少による経営難の課題を抱えている事業者が複数ありました。利用者が減少した一因としては、新型コロナウイルス感染症の影響等も考えられますが、今後の人口の推移等を考慮し、安定的な運営を危惧する声が多くなっています。介護人材不足への対応や安定的な運営の確保など、適切なサービス提供がなされるよう運営支援を行う必要があります。

4. 第8期計画の重点指標の進捗状況

基本目標 1 介護予防と健康・生きがいつくりの推進

項目	令和5年度 (目標値)	令和4年度 (実績値)
65歳以上の高齢者が通いの場に参加している割合	15.0%	9.7%
「何歳からでも筋力を維持したり回復させることができると思うか」に対して「はい」と答えた人の割合	50.0%	47.3%
「口の動きが悪くなることと肺炎は関係があると思うか」に対して「はい」と答えた人の割合	30.0%	19.7%
地域づくり活動へお世話役として「参加してもよい」と答えた人の割合	30.0%	26.7%

基本目標 2 認知症施策の総合的な推進

項目	令和5年度 (目標値)	令和4年度 (実績値)
認知症カフェの開催箇所数	窪川3か所 大正1か所 十和1か所	大正1か所
相談窓口を知っている人の割合	50.0%	26.9%
認知症の理解や相談窓口を周知するための啓発を行った延べ人数	1,300人/ 令和5年度末	247人/ 令和4年度末

基本目標 3 地域で高齢者を支える仕組みづくり

項目	令和5年度 (目標値)	令和4年度 (実績値)
町内の医療機関を退院する人が、退院後支援パッケージの運用により、1年以内に再入院することなく生活ができている人の割合	退院後支援パッケージ利用者が1年後在宅で生活ができている割合 60%	100% (1名)
あったかふれあいセンターにおける介護保険以外の身近な生活支援(ゴミ出し、買い物等)を受けている人数	実150人/年	実301人/年

5. 重点課題の設定

高齢者への調査や高齢者を取り巻く現状等により、本計画において重点的に取り組む優先課題は、次の2つとします。

(1) 介護予防（重度化防止）

第8期計画策定時と同様、ニーズ調査結果から心身の機能や生活機能の低下、転倒への不安を感じている人が多く、外出を控えている人が3割を超えています。また、介護が必要になった原因としては、「高齢による衰弱」や「骨折・転倒」が上位を占めています。可能な限り介護を必要とせず、その人が望む生活を送ることができるよう、高齢者の自立支援、重度化防止に向けて介護予防事業を展開していく必要があります。

これまでも、介護予防に資する地域活動の支援や、介護予防に関する知識の普及・啓発、ボランティアの育成等を行ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、通いの場をはじめとする地域活動の場は活動の自粛を余儀なくされ、地域の高齢者はフレイル状態^{※3}になりやすい生活環境となりました。また、加速する高齢化の影響によって、地域活動を支えるボランティアの担い手は減少する一方です。

今後は、高齢者の多様な社会参加を支援できるよう環境を整え、魅力ある通いの場の仕組みづくりや、地域で意欲的に活動できるボランティアの育成等が必要です。

※3 加齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態になる危険性が高くなった状態。
一方、適切な介入や支援により、生活機能の維持・向上が可能な状態。

(2) 地域で支え合う仕組みづくり

現役世代の減少や高齢化率の上昇により、地域の様々な活動の担い手不足が課題となっています。ニーズ調査結果では、第8期計画策定時と同様に「手助けしてほしいこと」と「支援できること」ともに「見守り・声かけ」が最も多くなっており、地域住民同士で助け合いができる関係を構築していく必要があります。高齢者自身が地域の担い手となることはもちろん、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する必要があります。

また、高齢者が安心して生活するために、関係機関の連携強化や各種福祉サービスの充実も求められます。

認知症高齢者については、相談窓口等の周知が不十分であり、認知症に関する正しい知識の普及・啓発、本人やその家族への支援の充実など、認知症の人を地域で支える取組が必要です。

第3章 計画の基本構想

1. 計画の見直しにかかる基本指針について

※本計画にかかる国の基本指針について（2024年1月）

【基本的な考え方】

「2025年問題」

第9期計画期間中には、団塊世代が全員75歳以上となる2025年を迎えます。

「2040年問題」

高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、複合的なニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

「地域の実情に応じた施策・目標の検討」

人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なることから、これまで以上に各地域の中長期的な介護ニーズ等に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の推進等が重要です。こうした状況を踏まえ、具体的な施策や目標を介護保険事業（支援）計画に定めることが重要です。

【見直しのポイント】

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ◆各市町村における中長期的な人口構造の変化等を勘案して見込んだ中長期的な介護ニーズの見通し等を把握したうえで、介護サービス事業者を含め、地域の関係者と共有し、介護サービス基盤整備の在り方を議論することが重要であり、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討すること
- ◆医療・介護の複合的なニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、市町村の保健医療部局や都道府県とも連携し、地域における医療ニーズの変化について把握・分析し、介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくこと等が重要です。

②在宅サービスの充実

- ◆居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスのさらなる普及に加え、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実等も重要です。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向です。

- ◆制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業^{※4}（以下「総合事業」といいます。）の充実を推進すること
- ◆地域包括支援センターについて、業務の負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うこと

等により、地域共生社会の実現を図っていくことが重要です。

②地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進

地域の実情に応じて、優先順位を検討したうえで、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための具体的な取組内容や目標を介護保険事業（支援）計画に定めることが重要です。

- ◆第9期計画においては、ヤングケアラーも含めた家族介護者の支援、高齢者虐待防止対策の推進、介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントの推進、住まいと生活の一体的支援等についても定めることが重要です。
- ◆令和6年1月1日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づき、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて、認知症施策を推進していく必要があります。

③デジタル技術の活用

- ◆デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための介護情報基盤の整備が地域支援事業に位置づけられることを踏まえ、医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備により地域包括ケアシステムを一層推進することが重要です。

④保険者機能の強化

- ◆保険者機能を一層発揮しながら、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域の実情に応じて取組をデザインする、いわば「地域デザイン機能」を強化し、地域共生社会の実現を図っていくことが必要です。
- ◆介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、取組の重点化・内容の充実・見える化等が重要です。

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および介護現場の生産性向上

- ◆ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人介護人材の受入環境整備等の取組を総合的に実施することが重要です。
- ◆ 都道府県が主導し、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進することが重要です。また、介護経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用することも有効な手段の一つです。

※4 市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

2. 計画の基本理念

本計画は、今期に迎える令和7年だけではなく、令和22年を見据えた「地域包括ケア計画」として段階的に取組を進めていくものになります。

本計画においては、第8期計画の理念や取組を発展的に受け継ぎ、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けて、以下の基本理念を設定します。

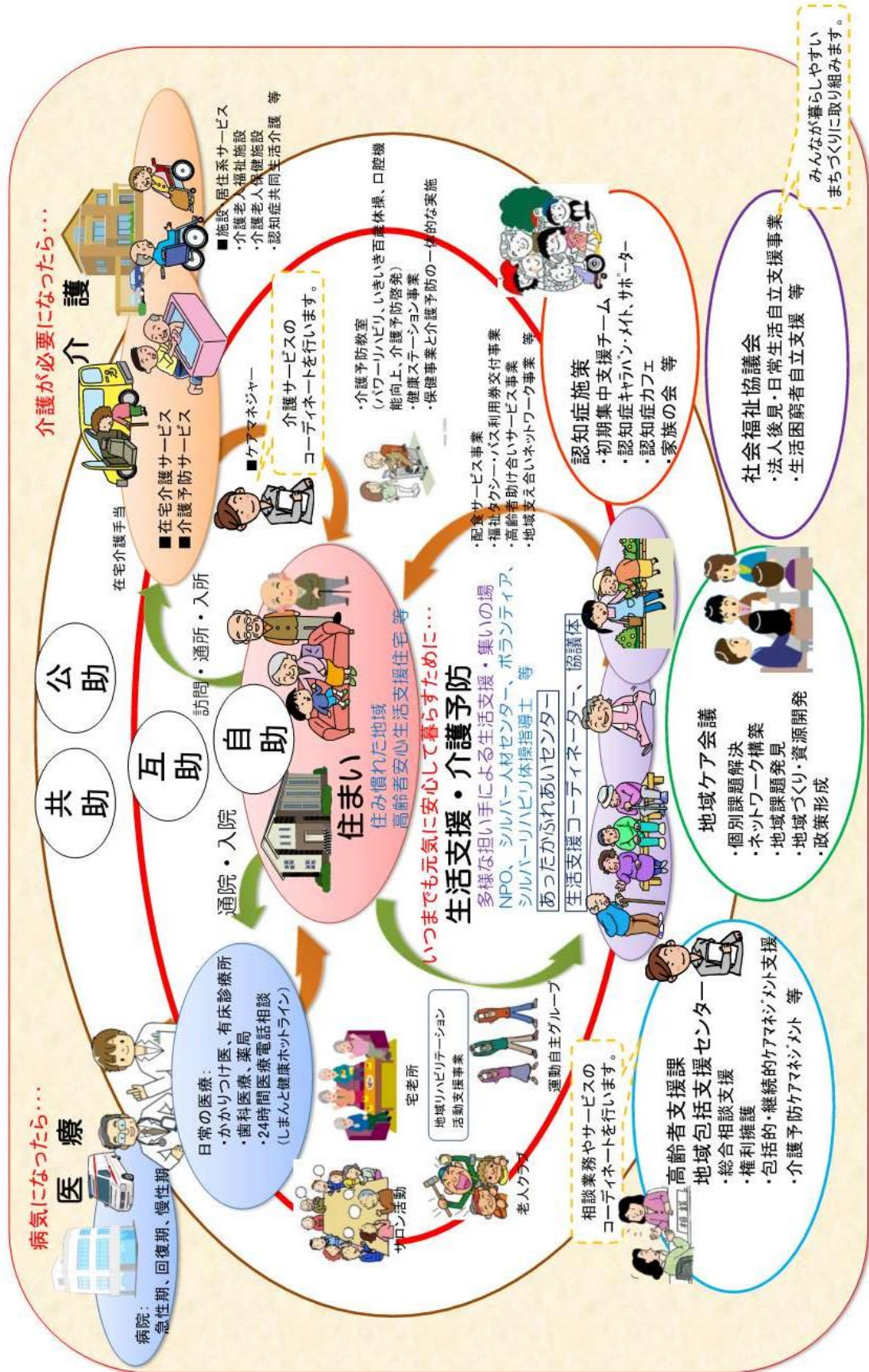
基本理念

地域住民の一人ひとりが
いきいきと暮らせるまちづくり

高齢になっても、可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、自宅をはじめとする住まいを確保したうえで、医療、介護、介護予防および生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を深化・推進していきます。

本町では、特に介護予防の観点を重視し、介護予防について地域住民や関係者の理解を深めるための普及・啓発活動や介護予防に資する活動を支援します。また、介護予防の通いの場を含む様々な社会活動の機会の確保と、地域住民の社会活動への参加を促進することで、地域住民一人ひとりのいきいきとした暮らしを後押しし、社会参加率の向上を目指します。

四万十町地域包括ケアシステムの推進



3. 計画の基本目標

基本目標 1. 介護予防と健康・生きがいづくりの促進

要介護状態や要支援状態となることの予防、また介護や支援が必要になっても可能な限り重度化を防ぎ、高齢者一人ひとりが自分らしく生きがいを持って生活することができるよう、地域での介護予防に資する自発的な活動を支援します。

単に体力や筋力を維持するだけでなく、就労や趣味、社会活動等生きがいを持って地域生活を送ることができるよう、生活習慣病予防や介護予防に関する普及・啓発を行います。令和5年度からは高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を開始しており、今後も継続して、通いの場等への積極的な関わりを行います。

また、実際に地域で活動している団体の周知や魅力の発信を行い、地域主体の多様な活動を通じた生きがいづくりを促進します。

基本目標 2. 地域で高齢者を支える仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域住民ボランティア等多様な主体による支え合いの体制づくりに取り組みます。

また、地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携強化、在宅医療・介護連携の推進や地域ケア会議、高齢者福祉サービスの充実等、地域包括ケアシステムを深化・推進します。

認知症の予防や共生を目指して、地域住民の認知症への理解を深めるための普及・啓発に取り組むとともに、認知症が疑われる場合の初期対応の充実や家族支援にも努めます。

基本目標 3. 介護保険事業の適正・円滑な運営

介護保険制度の持続可能性を確保し、適切なサービスが提供されるよう、介護保険サービス事業所への運営支援や介護人材の確保・育成に向けた支援を行います。また、要介護認定の適正化やケアプランの点検等により、介護給付の適正化を図ります。

4. 施策体系

基本目標		重点目標	
		個別施策	
1	介護予防と健康・生きがいづくりの推進	1	介護予防・生活支援サービス事業の充実 (1) 訪問型サービス (2) 通所型サービス (3) 介護予防ケアマネジメント
		2	一般介護予防事業の強化 (1) 介護予防普及啓発事業 (2) 地域介護予防活動支援事業 (3) 地域リハビリテーション活動支援事業 (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
		3	生活支援体制の整備 (1) 生活支援コーディネーターの活動の充実 (2) 協議体の充実
		4	生きがいづくりの支援 (1) 老人クラブ活動の推進 (2) 高齢者の就業支援
2	地域で高齢者を支える仕組みづくり	1	あったかふれあいセンター事業の拡充
		2	見守り体制の充実
		3	地域包括支援センターの機能強化 (1) 地域包括支援センターの円滑な運営 (2) 重層的支援体制整備事業等による他分野との連携
		4	認知症施策の総合的な推進 (1) 認知症の人や家族に対する支援 (2) 認知症の人を地域で支える取組の推進
		5	地域ケア会議の充実 (1) 地域ケア個別会議 (2) 地域ケア推進会議
		6	在宅医療・介護連携の推進
		7	在宅福祉サービスの充実 (1) 配食サービス事業 (2) 医療機関等外出支援サービス事業 (3) 福祉タクシー・バス利用券交付事業 (4) 在宅介護手当 (5) 高齢者補聴器購入補助事業 (6) 高齢者助け合いサービス事業
		8	高齢者の住まいの確保 (1) 多様な住まいの確保 (2) 養護老人ホーム入所措置 (3) 住宅等改造支援事業
3	介護保険事業の適正・円滑な運営	1	サービス別事業量の見込み
		2	保険料の算定
		3	給付適正化の推進 (1) 要介護認定の適正化 (2) ケアプラン等の点検 (3) 医療情報との突合・縦覧点検
		4	介護保険サービス事業所への支援
		5	中山間地域介護サービス確保対策事業の継続

5. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、多様なサービスを受けられることができるよう、日常生活で結びつきのある地理的条件、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことです。

本計画においても、これまでに設定した日常生活圏域を引き継ぎ、本町全体を一つの圏域として定めます。

6. 災害・感染症対策にかかる体制整備

大規模災害や感染症の流行により、高齢者が犠牲となる事例が相次いでいます。高齢者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災の危険性および感染症発生時は重症化する危険性が高いことから、災害および感染症対策にかかる計画書等の策定や訓練等の実施、必要物資の備蓄、設備の整備等、平時から備えておくことが重要となっています。

災害時における自力避難が困難な高齢者について、「避難行動要支援者個別計画」の作成や個別避難訓練の実施、日頃から関係機関等と連携し取組を進めることで、有事の際の安全確保に努めます。また、地域住民の防災意識の向上、地域主体の自主防災組織の育成・活動強化を推進することで、地域防災力の向上を図ります。

介護事業所等への取組については、113 ページに掲載しています。



第4章 施策の体系と展開

基本目標 1 介護予防と健康・生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活していくためには、高齢者自身が健康であることはもちろん、可能な限り介護を必要とせず、生きがいを持って生活していくことが重要です。

ニーズ調査結果による運動器機能低下等の課題を踏まえ、運動器機能の維持・向上をはじめとした介護予防や重度化防止につながる取組を行います。

地域の介護予防に関する活動については、まずは知ることにより関心を持ってもらえるよう、高齢者の関心の高い内容を取り上げて、介護予防に必要な知識の普及・啓発を重点的にを行います。

また、実際に活動している団体の活動紹介や魅力の発信を行い、活動団体の新規立ち上げや活発な地域活動の後方支援を行います。

さらに、介護予防の取組や介護予防に関するボランティア活動が維持・継続できるよう、担い手の育成や活躍の場の提案、ポイント制の導入の検討をしていきます。

【重点指標】

項 目	令和4年度	令和8年度
65歳以上の高齢者が通いの場に参加している割合	9.7%	12.0%
「何歳からでも筋力を維持したり回復させることができると思うか」に対して「はい」と答えた人の割合	47.3%	60.0%
「口の動きが悪くなることと肺炎は関係があると思うか」に対して「はい」と答えた人の割合	19.7%	35.0%
地域づくり活動へお世話役として「参加してもよい」と答えた人の割合	26.7%	35.0%

1. 介護予防・生活支援サービス事業の充実

自立支援に向け、軽度の支援を必要とする高齢者のニーズに沿って、多様な主体によるサービスの提供を行います。

(1) 訪問型サービス

施策名	訪問型サービス
事業内容	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
現状・今後の方向性	訪問介護相当サービスについては、支援を必要とする人に適切にサービスが提供されている状況です。 今後も、在宅生活の継続のため引き続き実施します。また、訪問介護員による専門的なサービスを必要としない軽微な生活支援については、地域住民ボランティアを担い手とした仕組み等を検討します。

(2) 通所型サービス

施策名	通所型サービス
事業内容	要支援者等に対し、機能訓練や通いの場等日常生活上の支援を提供します。
現状・今後の方向性	通所介護相当サービスについては、支援を必要とする人に適切にサービスが提供されている状況です。 今後も、在宅生活の継続のため実施します。 多様なサービスとして、通所型サービスC（虚弱等による生活行為の低下がみられる人を対象に身体機能向上の訓練のほか、栄養、服薬管理等を含めた支援を短期集中的に行う）を令和4年度まで実施しました。今後は、短期集中的なサービス提供が必要な対象者については、機能訓練特化型の通所型サービス等において対応していきます。

(3) 介護予防ケアマネジメント

施策名	介護予防ケアマネジメント
事業内容	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供されるよう、ケアマネジメントを行います。
現状・今後の方向性	ケアマネジメントに従事する職員の確保が必要です。 今後も、サービス等が適切に提供されるよう実施します。

2. 一般介護予防事業の強化

総合事業のひとつである一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、要介護状態となることの予防や虚弱状態の改善、重度化の防止を目的として介護予防を行うものです。地域づくりのひとつとして、支援を受ける高齢者本人に限らず、地域住民主体の介護予防活動等、支援を行う人を含むすべての高齢者を対象としています。

地域の介護予防拠点については、地域の実情をアセスメントしたうえで計画的に立ち上げを支援していきます。また、通いの場が、運動教室等の終了後も継続して運動や交流ができる受け皿となるよう、効果的な運動の指導等を支援します。

地域住民が介護予防の必要性について理解し、主体的に介護予防に取り組むことができるよう知識の啓発を行います。

(1) 介護予防普及啓発事業

ニーズ調査結果によると、運動機能の低下リスクのある高齢者は 20.6%を占めており、男性より女性、前期高齢者より後期高齢者に多いという現状があります。

高齢者が介護を必要とする状態になることを予防するため、運動機能の向上や口腔機能向上を目的とした教室の実施等、介護予防に関する普及・啓発を推進します。また、災害時、自分で歩いて避難できる体力・筋力をつけるための運動教室の実施や壮年期からの介護予防として、ウォーキング等の運動習慣の定着に向けた取組も検討します。

施策名	高齢者運動教室	
事業内容	運動機能の低下がみられる高齢者等を対象に、「いきいき百歳体操」を中心とした筋力運動等の教室を実施します。	実施目標
現状・今後の方向性	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施が難しい状況にあり、目標実施回数は達成できませんでしたが、運動自主グループのない空白地区で教室を実施することができました。 今後も、実施を希望する地区のほか、通いの場等の空白地区で実施し、教室終了後は運動自主グループに移行できるよう支援します。	2 教室／年

施策名		高齢者筋力向上トレーニング事業
事業内容	運動機能の低下がみられる高齢者に対し、1クール（3か月）週2回の短期集中型の筋力向上トレーニングを実施します。 リハビリテーション専門職が指導・支援し、運動機能の低下を予防します。	実施目標
現状・今後の方向性	新型コロナウイルス感染症の影響により、回数を減らし実施しました。 運動に特化した通所サービス事業所がない十和地域において筋力向上トレーニングができるよう、実施します。	3教室/年

施策名		口腔機能向上教室
事業内容	高齢者が口腔機能向上の必要性を知り、日々の口腔ケアを意識的に行うことができるよう、口腔機能評価や口腔機能向上のための適切な指導、口腔体操等を行います。	実施目標
現状・今後の方向性	新型コロナウイルス感染症の影響により、口腔機能の評価が難しく、内容を縮小して実施しました。 今後も、通いの場等に出向いて、教室を実施します。	15教室/年

施策名		介護予防啓発教室
事業内容	運動、栄養、口腔、認知症等に関する知識や効果的な方法を学習して、高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう講話や健康教育を行います。	実施目標
現状・今後の方向性	あったかふれあいセンター等の職員にも協力を依頼し、各地区での健康教育を行いました。 今後も、通いの場等への支援を通して、知識の普及・啓発を強化していきます。	50か所、 延400人/年

(2) 地域介護予防活動支援事業

本町の高齢者のうち、健康づくり活動や趣味等のグループ活動へ参加者として参加意向がある人は、約5割となっています。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立して生活を送ることができるよう、通いの場を整備するとともに、健康や介護予防につながる各学習の場として展開します。一方、ボランティアの担い手不足等の課題もあり、地域の実情に合わせて、通いの場が継続できるよう支援を行います。

施策名		宅老所運営支援事業
事業内容	宅老所の運営費補助や活動の支援をします。 宅老所とは、地域のボランティア団体により、高齢者等の閉じこもりや運動機能の低下の予防のため、週1回程度、集会所等を利用して運動、食事および地域住民交流等、介護予防に資する活動を行う介護予防拠点です。	実施目標
現状・今後の方向性	参加者の減少、ボランティアの高齢化等の理由により継続が困難となっている宅老所がありますが、活動形態を運動自主グループに移行して、通いの場として継続するようにしました。 今後も、運営費補助や団体の要望への柔軟な対応を行い、活発な活動が継続できるよう支援します。また、活動を知ってもらうため、様々な媒体を活用し情報発信をしていきます。 地域の実情に応じて計画的に新規立ち上げ支援を行います。	新規立ち上げ 1か所/年

施策名		高齢者運動自主グループ活動支援事業
事業内容	いきいき百歳体操を中心とした運動を、地域住民が主体となり、かつ継続して行えるよう、通いの場を立ち上げ、体力維持や交流等の介護予防に取り組むことを支援します。	実施目標
現状・今後の方向性	参加者数の減少や平均年齢も上がっており、活動の縮小も考えられますが、空白地区を重点に新規立ち上げを支援します。また、既存グループに対しては、活動が維持できるように、体力測定や介護予防啓発等、活発な活動につながる支援を行います。	新規立ち上げ 2か所/年

施 策 名		シルバーリハビリ体操 3 級指導士の養成	
事業内容	体操の普及と地域住民主体の地域づくりを目的に、地域で高齢者に運動の指導を行うシルバーリハビリ体操指導士の養成を行います。	実施目標	
現 状 ・ 今後の方向性	令和 5 年度までの養成者数は 53 人です。 新型コロナウイルス感染症の影響により、養成講習会は予定どおりの回数が実施できず、受講者も少なかったため、目標登録者数は達成できませんでした。 今後は、3 級指導士養成と並行し、指導士が地域で活動できるよう後方支援を行います。	登録者数 70 人 活動者数 登録者の 30% (令和 8 年度末)	

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を強化するため、地域住民主体による通いの場等へのリハビリテーション専門職による助言等を実施します。

施 策 名		いきいき百歳体操等アドバイザー派遣事業	
事業内容	アドバイザーとしてリハビリテーション専門職等が、通いの場に関与することにより、運動の必要性や、高齢になっても運動することで機能回復・維持が可能であることを知り、意欲的に運動に取り組めるよう講話や運動指導を行います。	実施目標	
現 状 ・ 今後の方向性	理学療法士等による講話や体操の実技指導を行うことで、運動の意欲向上や再学習できる機会になっています。 今後も、意欲的に運動できるよう積極的にアドバイザー派遣を行います。	20 回／年	

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

ニーズ調査結果によると、現在治療中の病気は高血圧が最も高くなっています。高血圧は、脳梗塞や虚血性心疾患等の重大な病気につながるリスクが高く、介護を必要とする状態への潜在的リスクを高めます。これらのリスクを予防するためには、生活習慣病等の疾病予防と併せて取り組んでいく必要があります。

施策名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
事業内容	地域で暮らす高齢者の生活の質の向上や、健康寿命の延伸につながるよう、通いの場等を活用した集団への健康増進（ポピュレーションアプローチ）と、健康状態が重症化するリスクの高い人への個別対策（ハイリスクアプローチ）を行います。これらの対象者には、疾病予防と介護予防を一体的に推進するため、国保連合会データベースシステム等を有効に活用して対象者選定を行い、状態に見合った保健事業や介護予防事業を検討します。
現状・今後の方向性	令和5年度から開始し、企画調整を行う健康増進部署（健康福祉課）や後期高齢者医療を所管する部署（町民課）と連携を図りながら、フレイル予防を重点課題と捉えて計画的に実施しています。 今後も、通いの場等への積極的な関与やハイリスク者に対する個別的な支援を、効果的かつ継続的に実施します。

3. 生活支援体制の整備

高齢化の進行により、一人暮らしの人や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が増え、在宅での生活支援を必要とする世帯が増加しています。

生活支援体制整備事業は、これらの支援を必要とする高齢者に対する地域の多様な関係機関の定期的な情報共有・連携・協働による取組を推進し、地域住民主体の日常生活上の支援体制の整備と充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的としています。この目的に向け、生活支援コーディネーターや協議体の充実により、高齢者を支える地域づくりを進めていきます。

(1) 生活支援コーディネーターの活動の充実

生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を構築しています。

施策名	生活支援コーディネーターの活動の充実
事業内容	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域において生活支援サービスの提供体制の構築に向けてコーディネート機能を果たす役割として配置します。
現状・今後の方向性	窪川地域と大正・十和地域に生活支援コーディネーターを各1人配置し、地域資源の把握や関係機関とのネットワーク構築等に取り組みました。また、令和2年度から設置した移動支援協議体（令和4年度末で終了）においては、生活支援と移動支援を一体的に実施する仕組みを整えました。今後も、窪川および大正・十和地域の生活支援コーディネーターを中心に、各地域の実情に応じた日常生活の支援体制等の整備に取り組みます。

(2) 協議体の充実

「協議体」とは、定期的な情報の共有や連携の強化、課題解決のための取組の検討を行うことを目的に、医療・介護の専門職、地域住民、町や地域包括支援センター等で構成された話し合いの場です。

本町においても、協議体を設置し、課題解決のための取組の検討を進めています。

施策名	協議体の充実	
事業内容	<p>町全体を範囲とする第1層協議体は、地域における生活支援の方向性の共有や仕組みづくりについて、社会福祉協議会と町で協議を行います。</p> <p>第2層協議体は、窪川地域（くぼかわの和）と大正・十和地域（たんぼぼの会）の2か所に設置し、地域住民セミナーの参加者等と情報交換を中心に進めます。</p>	<p>実施目標</p> <p>第1層協議体 1回/年</p>
現状・今後の方向性	<p>第2層協議体は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を中止する月がありました。また、参加者や内容が固定化している現状があります。</p> <p>今後、第2層協議体においては、地域住民向けの生活支援体制づくりの勉強会を実施し、勉強会の参加者に協議体への参加を呼びかけます。</p> <p>今後も、地域住民主体による支え合いについて協議していきます。</p>	<p>第2層協議体 1回/月</p>

4. 生きがいづくりの支援

高齢者が自分らしく、いきいきと暮らせるよう、知識を習得し、また自身の経験や技能を生かして地域の担い手として活動するなど、生きがいのある生活ができるように支援します。

(1) 老人クラブ活動の推進

令和5年10月現在、本町の老人クラブ数は17クラブ、会員数は505人となっており、年々減少しています。

高齢者の生涯学習の場を通じた生きがいと健康づくりのため、老人クラブの活性化に努めます。

施策名	老人クラブ活動の推進
事業内容	老人クラブ活動を通して、生きがいと健康づくり、支え合う地域づくりの推進等、高齢者自身による多様な社会参加活動を促進し、活力ある長寿社会づくりを目的に活動の推進・支援を行います。
現状・今後の方向性	老人クラブ会員数は減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響により活動も縮小しています。 今後も、補助金を交付し、高齢者の健康づくり等学びや社会参加活動を支援していきます。

(2) 高齢者の就業支援

令和6年1月現在、本町のシルバー人材センターの会員数は150人となっており、年々減少しています。

今後も、就労希望の高齢者に対して支援します。

施策名	シルバー人材センターへの活動支援等
事業内容	シルバー人材センターへの補助金の支援や、就労希望のある高齢者に対してシルバー人材センターやハローワークの紹介を行います。
現状・今後の方向性	就労希望ニーズを拾い上げる方法等について検討するなど、シルバー人材センターと連携を図り、高齢者の就労や生きがいづくりへの支援を行います。

基本目標 2 地域で高齢者を支える仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、あったかふれあいセンター事業の拡充や、地域での見守り体制の充実、地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護の連携等地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めます。

また、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域住民の認知症への理解を深めるとともに、本人やその家族への支援に取り組みます。

さらに、高齢者助け合いサービス等の在宅生活を支援する取組の充実にも努めます。

【重点指標】

項 目	令和 8 年度
認知症に関する相談窓口を知っている人の割合	50.0%
町内の医療機関入退院時、入退院調整ルールの利用により、医療機関とケアマネジャー間での情報共有等がされた割合	80.0%

1. あったかふれあいセンター事業の拡充

生活圏域の小単位（旧町村別）ごとに、あったかふれあいセンターを1か所設置し、集いや訪問、軽微な生活支援、サテライト事業を行っています。

さらに、業務内容の把握とアセスメントを行ったうえで、介護予防の取組の強化や生活支援の拡充について検討し、実施に向けた支援を行います。

本町の高齢者のうち、地域の交流の場（あったかふれあいセンターやサロン等）を知っており、なおかつ参加している人は約1割、知っているが参加していない人は6割を超えています。認知度は高くなっているものの、参加者は少ない状況であることから、事業の拡充により元気な高齢者等の参加を促進します。

施策名	生活支援の拡充
事業内容	介護保険以外の生活支援の提供をします。
現状・今後の方向性	訪問介護員による専門的なサービスを必要としない軽微な生活支援について実施していますが、ニーズへの対応が不十分です。 あったかふれあいセンターの機能として、地域のニーズに応じた生活支援の拡充に向けて協議します。

施策名	サテライト事業（サロン活動）
事業内容	概ね65歳以上の高齢者を対象に各地区の集会所等で健康相談、健康体操、昼食等のミニデイサービスを実施します。
現状・今後の方向性	参加者の減少、地域の世話人の後継者がいないなどの課題があり、継続のための方策について、委託事業者、町、社会福祉協議会等で協議を行います。参加者に対して、フレイル予防（運動、栄養、口腔等）、認知症予防について講話を行っており、今後も引き続き実施します。

2. 見守り体制の充実

本町の高齢者のうち、在宅生活を続けるために近所の人等に手助けしてもらいたいことについて、「見守り、声かけ」と回答した方が約3割となっています。また、支援できることが、「見守り、声かけ」と回答した方も約6割となっています。

日々の見守りや災害時、緊急時の対応をスムーズに行うことを目的に、見守りが必要な一人暮らしの人や高齢者夫婦のみの世帯等を対象に、同意を得たうえで「見守り台帳」に登録し、関係機関で活用しています。今後も継続するとともに、新たな見守りの仕組みも検討します。

施策名	地域支え合いネットワーク事業
事業内容	日常の見守りや緊急時、災害時の支援がスムーズに行えるよう、見守りが必要な一人暮らしの人や高齢者世帯等に対し、緊急時連絡先等の情報を記載した「安心カード」を配付します。また、情報は「見守り台帳」として、区長・民生委員・警察・消防・社会福祉協議会・あったかふれあいセンター・町（地域包括支援センター）等で共有し、日頃の見守りや緊急時の対応等に活用します。
現状・今後の方向性	登録者本人へは「安心カード」、関係機関へは「見守り台帳」の配付をしています。関係機関との随時の情報共有や地域での見守り方法の周知が課題で、令和4年度に窪川地域の地域ケア推進会議にて、「見守り」をテーマに協議を行い、見直しをしました。 今後も、関係機関と連携し、随時登録者の情報共有ができるよう更新作業手順の見直しを行うとともに、継続して新規登録者の対応を行います。

3. 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防支援等に取り組んでいます。

円滑な運営を行うため、全国で統一された評価指標に基づき運営状況の評価、業務毎の目標や具体内容についての評価を行い、それに基づいた計画を立て、地域包括支援センター運営協議会において協議しています。

令和4年度より十和地域に支所を設置し、本所および2支所（大正支所・十和支所）体制で活動しています。

(1) 地域包括支援センターの円滑な運営

高齢者人口、要介護認定者数ともに減少傾向となっておりますが、多様化する介護ニーズに適切に対応するため、地域包括支援センターの円滑な運営が重要となります。

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として必要な職員を配置、育成し、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

施策名	総合相談支援業務
事業内容	高齢者や家族等からの介護や福祉、生活等に関する相談を受けて、介護保険をはじめ、様々な福祉制度等の活用や、関係機関、地域のネットワークを生かした多面的な支援を行います。
現状・今後の方向性	複合的な課題があり、継続的な支援が必要な事例が増加しています。相談については、地域包括支援センター内の定例会や関係機関との会議において、情報共有や対応についての検討を行い、適時に必要な支援ができるようにします。

施策名	権利擁護業務（高齢者虐待防止対策の推進等）	
事業内容	高齢者虐待の予防・早期発見・対応のほか、成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用も含め、高齢者の権利擁護を支援します。	実施目標
現状・今後の方向性	<p>虐待事案や後見申立等について関係機関と連携しながら対応しました。また、権利擁護についての理解を深めてもらうため、専門職や地域住民向けの研修、講演会を実施しています。</p> <p>今後は、権利擁護マニュアルを改訂し、養護者および養護者以外の人からの虐待防止のための対策や虐待事案発生時の対応について、PDCAサイクルを実施しながら取り組みます。</p> <p>また、中核機関^{※5}機能として、成年後見制度の利用促進を図ります。</p>	<p>専門職研修 年1回以上</p> <p>地域住民研修 年1回</p> <p>町広報紙掲載 年1回</p>

※5 権利擁護支援を必要とする人が、必要なときに適切な支援につながるように、各関係機関で構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担当する機関。

中核機関では、権利擁護支援における成年後見制度の4つの役割「①広報・啓発」「②相談」「③成年後見制度利用促進」「④後見人支援」を担うため、『ア 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」』『イ 地域における協議会を運営する「事務局機能」』『ウ 権利擁護支援の方針や本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断を担保する「進行管理機能」』の3つの機能の充実を図る。

施策名	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
事業内容	個々の高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントの実施、介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」といいます。）の資質向上、ケアマネジメントの公正・中立性の確保を図るため、地域のケアマネジャーを後方支援するとともに、多職種の連携・協働によるケアの支援を行います。	実施目標
現状・今後の方向性	<p>ケアマネジャーに対し、自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントのガイドラインを周知しています。また、研修や事例検討会等を行っていますが、現場のケアマネジメントに十分に生かされていない現状があります。</p> <p>今後も、自立支援・重度化防止を含めた適切なケアマネジメントの実施、ケアマネジャーの資質向上、多職種の連携・協働によるケアが実践できるよう支援します。</p>	<p>ケアマネジャー連絡会 5回以上/年</p> <p>主任ケアマネジャー連絡会 4回/年</p>

施策名	介護予防支援（指定介護予防支援事業所業務）
事業内容	要支援者に対し、介護予防サービス等が適切に提供されるよう、ケアマネジメントを行います。
現状・今後の方向性	ケアマネジメントに従事する職員の確保が必要です。 今後も、サービス等が適切に提供されるよう引き続き実施します。

（２） 重層的支援体制整備事業等による他分野との連携

子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、複合化したニーズへの対応が困難になってきており、対象者やその世帯を包括的に支援することが必要となっています。

既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を検討します。

施策名	障がい者福祉等他分野との連携
事業内容	重層的支援体制整備事業の一環として、各支援機関と連携し、本人や地域の人とともに課題の解決に取り組む支援体制の整備について検討します。
現状・今後の方向性	令和５年度より重層的支援体制整備事業の移行準備事業において、関係課や社会福祉協議会との協議等を行いました。 今後も、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図ります。

4. 認知症施策の総合的な推進

ニーズ調査結果によると、介護認定を受け、在宅で介護を受けている本人の抱えている疾病は「認知症」が約半数であることに加え、主な介護者が不安に感じる介護も「認知症状への対応」が3割を超え、最も多くなっています。

このような状況のなか、認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく生活していくために、認知症に対する正しい知識や予防についての普及・啓発を行うとともに、早期発見・早期対応への取組と、認知症の人の意見も取り入れながら、状態に応じた認知症の人および家族等への支援を行います。

また、認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえ、普及啓発・本人発信支援、認知症予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援等を含む取組や、令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念に基づいた施策を推進していきます。

(1) 認知症の人や家族に対する支援

認知症サポート医と専門職で構成される認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の人や認知症が疑われる人およびその家族への初期支援を行い、早期診断や早期対応を図ります。

また、認知症の人やその家族を支える専門職の資質向上を図ることや、認知症の人やその家族等の相談や交流、情報交換等を行うことにより、介護の負担が軽減するよう支援します。

施策名	認知症初期集中支援推進事業
事業内容	複数の専門職が家族の相談等により認知症の人や認知症が疑われる人およびその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立した生活を支援します。
現状・今後の方向性	相談があったケースは、チーム員やサポート医等で支援内容を検討し、医療や介護サービス等につながるまで対応をしていますが、現状としては認知症状が進んでから対応する事例が多くなっています。 今後は、早期発見、早期対応のために事業を活用してもらえよう、引き続き広報を行っていきます。

施策名	専門職研修	
事業内容	医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげていく多職種協働の研修を行います。	実施目標
現状・今後の方向性	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できない年度もありました。 今後も、スキルアップや多職種協働の一助となるよう、引き続き実施します。	1回/年

施策名	認知症カフェ	
事業内容	認知症の人やその家族、地域住民、専門職等誰もが気軽に集える場である認知症カフェで、相談や交流、情報交換等を行います。	実施目標
現状・今後の方向性	委託事業者により窪川（2か所）、大正（1か所）、十和（1か所）で実施しています。認知症の人やその家族の参加はまだ少ない状況です。 今後も、各地域で実施し、認知症の人やその家族等の声を聞くことができる場としても充実を図ります。	窪川 3 か所 大正 1 か所 十和 1 か所 (令和 8 年度末)

(2) 認知症の人を地域で支える取組の推進

ニーズ調査結果では、認知症に関する相談窓口の認知度は 3 割弱と低くなっています。

認知症の人とその家族を支援するため、認知症地域支援推進員を配置（地域包括支援センター職員が兼務）し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援、相談支援・支援体制の構築の推進に努めるとともに、認知症に対する正しい知識や予防等についての普及・啓発や、相談窓口の周知に努めます。

また、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの検討や、チームオレンジ^{※6}の設置を目指します。

施策名	認知症サポーター養成講座、認知症キャラバン・メイトの活動支援	
事業内容	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を温かく見守る「認知症サポーター」の養成を行っています。また、認知症サポーターを養成するボランティアの講師役である「認知症キャラバン・メイト」の活動を支援します。	実施目標
現状・今後の方向性	認知症サポーター養成講座は社会福祉協議会と協働して実施していますが、実施回数や養成者数は少なくなっています。 今後は、チームオレンジの体制整備についても検討を行い、学校や企業、地域等での認知症サポーター養成に加え、認知症サポーターの活動支援を行います。	認知症サポーター養成および認知症出前講座参加者数 100人/年 チームオレンジ設置

※6 近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組。認知症サポーターの近隣チーム。認知症の人にもメンバーとしてチームに参加することが望まれる。

施策名	認知症の知識の普及啓発および相談窓口の周知	
事業内容	認知症の正しい知識や予防、認知症の人への対応方法等について、地域住民に啓発を行います。また、認知症の早期発見・早期対応に向けて、介護サービス等に関する相談が必要になった場合に、スムーズにつながるよう、認知症に関する相談窓口について周知します。	
現状・今後の方向性	高齢者だけでなく、若い世代への普及・啓発にも取り組みました。認知症の人やその家族に対する地域の理解が十分醸成できていないことが課題となっていることから、今後も、地域住民を対象とした認知症講演会・啓発映画の上映や、出前講座等の開催により啓発を行います。また、関係機関や地域住民への認知症ケアパス ^{※7} ・啓発チラシ等の配布や、ケーブルテレビ・町広報紙等により、認知症の正しい知識の普及・啓発および相談窓口の周知を図ります。	

※7 認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた冊子。

5. 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、高齢者の生活の質の向上を目指し、自立支援の視点からの支援の検討と地域課題の発見やネットワークの形成等を目的に、町と地域包括支援センターが実施しています。

地域ケア個別会議では、ケアマネジャーのアセスメント力向上やリハビリテーション専門職等アドバイザーが事例に対して具体的な助言を行うことで、利用者の自立支援につなげます。

また、地域ケア推進会議では、個別課題の検討から抽出された地域課題について、社会資源の整備や開発ができるよう検討します。

(1) 地域ケア個別会議

施策名	地域ケア個別会議	
事業内容	高齢者の生活の質の向上を目指して、個別課題を自立支援の視点から検討しつつ、ケアマネジャーのアセスメント力向上、地域課題の発見やネットワーク形成ができるよう関係者で協議します。	実施目標
現状・今後の方向性	軽度者（要支援・事業対象者）の事例について2か月に1回会議を実施していますが、困難事例や維持が目的の事例が多く、自立支援に向けた課題の抽出や新たな地域課題の抽出につながらないといった現状があります。今後は、自立支援に向けた会議となるよう、事例の選定方法や会議の運営の方法等、全体の仕組みについて検討していきます。また、地域課題の抽出も行います。	個別会議 6回/年

(2) 地域ケア推進会議

施策名	地域ケア推進会議	
事業内容	地域ケア個別会議等で抽出された地域課題について、町の保健、医療、介護、福祉の関係機関等が検討・協議を行い、高齢者に対する支援の充実およびそれを支える地域資源の開発や整備、地域に必要な取組、政策の立案等を行います。	実施目標
現状・今後の方向性	大正・十和地域の配食サービス事業や地域支え合いネットワーク事業の見直し等について協議し、配食サービスについては提供地区や回数の拡充につなげることができました。今後も、地域課題である通いの場や移動支援等について協議し、施策に反映できるようにします。	推進会議 窪川・西部 各3回/年

6. 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護や医療が必要になったときでも住まいにおいて適切な治療やサービスが受けられる体制が必要です。

このため、医療と介護が共通する4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）を意識し、切れ目のない提供体制を整える必要があります。その4つの場面に関する取組や、認知症の人への対応力を強化していくことを視野に入れ、在宅医療・介護連携を推進します。

施策名	地域の医療・介護の資源の把握
事業内容	町内にある介護保険に関する各事業所や医療等関連機関の情報、地域住民やボランティアによる支援等（インフォーマルサービス）の情報を把握して社会資源集を作成し、現場のケアマネジャーや介護サービス事業所等に配布します。
現状・今後の方向性	作成した社会資源集は、各関係機関において活用されるなかで、特に居宅ケアマネジャーには、サービス調整等で役立っています。 今後も、社会資源集を通じ、在宅医療・介護の連携を深める情報提供を行います。

施策名	在宅医療・介護連携の課題の抽出	
事業内容	地域包括支援センター運営協議会や大正・十和地域包括医療・ケア推進会議等で課題の整理や検討を行います。	実施目標
現状・今後の方向性	大正・十和地域において、予定していた協議が十分にできていない状況です。 今後は、診療所と協議できる体制を整え、大正・十和地域の医療を中心とした地域包括ケアシステムについて、課題の抽出を行います。また、地域包括支援センター運営協議会では、全町的な取組の進捗状況や担当者の評価を報告し、委員の意見も参考に進めていきます。	大正・十和地域包括医療・ケア推進会議事務局 3回/年 地域包括支援センター運営協議会 1回/年

施策名	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
事業内容	抽出された課題を踏まえ、地域で必要となる提供体制の構築に向けた検討を行い、地域の実情に応じた取組を行います。
現状・今後の方向性	再入院する人が多い課題を受けて、医療機関を退院して間もない人を対象に、リハビリを中心とした様々な社会資源を提供する退院後支援事業を令和5年度まで実施しました。 今後は、69ページにある4つの場面における課題等を再検討し、医療と介護が切れ目なく提供される体制構築のための具体的な取組を町内医療機関等と協議します。

施策名	在宅医療・介護連携に関する相談支援
事業内容	地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談受付、連携調整、情報提供等を行います。
現状・今後の方向性	地域包括支援センターの主任ケアマネジャーをコーディネーターとし、総合相談やケアマネジャー支援等を通して、適宜対応しています。今後も、地域の医療・介護関係者に対する相談対応、情報共有や連携等を行っていきます。

施策名	地域住民への普及啓発	
事業内容	在宅医療・介護サービスに関して、年度ごとにテーマを決め、高齢者の通いの場等を利用して普及・啓発を行います。	実施目標
現状・今後の方向性	「人生会議」「終活」をテーマに、講演会や通いの場での啓発を実施しました。 今後も、年度ごとにテーマを決め、普及・啓発に取り組みます。	15か所/年

施策名	医療・介護関係者の情報共有の支援
事業内容	入退院調整ルールを運用し、医療機関とケアマネジャー間の連携を図ります。
現状・今後の方向性	入退院調整ルールの運用は定着してきており、入退院時の情報共有等に活用されています。 今後も、必要に応じて、医療機関とケアマネジャー間の連携がスムーズにできるよう支援します。また、デジタル技術を活用した医療・介護の連携について検討していきます。

施策名	医療・介護関係者の研修	
事業内容	医療・介護関係者が、口腔ケア等重度化防止の研修、看取りや認知症等の事例を通して多職種連携や協働について学ぶことができるよう、研修の企画・運営を行います。	実施目標
現状・今後の方向性	年度ごとにテーマを決め、研修を実施しています。講義だけでなく、グループワークを実施することで、多職種間で顔の見える関係づくりの構築に取り組んでいます。今後も、医療・介護関係者に対して、多職種協働や重度化防止等の研修の企画・運営を行います。	2回/年

7. 在宅福祉サービスの充実

本町の高齢者のうち、在宅生活を続けるために近所の人等に手助けしてもらいたいことでは、「見守り、声かけ」「外出同行（通院・買い物など）」「ゴミ出し」「買い物（宅配は含まない）」「おかずの差し入れ」「掃除・洗濯」が多くなっています。

ゴミ出し等の軽微な生活支援や配食サービス等の提供、在宅介護者への支援等、在宅生活を続けるための幅広い支援を進めていきます。

（1）配食サービス事業

施策名	配食サービス事業
事業内容	買い物や調理が困難な高齢者（要介護者）や、低栄養状態もしくは見守りが必要な高齢者（要支援もしくは事業対象者）を対象に、定期的な訪問による栄養バランスのとれた食事の提供および安否確認を行う配食サービスを実施します。
現状・今後の方向性	令和4年度の実績は、実人数305人（窪川232人、大正35人、十和38人）となっています。令和4年度から大正・十和地域の提供できていなかった地区への配送（平日・昼食）を拡充しました。しかし、土日・祝祭日や夕食の配送を希望する声もあり、今後も、拡充に向けて検討していきます。

（2）医療機関等外出支援サービス事業

施策名	医療機関等外出支援サービス事業
事業内容	大正・十和地域の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、高齢者と障がい者のみの世帯の人で、公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、自宅から医療機関までの送迎を行います。
現状・今後の方向性	令和5年度は、令和6年1月末時点で4人に対し延べ19回サービスを提供しており、今後も、継続して提供していきます。

（3）福祉タクシー・バス利用券交付事業

施策名	福祉タクシー・バス利用券交付事業
事業内容	高齢者や重度障がい者が住み慣れた地域で社会活動に参加し、閉じこもりなどを予防するため、タクシーおよびバス利用券を交付します。
現状・今後の方向性	令和5年度の交付対象者は3,449人となっており、年間1枚でも利用券を利用した人の割合である利用者率は徐々に増えてきています。今後は、交付枚数等の見直しを検討し、利用者率の向上につなげます。

(4) 在宅介護手当

施策名	在宅介護手当
事業内容	家庭において寝たきりや認知症等重度の要介護者を介護している親族等に対し、月2万円の手当を支給します。
現状・今後の方向性	令和4年度の実績は、支給実人数110人（窪川82人、大正8人、十和20人）となっています。 今後も、継続して制度の周知を行うとともに、介護者への慰労として手当を支給します。

(5) 高齢者補聴器購入補助事業

施策名	高齢者補聴器購入補助事業
事業内容	聴力機能の低下にともない、日常生活に支障をきたしている中等度難聴の高齢者に対し、補聴器購入費用の一部を最大5万円助成することにより、コミュニケーション能力向上と社会参加の促進を図ります。
現状・今後の方向性	令和5年度より事業を実施しており、令和6年1月末時点で26人が利用しています。 利用者に対し、購入より1年後にアンケートを実施し、購入した補聴器の継続利用状況や社会参加の有無等を参考に、本制度の継続について検討します。

(6) 高齢者助け合いサービス事業

施策名	高齢者助け合いサービス事業
事業内容	事業対象者、要支援・要介護認定者で日常生活に関する支援等が必要な高齢者に対し、助け合いサポーターが軽微な生活支援や生活支援と一体的に実施する移動支援を行います。
現状・今後の方向性	利用登録者は、令和6年1月末時点で24人となっています。 ゴミ出し等の生活支援のほか、交通手段が少なく外出が困難な十和地域を中心に、生活支援と一体的に実施する移動支援を行っています。 今後は、提供地域の拡充を図ることができるよう努めます。

8. 高齢者の住まいの確保

本町の持ち家率は84.7%（2018年総務省調査）ですが、介護や支援が必要となっても、身体状態や経済状況等高齢者一人ひとりのニーズに応じた住まいが選択できるよう支援します。住まいの選択肢として、町の支援施設のほか、養護老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等があり、情報提供や高知県との連携に努めます。

（1）多様な住まいの確保

施策名	多様な住まいの確保
事業内容	持ち家としての住宅や賃貸住宅に加えて、高齢者支援住宅やサービス付き高齢者向け住宅等の住まいについて、ニーズに応じて適切に供給され、入居者が安心して暮らすことができるように努めます。
現状・今後の方向性	現状として、町内には下表の住まいが整備されています。今後も、ニーズに応じた住まいの確保やその後の生活の支援が一体的に提供できるように努めます。

施設概要	令和8年度の確保量
高齢者支援住宅 高齢者等で在宅生活に不安がある人に対し、少人数のグループ生活で家庭に近い生活環境を低料金で提供することにより、住み慣れた地域で必要なサービスを利用して生活を送ることができる住宅です。 本町では、令和6年1月時点で、2か所整備されています。	施設数 2か所 定員 16人
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） 独立して生活するには不安のある人に、住まい・生活相談・緊急時の対応・地域の人との交流等のサービスを提供する高齢者向けの福祉施設です。 本町では、令和6年1月時点で2か所整備されています。	施設数 2か所 定員 25人
有料老人ホーム 高齢者が食事の介助や入浴介助等の日常生活の介護サービスや、食事の提供、居室の掃除等の生活介護サービスを受けることのできる施設です。 本町では、令和6年1月時点で、住宅型有料老人ホーム（生活支援、食事サービス等を受けることができる施設）が1か所（57床）整備されていますが、休止中です。	施設数 1か所 定員 57人

施設概要	令和8年度の確保量
<p>サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>60歳以上の人を対象として、安否確認サービス、生活相談サービスを実施する民間事業者等によって運営される介護施設です。</p> <p>本町では、安否確認、生活相談に加え、食事や入浴も提供可能なサービス付き高齢者向け住宅が、令和6年1月時点で1か所（38床）整備されています。</p> <p>また、令和5年11月時点で要介護2までの29人が入居しており、そのほとんどが介護サービスを利用しています。入所者は、併設の通所事業所のみでなく、様々な介護サービスから選択できるようになっています。</p>	<p>施設数 1か所</p> <p>定員 38人</p>
<p>ケアハウス</p> <p>家庭での生活が困難な60歳以上の人、低料金で食事や洗濯等の介護サービスを受けることのできる施設です。介護が必要な場合は、自宅と同様に個人で居宅介護支援事業者と契約し、介護保険サービスを受けることができます。本町では、令和6年1月時点で1か所（1人部屋34室、2人部屋8室）整備されています。</p>	<p>施設数 1か所</p> <p>定員 50人</p>

(2) 養護老人ホーム入所措置

施策名	養護老人ホーム入所措置
事業内容	住環境上もしくは経済的理由等により、在宅生活を送ることが困難な高齢者を対象に、老人福祉法に基づき、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、養護老人ホームへの入所措置を行います。
現状・今後の方向性	令和6年1月時点で17人が利用しています。 今後も、必要に応じて随時対応します。

(3) 住宅等改造支援事業

施策名	住宅等改造支援事業
事業内容	要支援認定者・要介護認定者または身体障がい者の居住する住宅を、体の状況等に応じて安全かつ利便性に優れたものに改修、改築する費用を助成します。
現状・今後の方向性	介護保険の対象外となる大規模な住宅改造等について、高知県の補助金を活用して実施しています。 今後も、相談があった場合には随時対応します。

基本目標3 介護保険事業の適正・円滑な運営

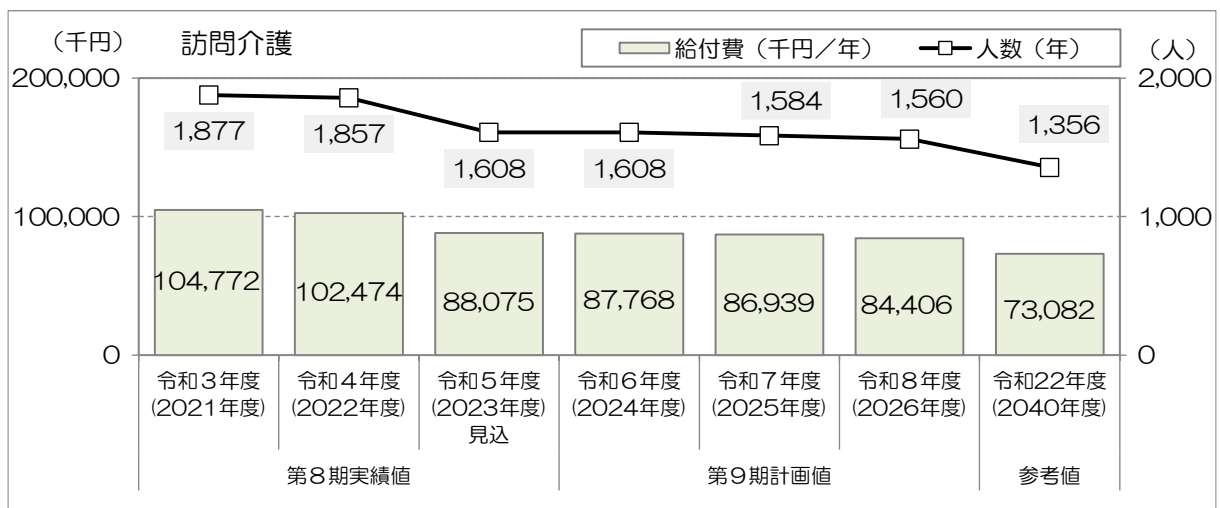
1. サービス別事業量の見込み

(1) 居宅サービス

①訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の身体介助や調理、掃除等の生活援助を行うサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問介護	給付費（千円）	104,772	102,474	88,075	87,768	86,939	84,406	73,082
	人数（人）	1,877	1,857	1,608	1,608	1,584	1,560	1,356



※出典：「見える化」システム（将来推計総括表）以下同様

令和22年度は「見える化」システムで推計された参考値

【町内のサービス供給体制】

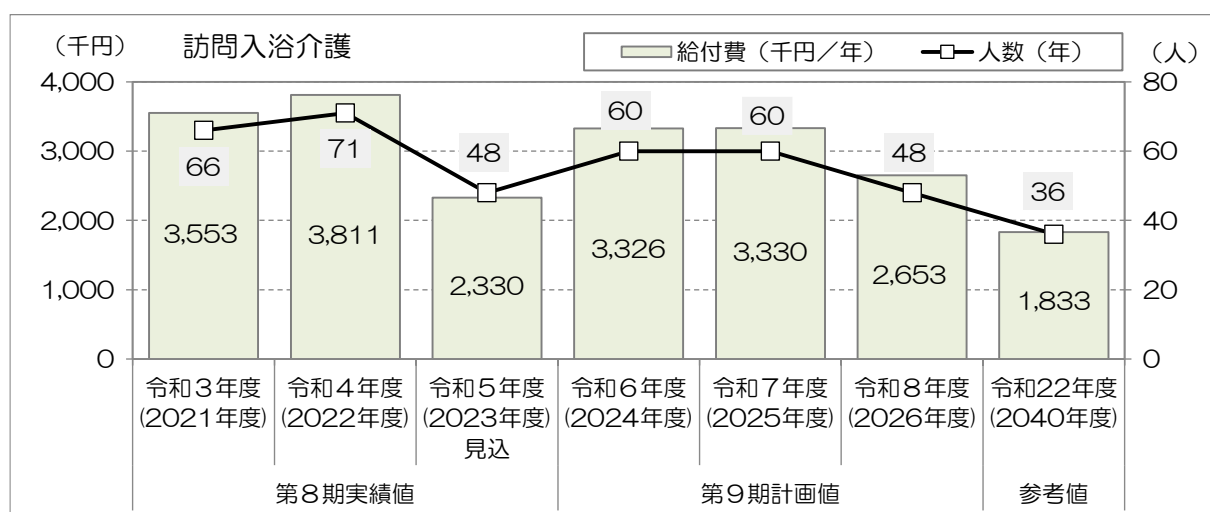
事業所名	所在地
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所窪川	茂串町 11-30
ヘルパーステーション「四万十」	仁井田 1312
ヘルパーステーションにいだ	仁井田 147-3
訪問介護事業所きづな	七里甲 1311
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所西部	大正 32-1

②訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

簡易浴槽等を積んだ移動入浴車により居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

予防給付については、これまでも実績がないことから、本計画期間中におけるサービスの見込みはありません。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問入浴介護	給付費(千円)	3,553	3,811	2,330	3,326	3,330	2,653	1,833
	人数(人)	66	71	48	60	60	48	36



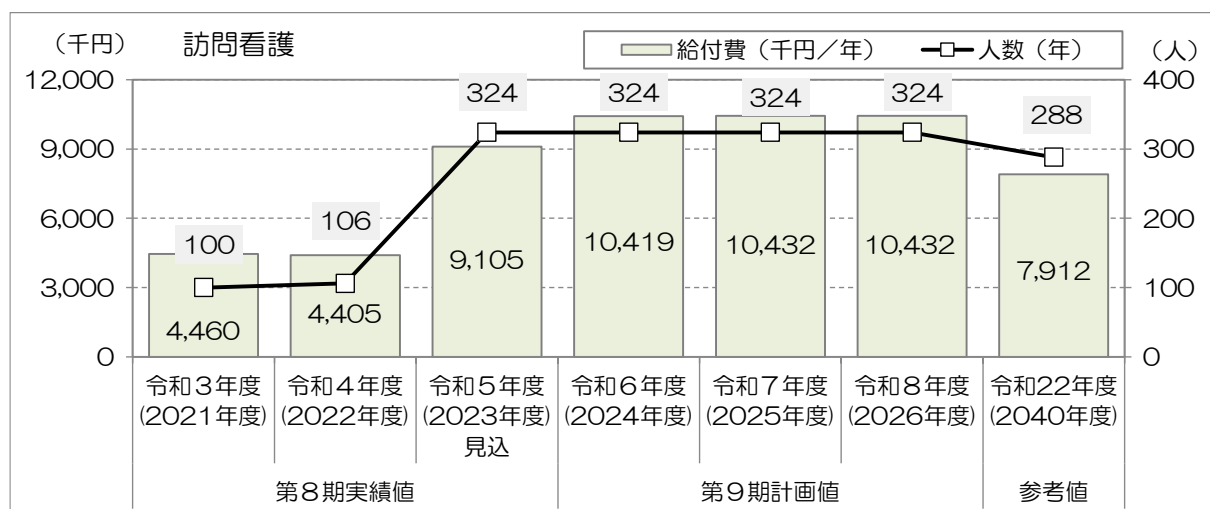
【町内のサービス供給体制】

事業所名	所在地
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 基準該当訪問入浴介護事業所	茂串町 11-30

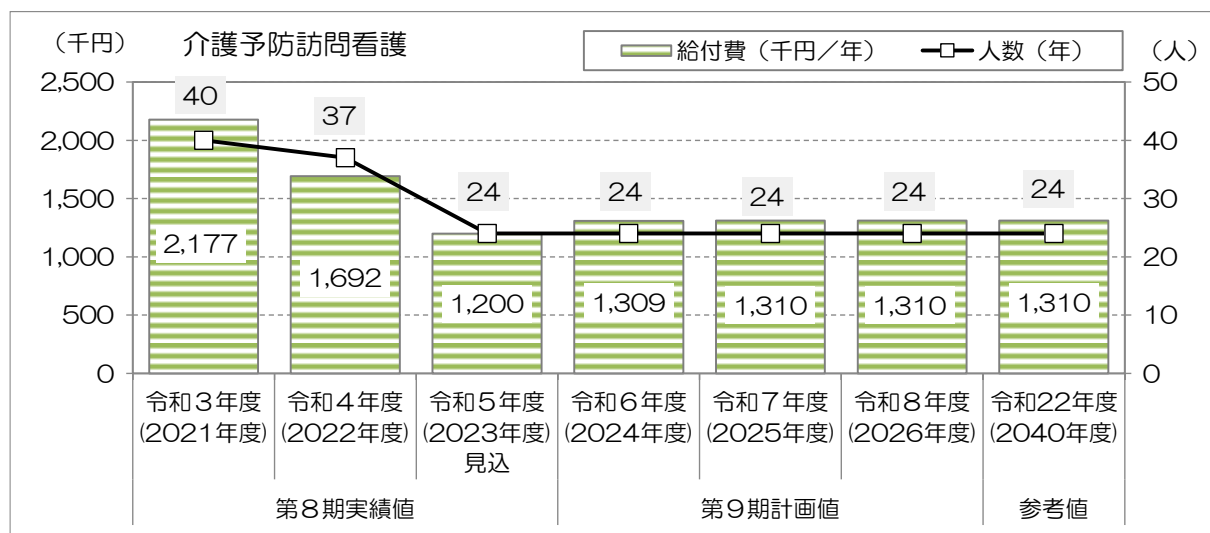
③訪問看護／介護予防訪問看護

病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して、療養上の支援や必要な診療の補助を行うサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問看護	給付費(千円)	4,460	4,405	9,105	10,419	10,432	10,432	7,912
	人数(人)	100	106	324	324	324	324	288



	【予防】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防 訪問看護	給付費(千円)	2,177	1,692	1,200	1,309	1,310	1,310	1,310
	人数(人)	40	37	24	24	24	24	24



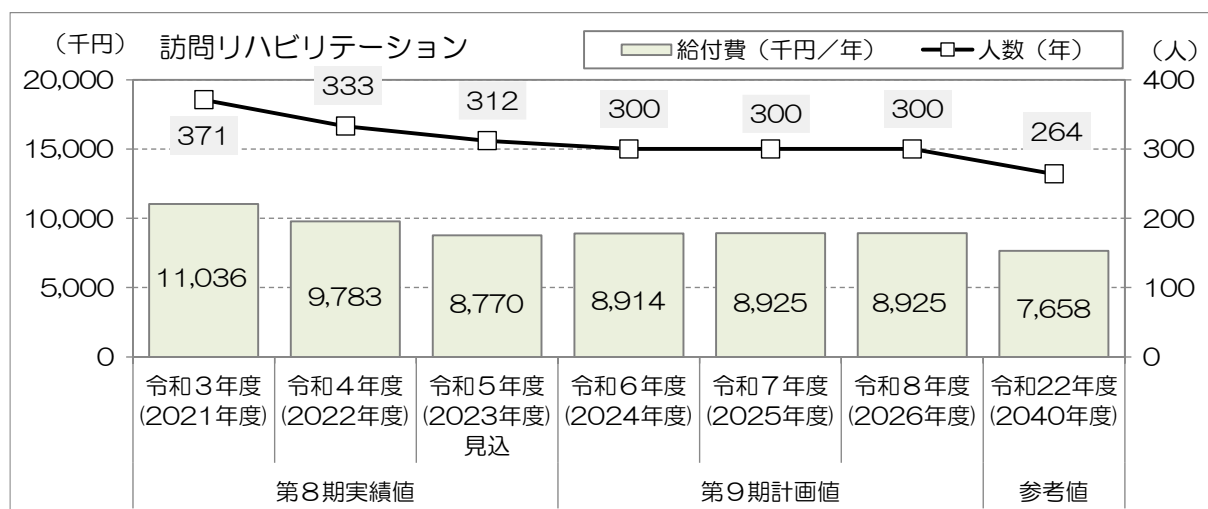
【町内のサービス供給体制】

事業所名	所在地
訪問看護ステーションくぼかわ	見付 902-1

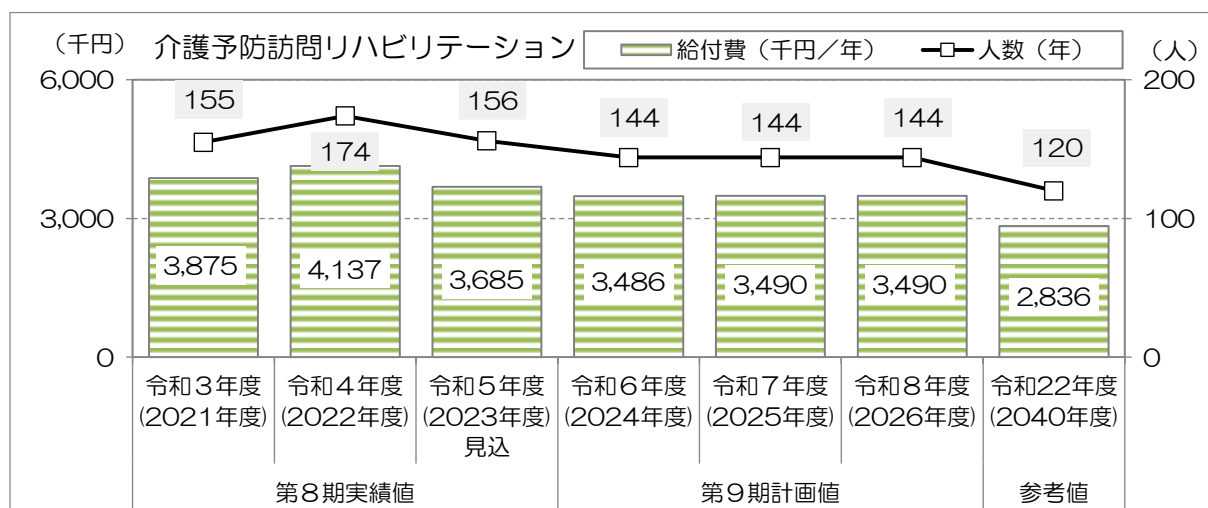
④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	11,036	9,783	8,770	8,914	8,925	8,925	7,658
	人数(人)	371	333	312	300	300	300	264



	【予防】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	3,875	4,137	3,685	3,486	3,490	3,490	2,836
	人数(人)	155	174	156	144	144	144	120



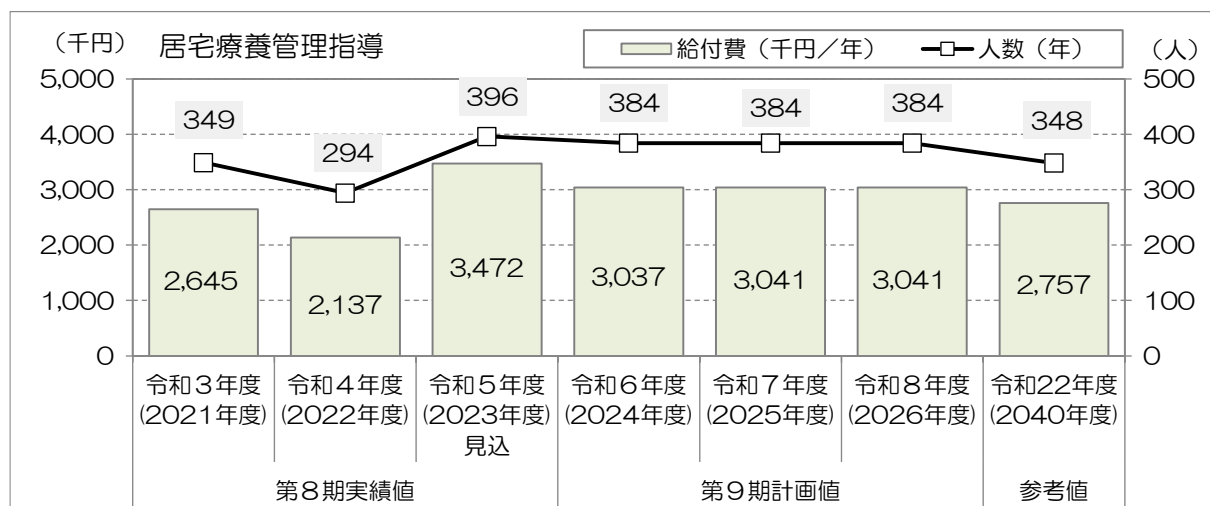
【町内のサービス供給体制】

事業所名	所在地
くぼかわ病院	見付 902-1
大西病院 指定訪問リハビリテーション事業所	古市町 6-12
四万十町国民健康保険大正診療所	大正 459-1
四万十町国民健康保険十和診療所	昭和 468

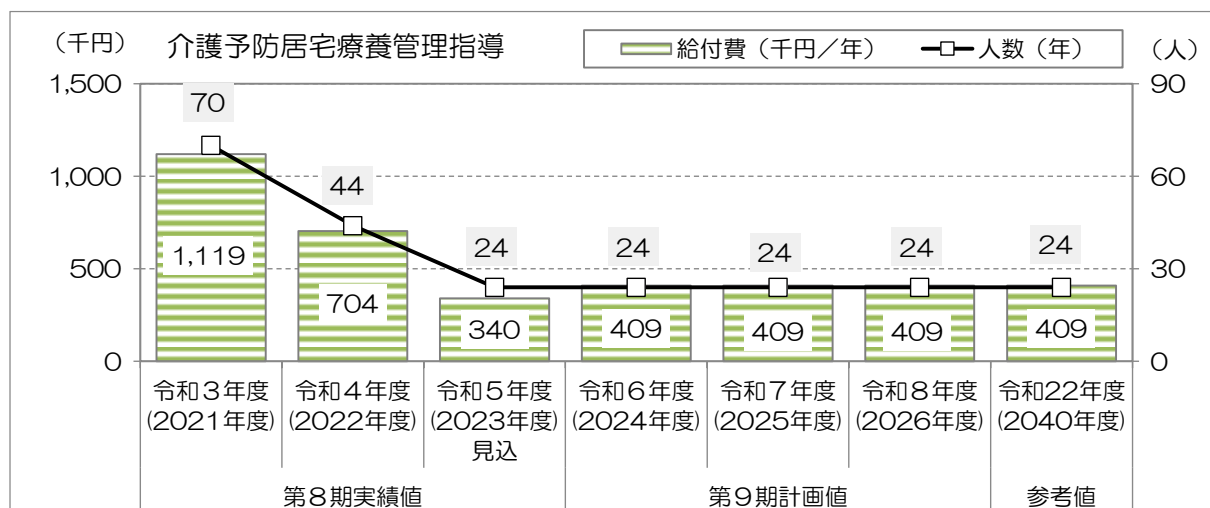
⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅療養管理指導	給付費(千円)	2,645	2,137	3,472	3,037	3,041	3,041	2,757
	人数(人)	349	294	396	384	384	384	348



	【予防】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,119	704	340	409	409	409	409
	人数(人)	70	44	24	24	24	24	24



【町内のサービス供給体制】

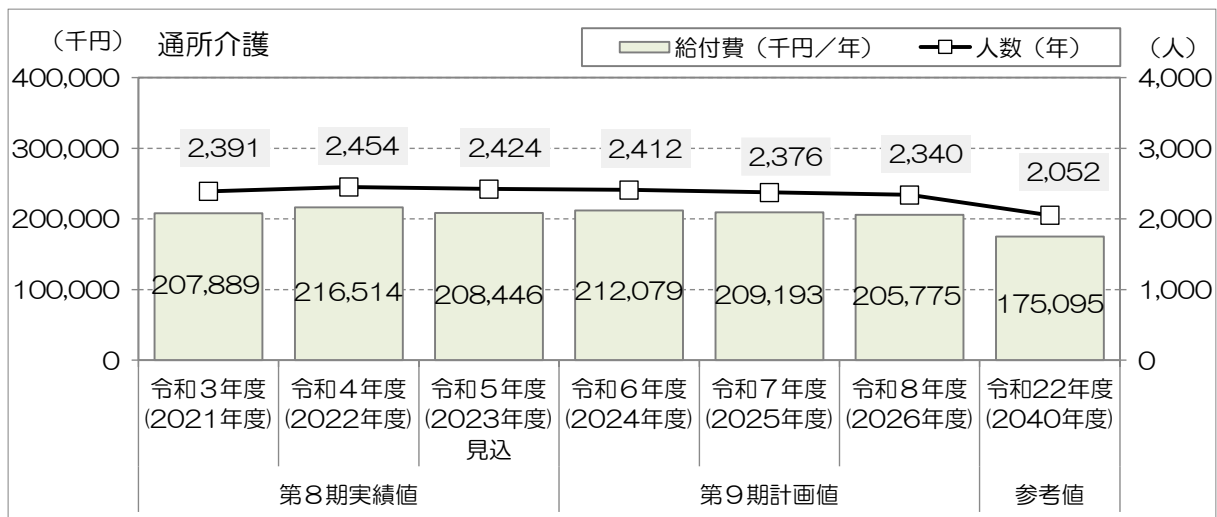
事業所名	所在地
くぼかわ病院	見付 902-1
どい歯科クリニック	北琴平町 12-29
株式会社調剤技術センターくぼかわ 調剤薬局技術センター	見付 925-5

事業所名	所在地
有限会社 武田金草堂薬局	北琴平町 1-5
たきぐち薬局くぼかわ店	見付 901
四万十町国民健康保険大正診療所	大正 459-1

⑥通所介護

デイサービスセンター等への通所者に、日常動作訓練、入浴、食事等を提供するサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
通所介護	給付費(千円)	207,889	216,514	208,446	212,079	209,193	205,775	175,095
	人数(人)	2,391	2,454	2,424	2,412	2,376	2,340	2,052



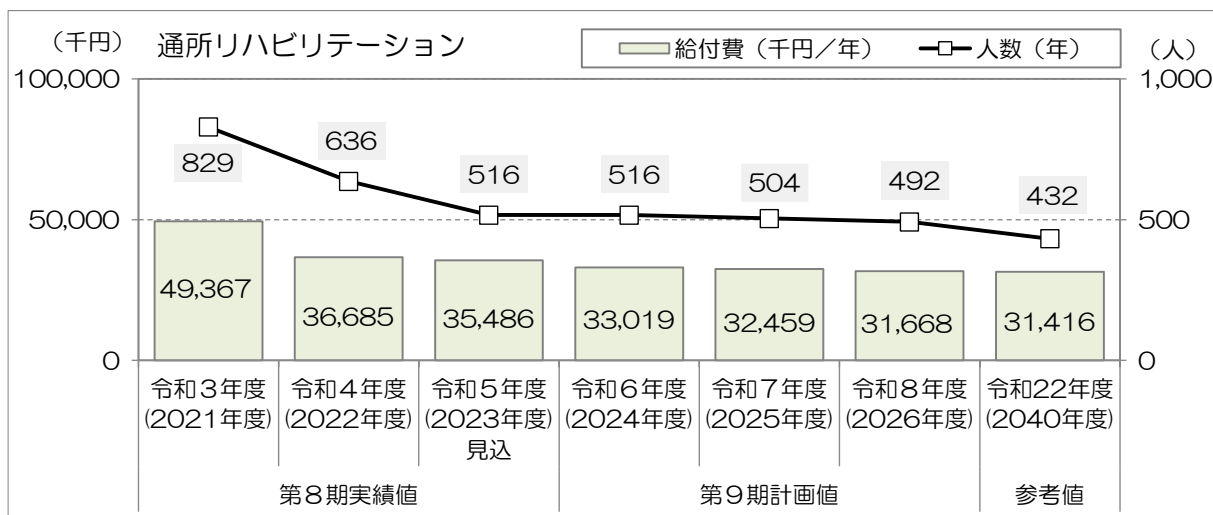
【町内のサービス供給体制】

事業所名	所在地	定員
デイサービスセンター緑林荘	仕出原 496-1	月・土 35人、火～金 30人
リハデイサービス フィット	琴平町 3-8	35人
デイサービスひなた	古市町 4-30	25人
デイサービスセンター百年荘	大正 32-1	35人

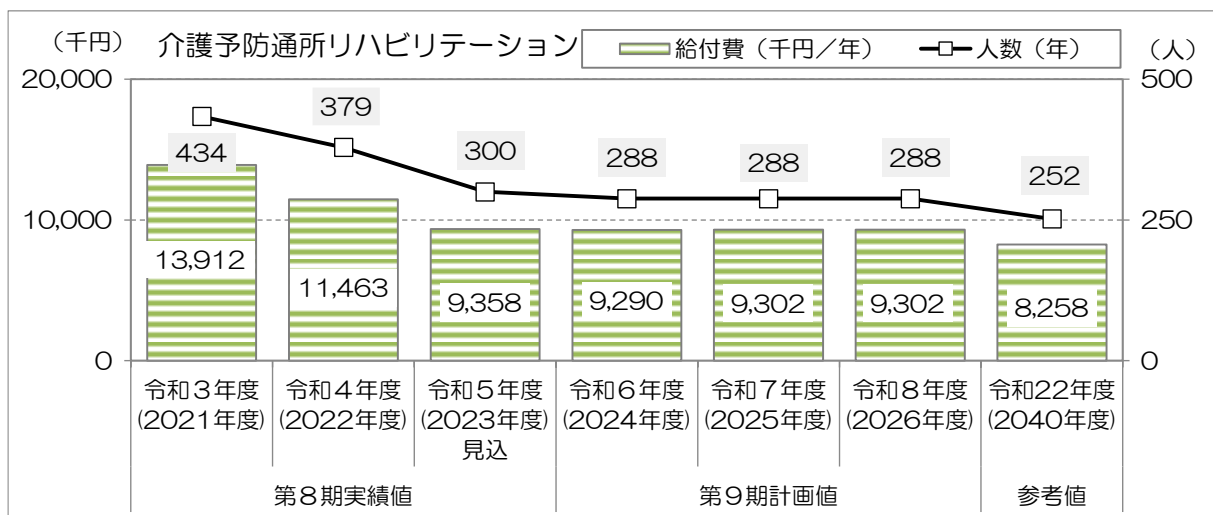
⑦通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所への通所者に、心身の機能の維持回復のために必要なリハビリテーション等を行うサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
通所リハビリテーション	給付費(千円)	49,367	36,685	35,486	33,019	32,459	31,668	31,416
	人数(人)	829	636	516	516	504	492	432



	【予防】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	13,912	11,463	9,358	9,290	9,302	9,302	8,258
	人数(人)	434	379	300	288	288	288	252



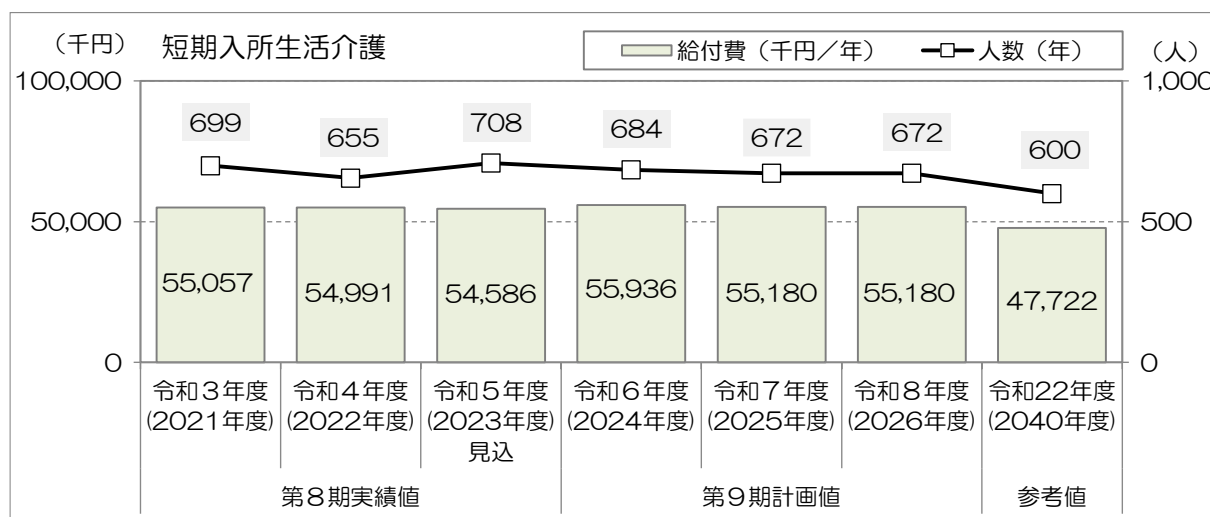
【町内のサービス供給体制】

事業所名	所在地	定員
介護老人保健施設アザレア	見付 902-1	30人
四万十町国民健康保険大正診療所	大正 459-1	10人

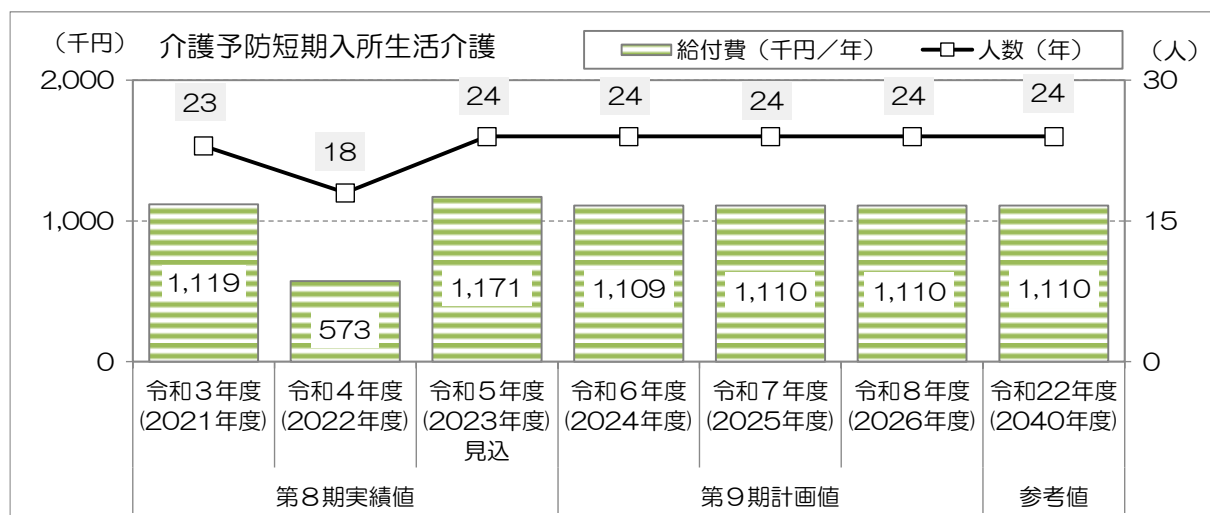
⑧短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等への短期間入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援および機能訓練を行うサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
短期入所生活介護	給付費(千円)	55,057	54,991	54,586	55,936	55,180	55,180	47,722
	人数(人)	699	655	708	684	672	672	600



	【予防】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円)	1,119	573	1,171	1,109	1,110	1,110	1,110
	人数(人)	23	18	24	24	24	24	24



【町内のサービス供給体制】

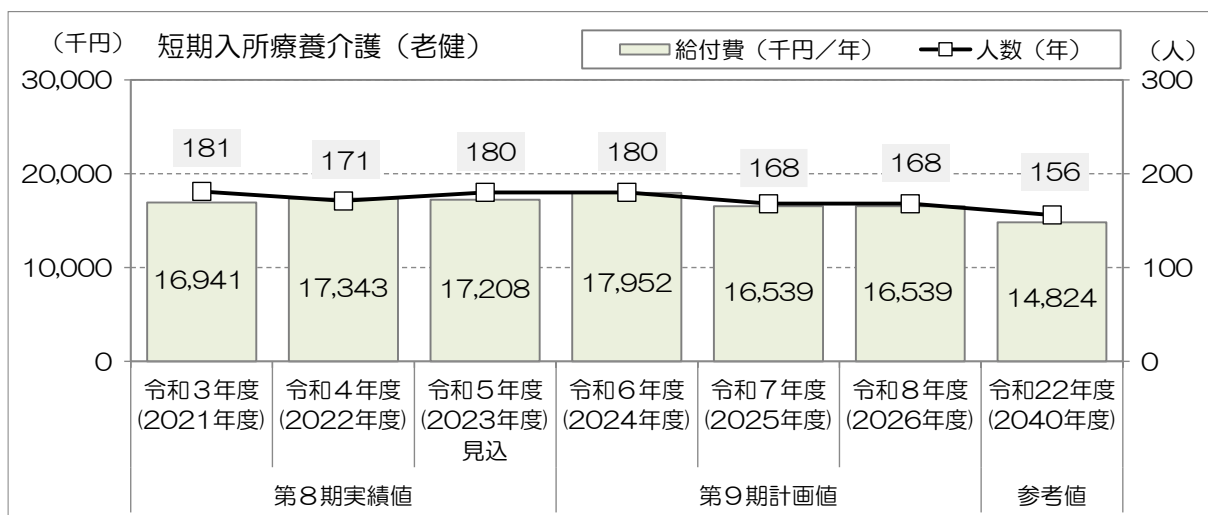
事業所名	所在地	定員
特別養護老人ホーム窪川荘	影野 640-2	9床
特別養護老人ホーム四万十荘	大正 576	4床
ショートステイなごみ	久保川 41-1	6床
ショートステイ大井川	大井川 1462-1	10床

⑨短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

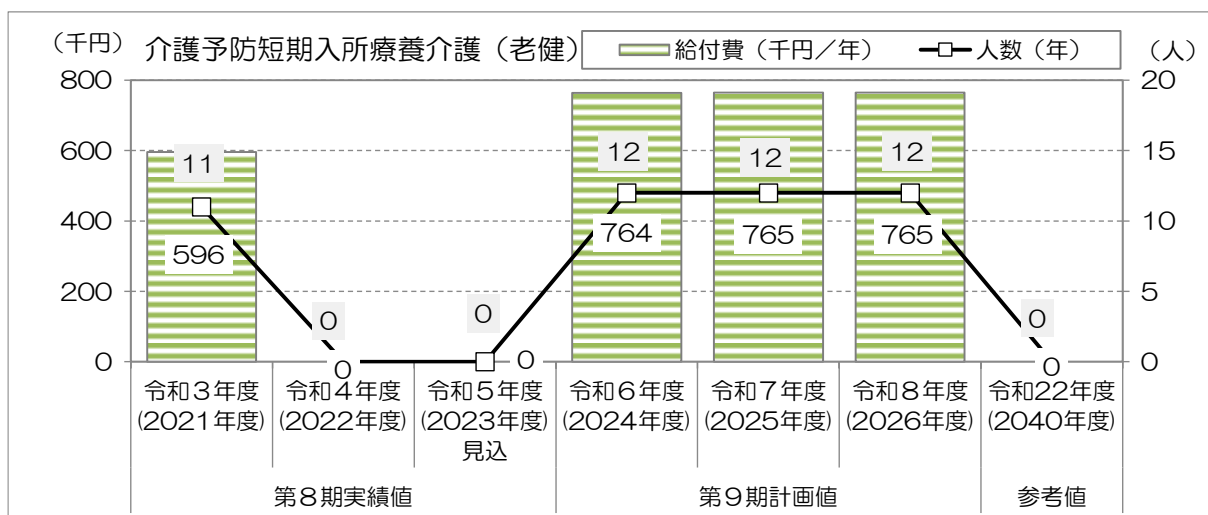
介護老人保健施設や病院等への短期間入所者に、医学的管理のもとで、看護、介護、機能訓練、日常生活上の支援を行うサービスです。

【介護老人保健施設】

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	16,941	17,343	17,208	17,952	16,539	16,539	14,824
	人数(人)	181	171	180	180	168	168	156

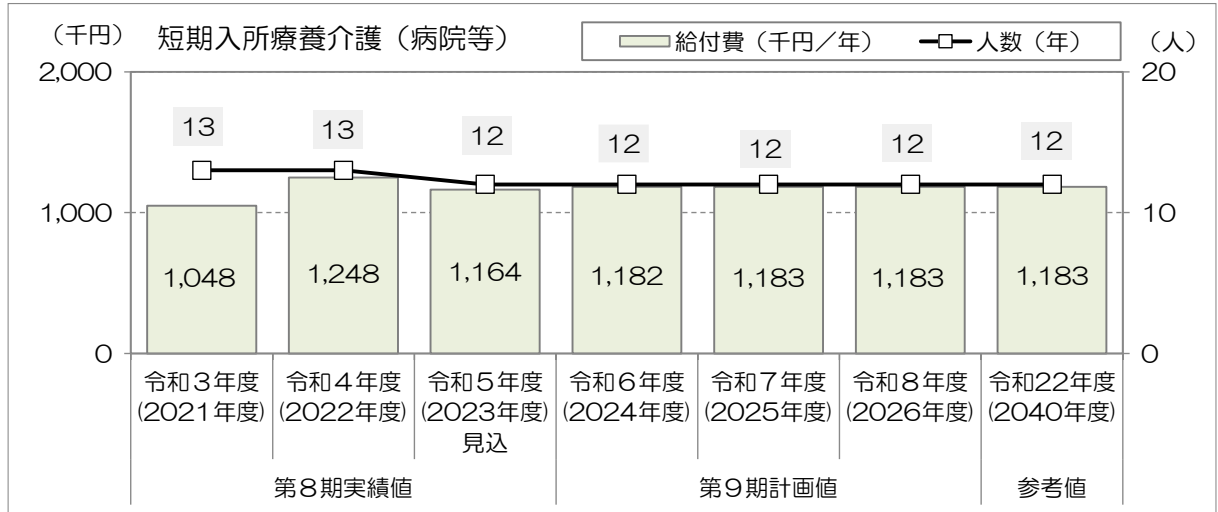


	【予防】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費(千円)	596	0	0	764	765	765	0
	人数(人)	11	0	0	12	12	12	0

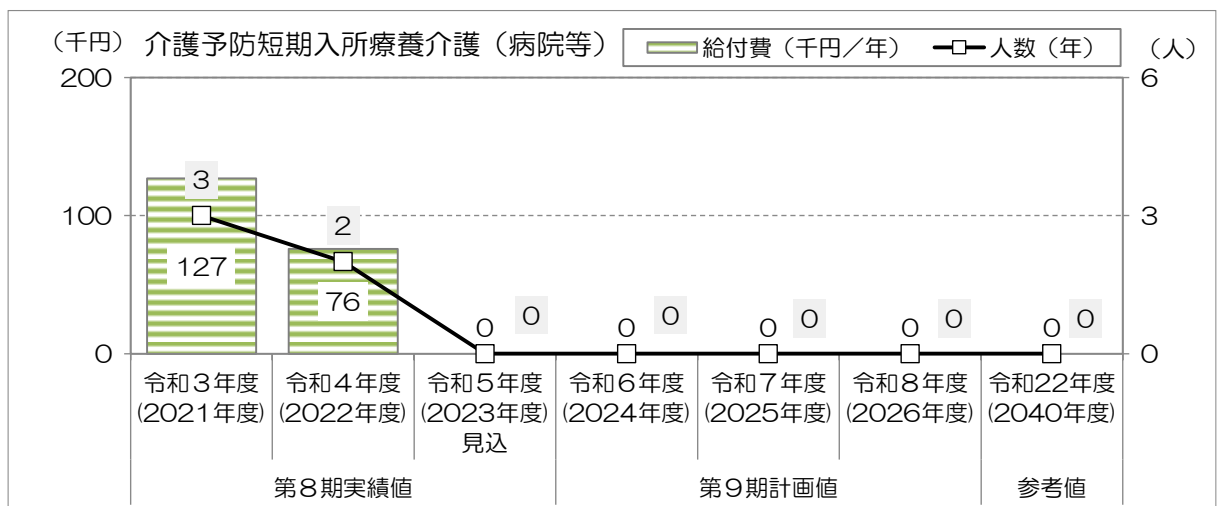


【病院等】

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	1,048	1,248	1,164	1,182	1,183	1,183	1,183
	人数(人)	13	13	12	12	12	12	12



	【予防】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防短期入所 療養介護(病院等)	給付費(千円)	127	76	0	0	0	0	0
	人数(人)	3	2	0	0	0	0	0



【介護医療院】

短期入所療養介護(介護医療院)・介護予防短期入所療養介護(介護医療院)は、これまでの実績もないことから、本計画期間におけるサービス量の見込みはありません。

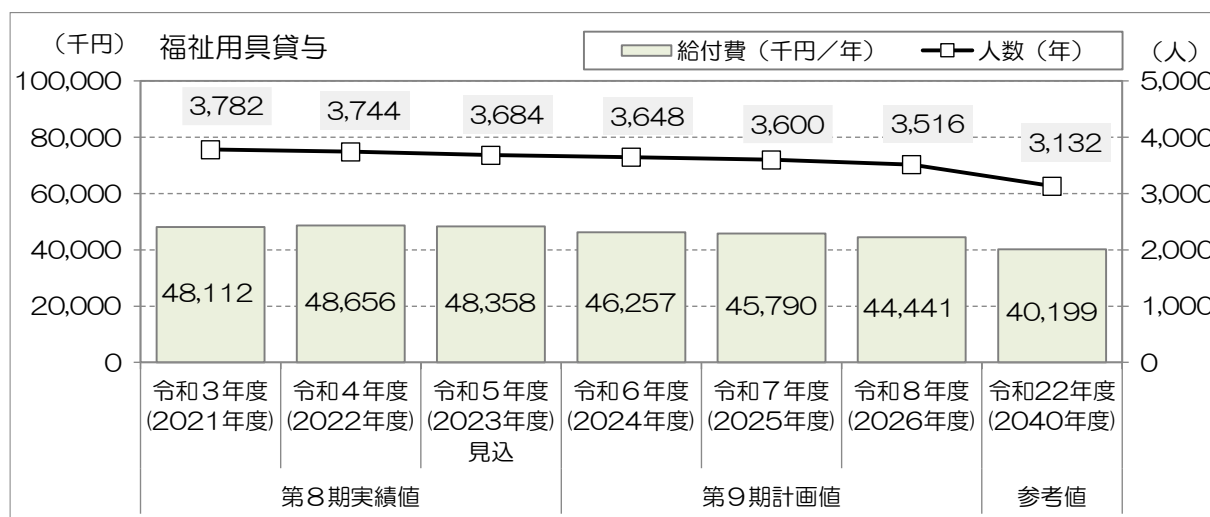
【町内のサービス供給体制】

事業所名	所在地	定員
介護老人保健施設あけぼの	古市町 6-12	空床利用
介護老人保健施設アザレア	見付 902-1	空床利用
四万十町国民健康保険大正診療所	大正 459-1	4床

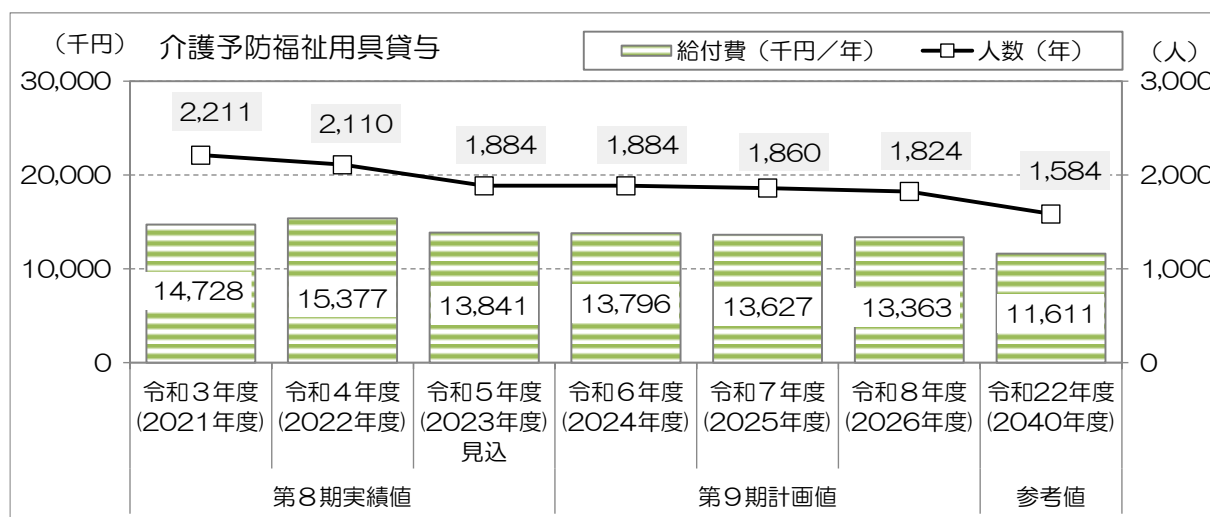
⑩福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

在宅での介護や利用者の自立支援に必要な福祉用具（車いす、特殊寝台等）の貸与（レンタル）を行うサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
福祉用具貸与	給付費（千円）	48,112	48,656	48,358	46,257	45,790	44,441	40,199
	人数（人）	3,782	3,744	3,684	3,648	3,600	3,516	3,132



	【予防】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	14,728	15,377	13,841	13,796	13,627	13,363	11,611
	人数（人）	2,211	2,110	1,884	1,884	1,860	1,824	1,584

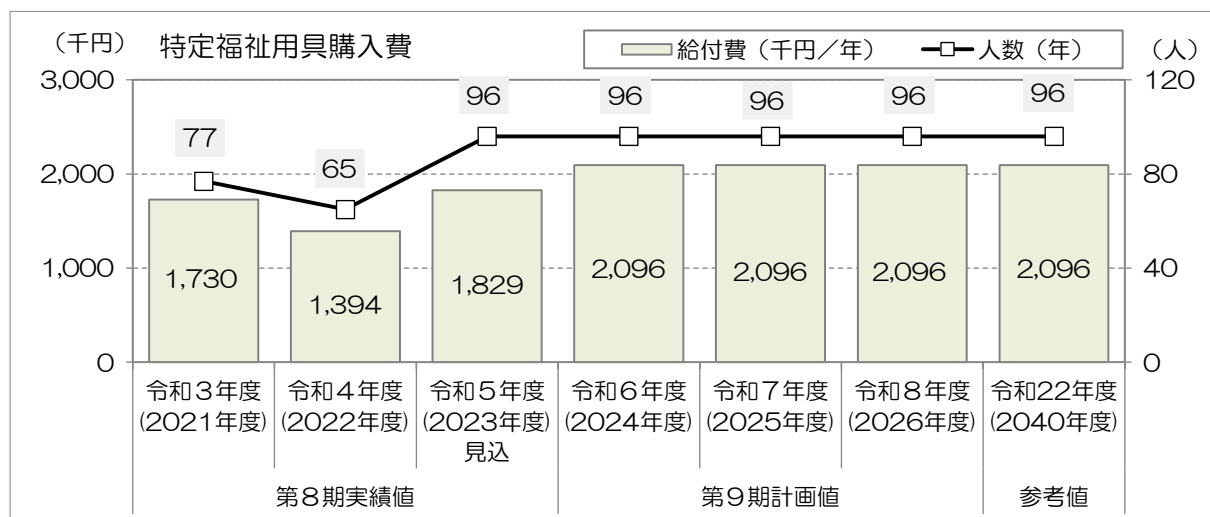


※町内に指定事業所がないため、町外の事業所を利用見込みです。

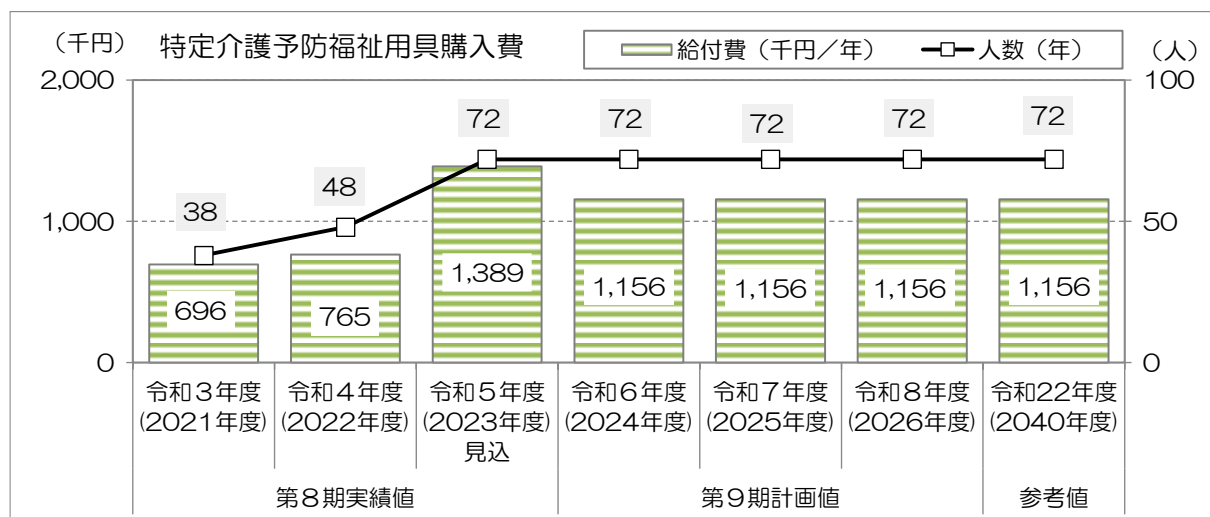
⑪特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

在宅での介護や利用者の自立支援に必要な福祉用具（腰掛便座、入浴用いす等）の購入費を支給するサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	1,730	1,394	1,829	2,096	2,096	2,096	2,096
	人数(人)	77	65	96	96	96	96	96



	【予防】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	696	765	1,389	1,156	1,156	1,156	1,156
	人数(人)	38	48	72	72	72	72	72

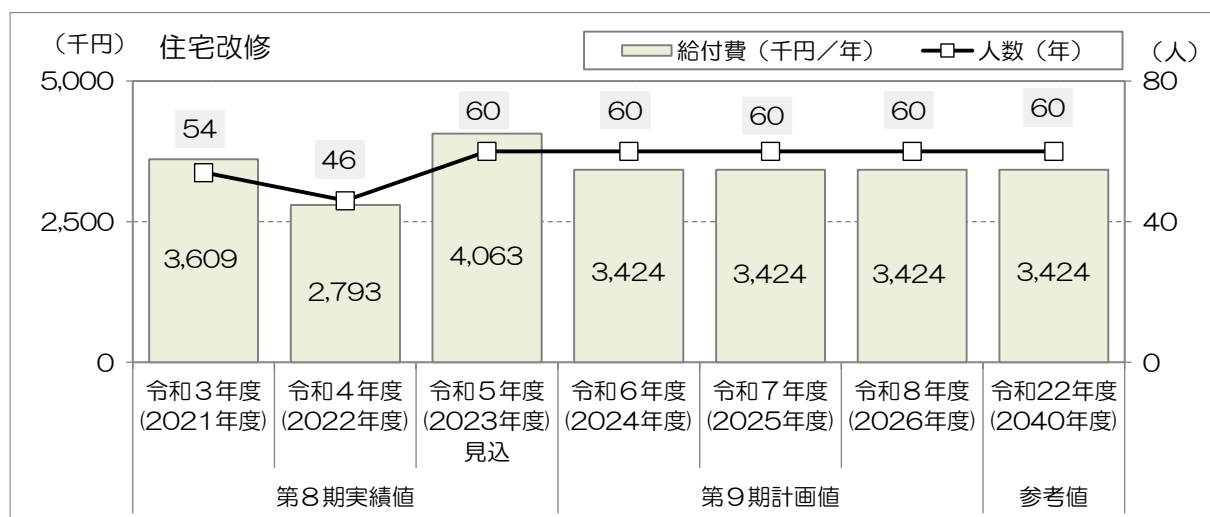


※町内に指定事業所がないため、町外の事業所を利用見込みです。

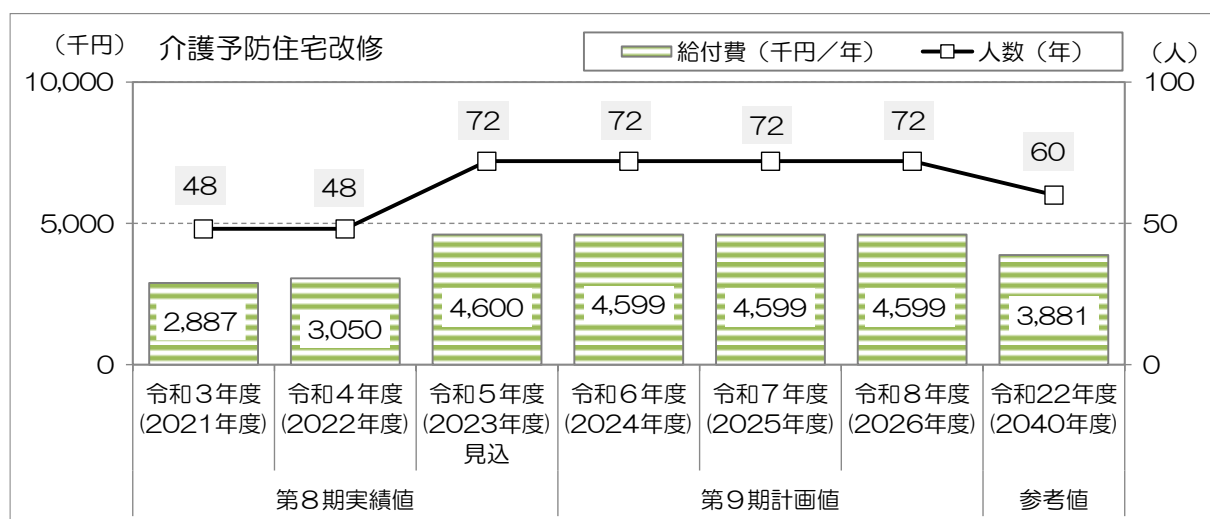
⑫住宅改修／介護予防住宅改修

在宅での介護や利用者の自立支援に必要な住宅改修費（手すりの取付けや段差の解消等）を支給するサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
住宅改修	給付費（千円）	3,609	2,793	4,063	3,424	3,424	3,424	3,424
	人数（人）	54	46	60	60	60	60	60



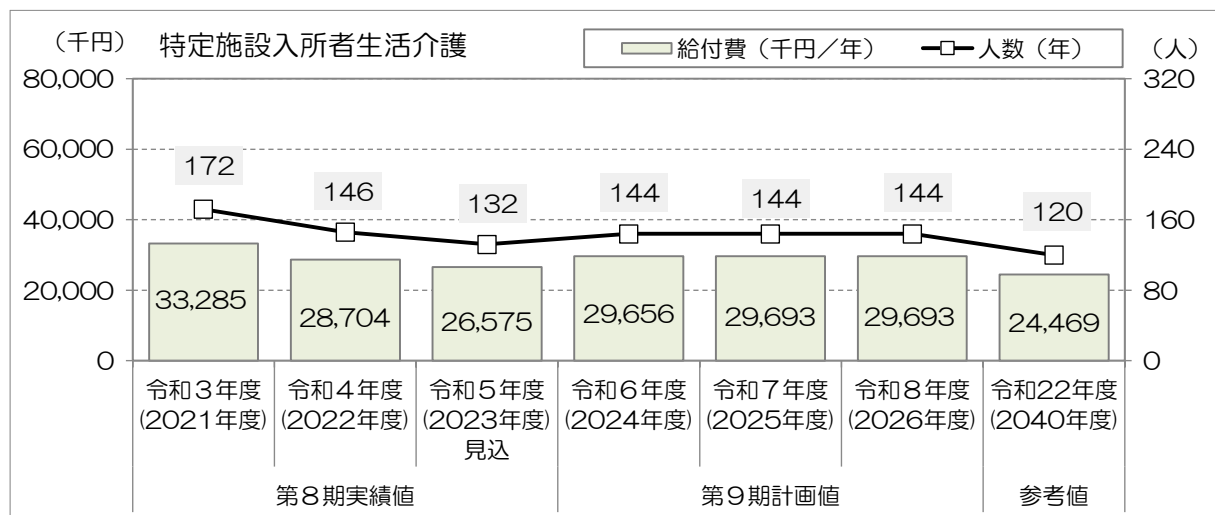
	【予防】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防住宅改修	給付費（千円）	2,887	3,050	4,600	4,599	4,599	4,599	3,881
	人数（人）	48	48	72	72	72	72	60



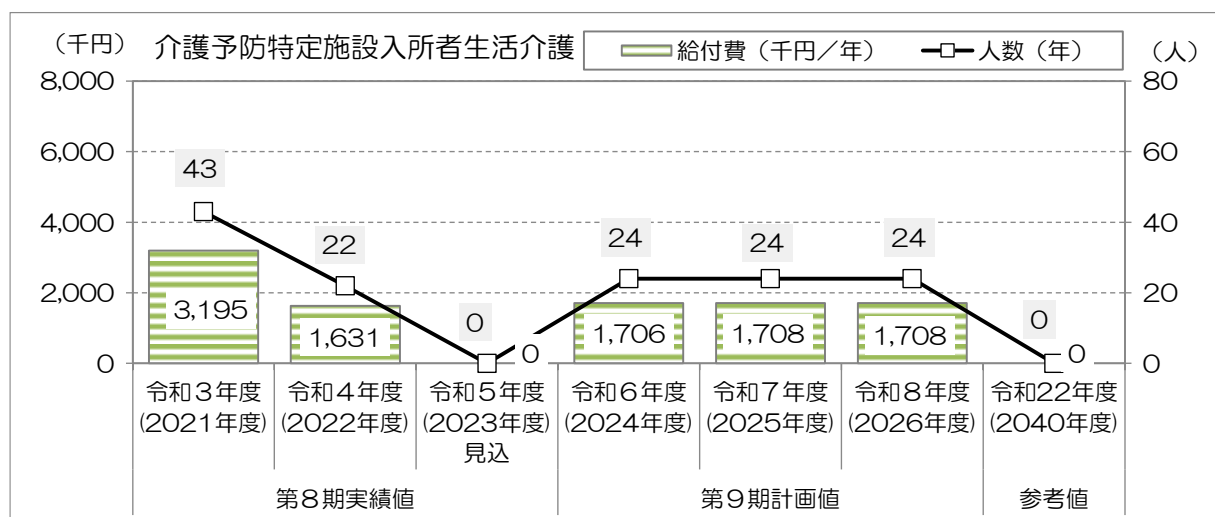
⑬特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者または要支援者に、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援や機能訓練、療養上の支援を行うサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	33,285	28,704	26,575	29,656	29,693	29,693	24,469
	人数(人)	172	146	132	144	144	144	120



	【予防】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防	給付費(千円)	3,195	1,631	0	1,706	1,708	1,708	0
特定施設入居者生活介護	人数(人)	43	22	0	24	24	24	0



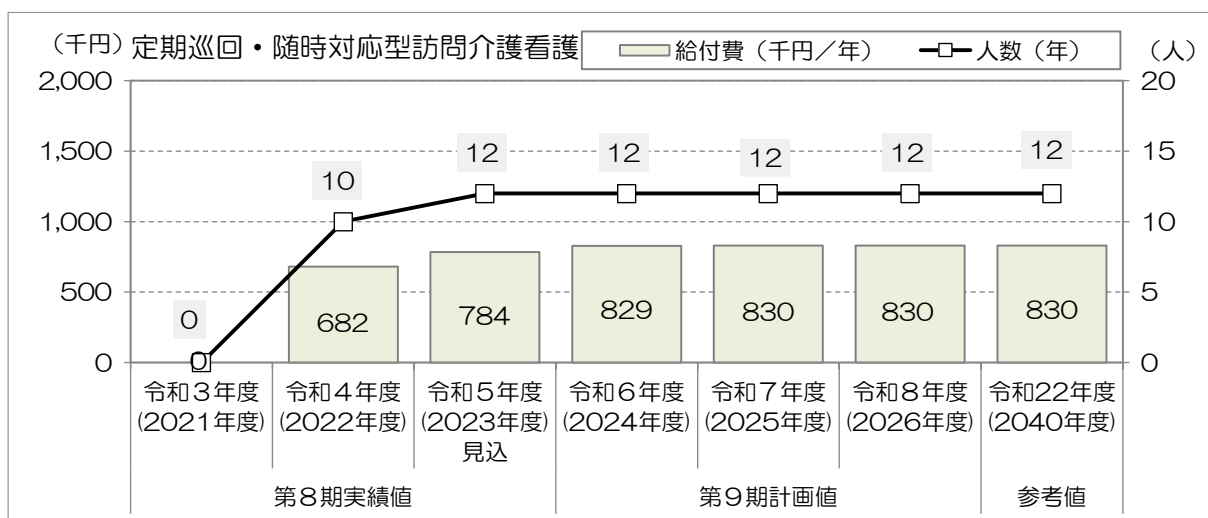
※町内に指定事業所がないため、町外の事業所を利用見込みです。

(2) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	0	682	784	829	830	830	830
	人数(人)	0	10	12	12	12	12	12



※町内に指定事業所がないため、町外の事業所を利用見込みです。

②夜間対応型訪問介護

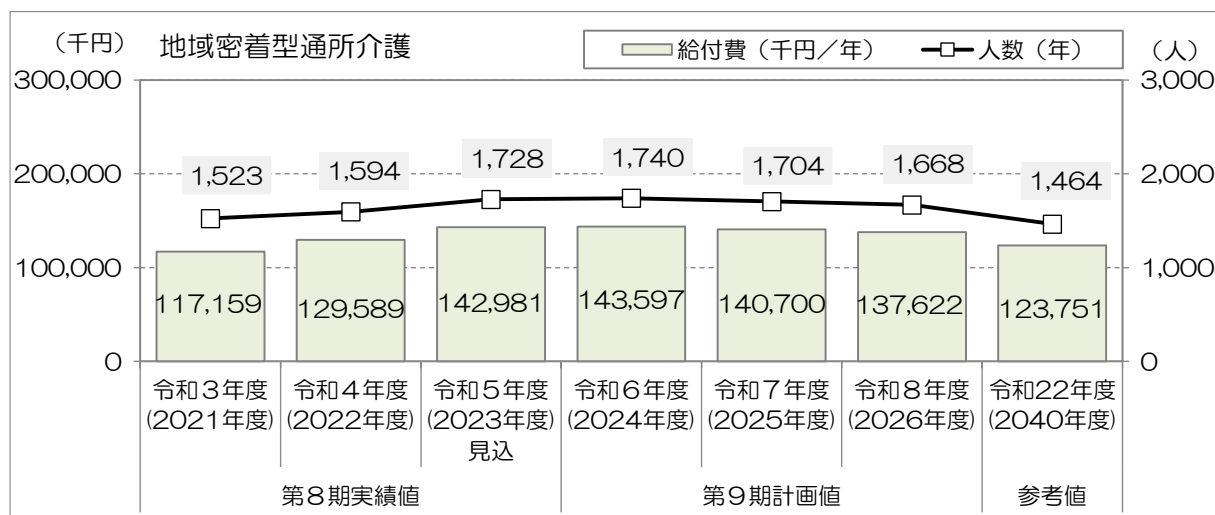
居宅の要介護者について、夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活での支援を行います。

本計画期間中においては、サービスの見込みはありません。

③地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模な通所施設で、食事、入浴等の介護や機能訓練等を日帰りで行うサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
地域密着型通所介護	給付費(千円)	117,159	129,589	142,981	143,597	140,700	137,622	123,751
	人数(人)	1,523	1,594	1,728	1,740	1,704	1,668	1,464



【町内のサービス供給体制】

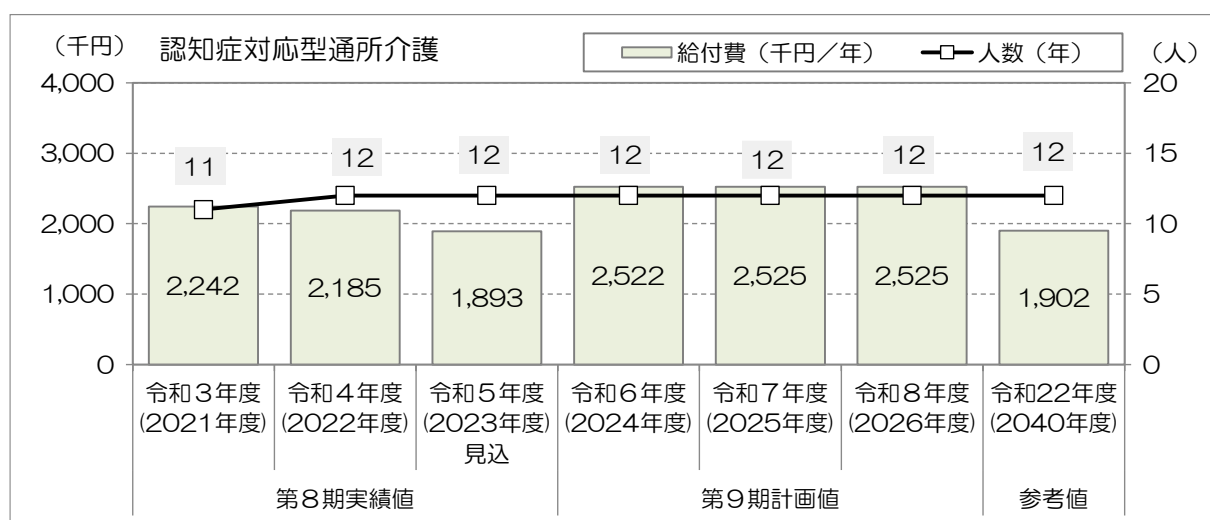
事業所名	所在地	定員
デイサービスセンターさくら貝	興津 2520-1	10人
リハ・トレストジオ リポート	琴平町 3-8	15人
デイサービス結いの里	影野 80-イ	10人
デイサービスセンターすみれ	黒石 734	10人
デイサービスセンターこいのぼり	昭和 470-6	18人
デイサービスセンターひだまり	久保川 41-1	18人
デイサービス大井川	大井川 1462-1	15人

④認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

通所施設等へ通所する認知症の状態にある要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援、機能訓練等を行うサービスです。

本計画期間における予防給付のサービス量の見込みはありません。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	2,242	2,185	1,893	2,522	2,525	2,525	1,902
	人数(人)	11	12	12	12	12	12	12



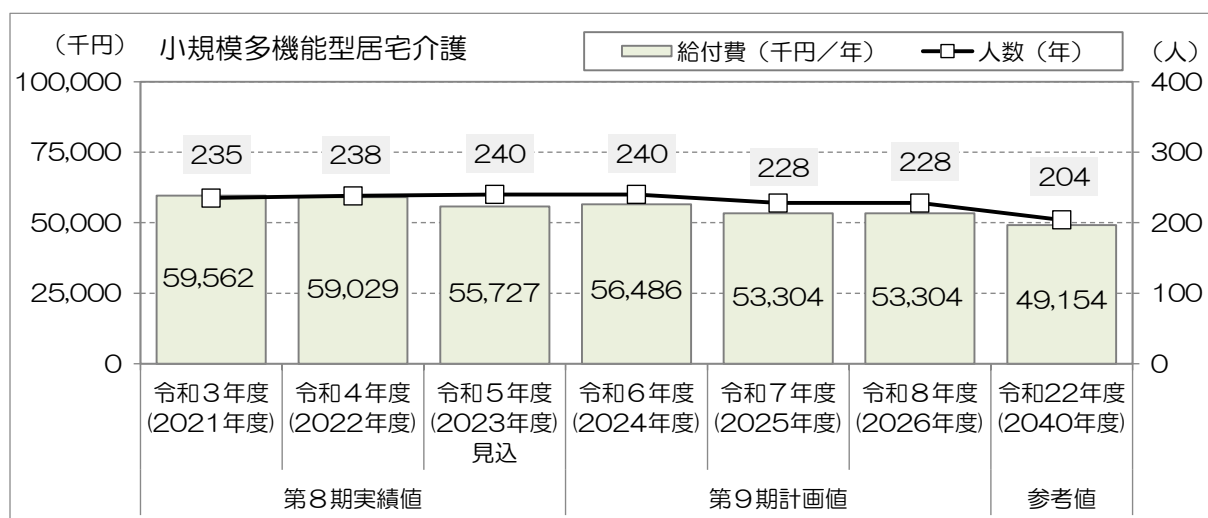
※町内に指定事業所がないため、町外の事業所を利用見込みです。

⑤小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、施設への通所や居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行うサービスです。

本計画期間における予防給付のサービス量の見込みはありません。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	59,562	59,029	55,727	56,486	53,304	53,304	49,154
	人数(人)	235	238	240	240	228	228	204



【町内のサービス供給体制】

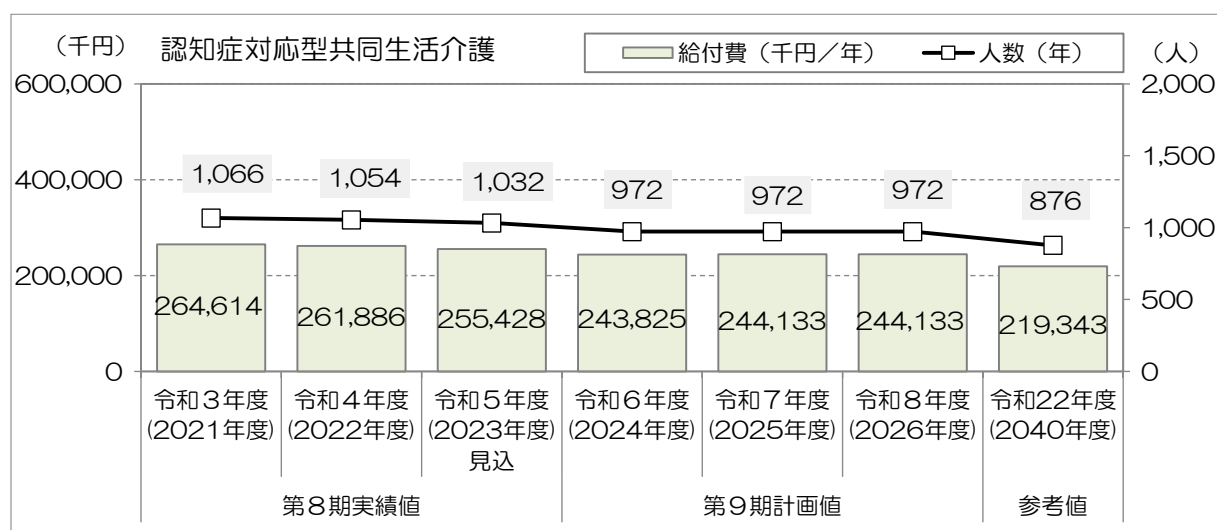
事業所名	所在地	登録定員
小規模多機能ホーム香月	香月が丘 7-30	29人 (通い) 18人 (泊り) 6人

⑥認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者に、少人数で共同生活を営む住居（グループホーム）で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援、機能訓練等を行うサービスです。

本計画期間における予防給付のサービス量の見込みはありません。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
認知症対応型 共同生活介護	給付費（千円）	264,614	261,886	255,428	243,825	244,133	244,133	219,343
	人数（人）	1,066	1,054	1,032	972	972	972	876



【町内のサービス供給体制】

事業所名	所在地	定員
グループホームゆうき	仁井田字コムカイ 199-1	18人
グループホーム「やすらぎの里」	仁井田 114-1	18人
グループホームあさぎり四万十の里	窪川字蕨谷 1205-1	18人
グループホームあゆ	大正 258-2	9人
グループホームひだまり	久保川 41-1	9人
グループホーム梅の木	大井川 1462-1	18人

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

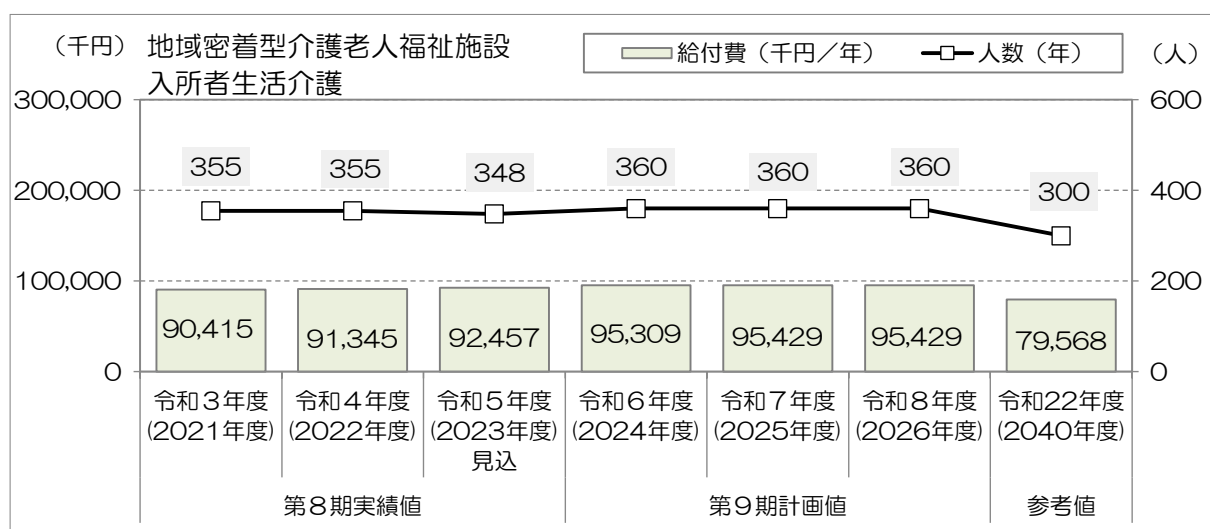
定員 29 人以下の特定施設に入居している要介護者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の介助を行うサービスです。

本計画期間中においては、サービスの見込みはありません。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理および療養上の支援を行うサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	90,415	91,345	92,457	95,309	95,429	95,429	79,568
	人数(人)	355	355	348	360	360	360	300



【町内のサービス供給体制】

事業所名	所在地	定員
特別養護老人ホーム大井川	大井川 1462-1	29人

⑨看護小規模多機能型居宅介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問(介護)」、看護師等による「訪問(看護)」を組み合わせ、介護と看護の一体的なサービスです。

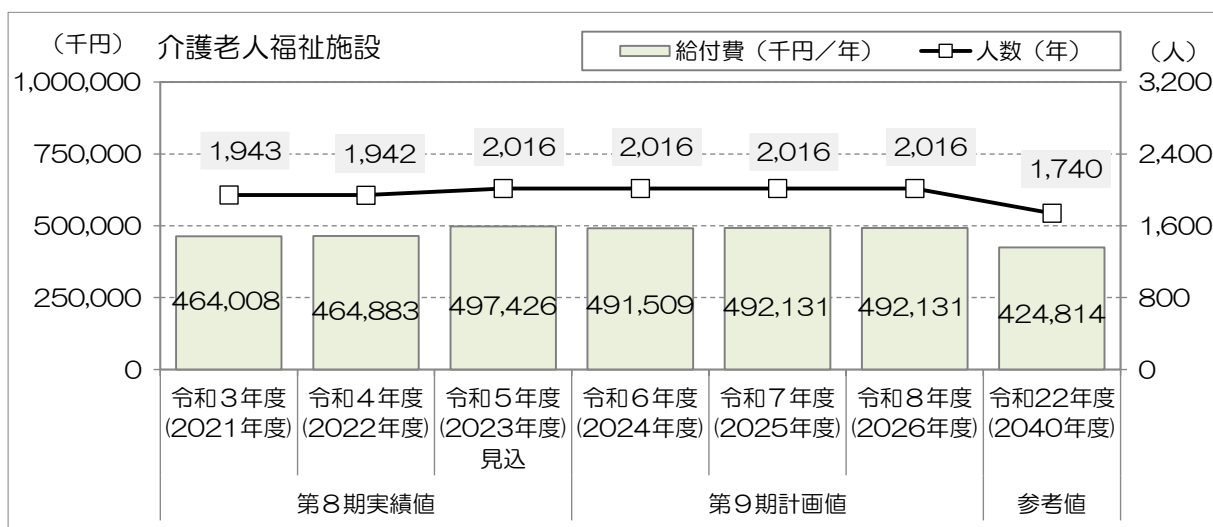
本計画期間中においては、サービスの見込みはありません。

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理および療養上の支援を行うサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護老人福祉施設	給付費(千円)	464,008	464,883	497,426	491,509	492,131	492,131	424,814
	人数(人)	1,943	1,942	2,016	2,016	2,016	2,016	1,740



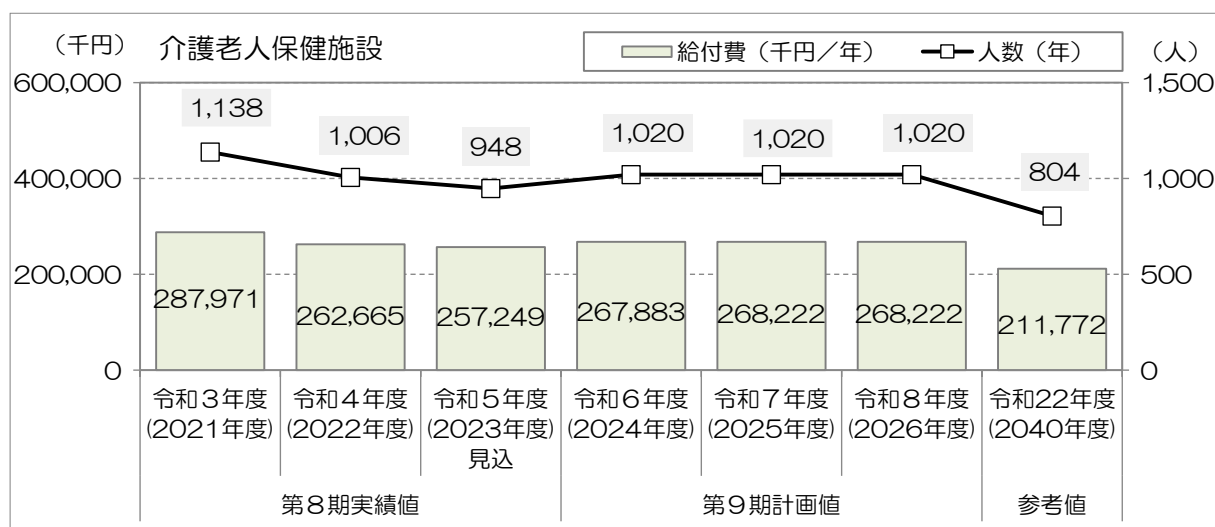
【町内のサービス供給体制】

事業所名	所在地	定員
四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘	影野 640-2	70人
四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘	大正 576	50人

②介護老人保健施設

要介護者の居宅における生活への復帰を目指し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護老人保健施設	給付費(千円)	287,971	262,665	257,249	267,883	268,222	268,222	211,772
	人数(人)	1,138	1,006	948	1,020	1,020	1,020	804



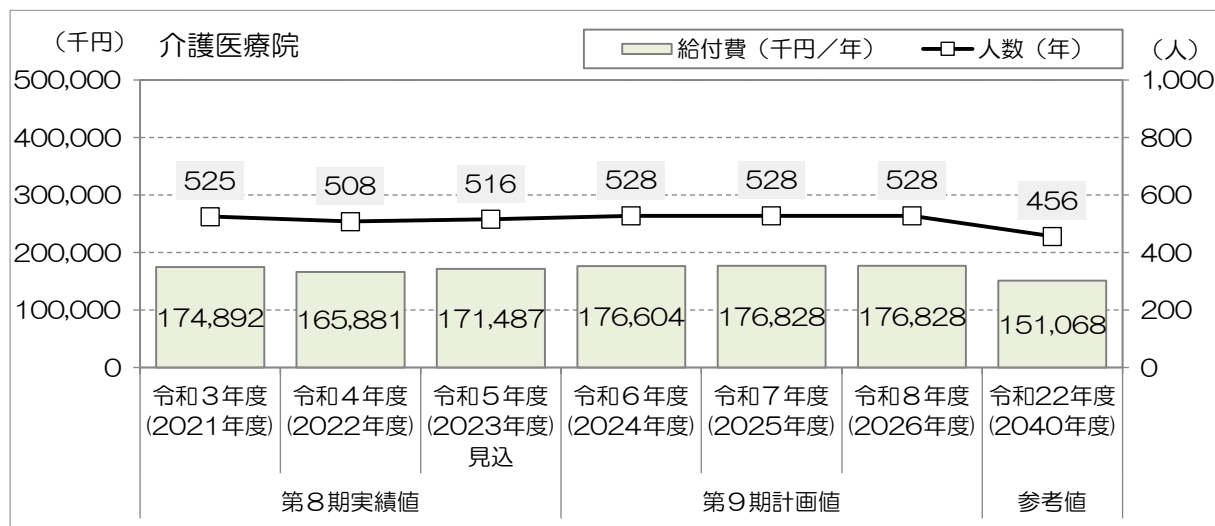
【町内のサービス供給体制】

事業所名	所在地	定員
介護老人保健施設あけぼの	古市町 6-12	70人
介護老人保健施設アザレア	見付 902-1	53人

③介護医療院

日常的な医学管理が必要な重介護者に対し、施設サービス計画に基づき、長期療養のための医療と日常生活上の支援（介護）を一体的に提供するサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護医療院	給付費（千円）	174,892	165,881	171,487	176,604	176,828	176,828	151,068
	人数（人）	525	508	516	528	528	528	456



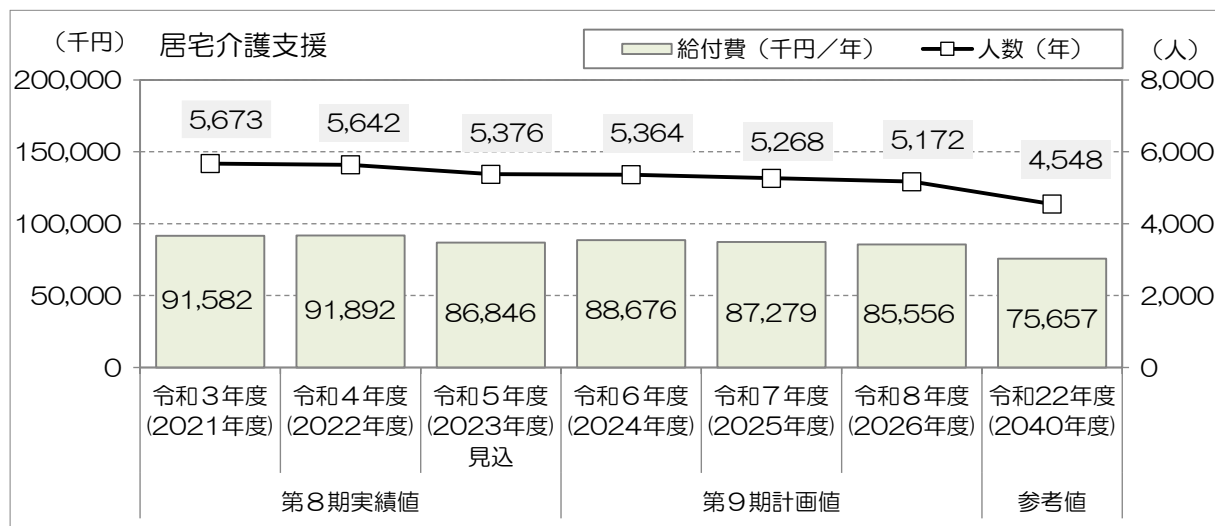
【町内のサービス供給体制】

事業所名	所在地	定員
大西病院介護医療院	古市町 6-12	47人

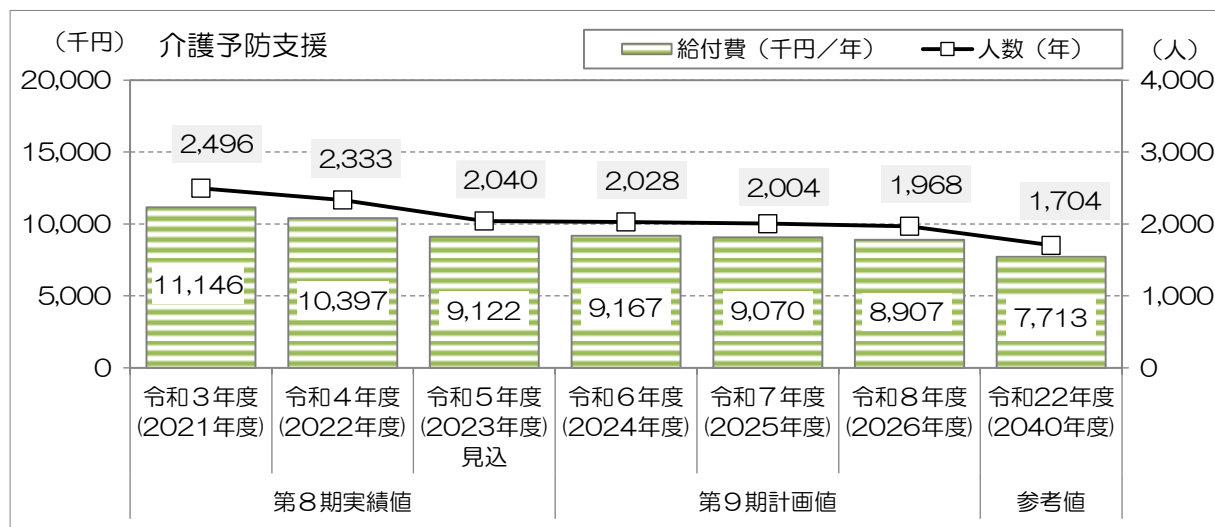
(4) 居宅介護支援・介護予防支援

利用者が可能な限り居宅で自立した生活を送るために、居宅サービス等を適切に利用できるようサービスの種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業所等と連絡調整その他の必要な支援を行うサービスです。

	【介護】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅介護支援	給付費（千円）	91,582	91,892	86,846	88,676	87,279	85,556	75,657
	人数（人）	5,673	5,642	5,376	5,364	5,268	5,172	4,548



	【予防】	第8期実績値			第9期計画値			参考値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防支援	給付費（千円）	11,146	10,397	9,122	9,167	9,070	8,907	7,713
	人数（人）	2,496	2,333	2,040	2,028	2,004	1,968	1,704



【町内のサービス供給体制】

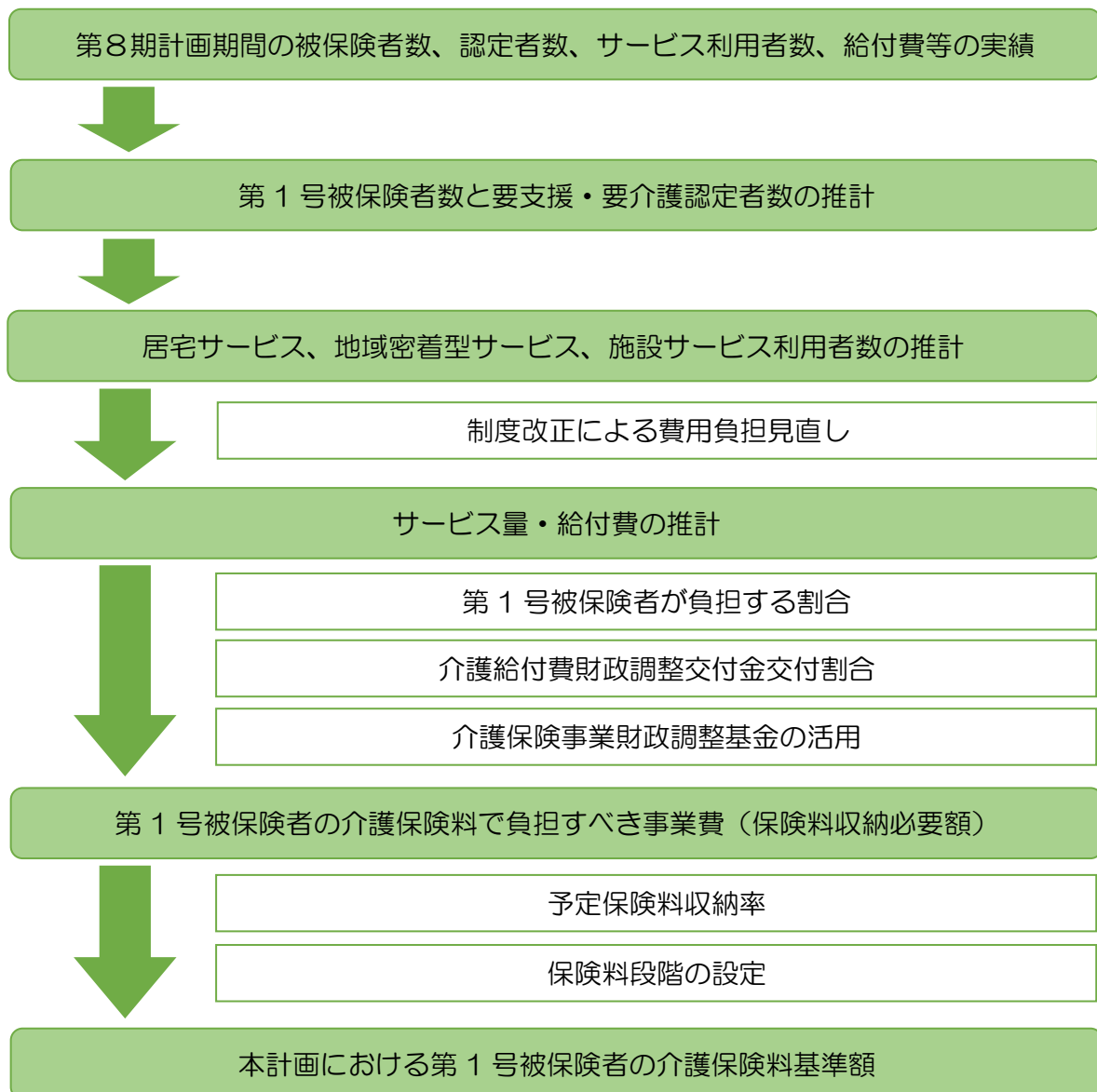
事業所名	所在地
あけぼの居宅介護支援事業所	古市町 6-12
居宅介護支援事業所くぼかわ	見付 902-1
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所窪川	茂串町 11-30
居宅介護支援事業所りょくりん	仕出原 496-1
居宅介護支援事業所という	琴平町 3-8
居宅介護支援事業所仁井田	仁井田 954-1
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所西部	大正 32-1
四万十町地域包括支援センター	琴平町 16-17
四万十町地域包括支援センター大正支所	大正 380
四万十町地域包括支援センター十和支所	十川 145-3

2. 保険料の算定

(1) 介護保険事業量の見込み

①介護給付費等対象サービス見込量の推計手順

本計画期間における介護保険事業の第1号被保険者の介護保険料基準額については、国が示す推計方法を踏まえて、地域包括ケア「見える化」システムを利用し、以下の手順に沿って算出しました。第8期計画期間における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費等の実績をもとに推計を行い、介護保険料の算定にあたっての諸係数等を勘案しながら第1号被保険者の介護保険料基準額を設定する流れとなっています。



※サービス見込量の推計にあたっては、実際の計算のなかで利用者数に小数点以下の端数が生じている関係から、集計が一致しない場合があります。また、給付費の推計についても、千円単位での標記の場合は、端数処理の関係で合計と一致しない場合があります。

②サービス利用者数の推計

本計画期間におけるサービス利用者の推計については、以下のとおりとなります。

【介護給付】

(単位：人／月)

	推計値			参考値	
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)
(1) 居宅サービス					
訪問介護	134	132	130	113	100
訪問入浴介護	5	5	4	3	3
訪問看護	27	27	27	24	20
訪問リハビリテーション	25	25	25	22	18
居宅療養管理指導	32	32	32	29	25
通所介護	201	198	195	171	150
通所リハビリテーション	43	42	41	36	32
短期入所生活介護	57	56	56	50	44
短期入所療養介護（老健）	15	14	14	13	12
短期入所療養介護（病院等）	1	1	1	1	1
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	304	300	293	261	229
特定福祉用具購入費	8	8	8	8	6
住宅改修費	5	5	5	5	5
特定施設入居者生活介護	12	12	12	10	9
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	145	142	139	122	107
認知症対応型通所介護	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	20	19	19	17	15
認知症対応型共同生活介護	81	81	81	73	65
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	30	30	30	25	22
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	168	168	168	145	127
介護老人保健施設	85	85	85	67	60
介護医療院	44	44	44	38	32
(4) 居宅介護支援					
居宅介護支援	447	439	431	379	333

※令和22年度、令和27年度は「見える化」システムで推計された参考値

【予防給付】

(単位：人/月)

	推計値			参考値	
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)
(1) 居宅サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2	2	2	2	2
介護予防訪問リハビリテーション	12	12	12	10	10
介護予防居宅療養管理指導	2	2	2	2	2
介護予防通所リハビリテーション	24	24	24	21	17
介護予防短期入所生活介護	2	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	1	1	1	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	157	155	152	132	116
特定介護予防福祉用具購入費	6	6	6	6	4
介護予防住宅改修費	6	6	6	5	4
介護予防特定施設入居者生活介護	2	2	2	0	0
(2) 地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援					
介護予防支援	169	167	164	142	124

③給付費の推計

本計画期間におけるサービス給付費の推計については、以下のとおりとなります。

【介護給付】

(単位：千円/年)

	推計値			参考値	
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)
(1) 居宅サービス					
訪問介護	87,768	86,939	84,406	73,082	64,808
訪問入浴介護	3,326	3,330	2,653	1,833	1,833
訪問看護	10,419	10,432	10,432	7,912	6,548
訪問リハビリテーション	8,914	8,925	8,925	7,658	6,364
居宅療養管理指導	3,037	3,041	3,041	2,757	2,310
通所介護	212,079	209,193	205,775	175,095	153,507
通所リハビリテーション	33,019	32,459	31,668	31,416	27,818
短期入所生活介護	55,936	55,180	55,180	47,722	41,825
短期入所療養介護(老健)	17,952	16,539	16,539	14,824	13,635
短期入所療養介護(病院等)	1,182	1,183	1,183	1,183	1,183
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	46,257	45,790	44,441	40,199	35,276
特定福祉用具購入費	2,096	2,096	2,096	2,096	1,514
住宅改修費	3,424	3,424	3,424	3,424	3,424
特定施設入居者生活介護	29,656	29,693	29,693	24,469	22,463
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	829	830	830	830	830
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	143,597	140,700	137,622	123,751	108,326
認知症対応型通所介護	2,522	2,525	2,525	1,902	1,902
小規模多機能型居宅介護	56,486	53,304	53,304	49,154	41,894
認知症対応型共同生活介護	243,825	244,133	244,133	219,343	195,201
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	95,309	95,429	95,429	79,568	69,845
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	491,509	492,131	492,131	424,814	372,131
介護老人保健施設	267,883	268,222	268,222	211,772	189,761
介護医療院	176,604	176,828	176,828	151,068	128,564
(4) 居宅介護支援					
居宅介護支援	88,676	87,279	85,556	75,657	66,508
合計	2,082,305	2,069,605	2,056,036	1,771,529	1,557,470

【予防給付】

(単位：千円／年)

	推計値			参考値	
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)
(1) 居宅サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,309	1,310	1,310	1,310	1,310
介護予防訪問リハビリテーション	3,486	3,490	3,490	2,836	2,836
介護予防居宅療養管理指導	409	409	409	409	409
介護予防通所リハビリテーション	9,290	9,302	9,302	8,258	6,707
介護予防短期入所生活介護	1,109	1,110	1,110	1,110	1,110
介護予防短期入所療養介護(老健)	764	765	765	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	13,796	13,627	13,363	11,611	10,207
特定介護予防福祉用具購入費	1,156	1,156	1,156	1,156	779
介護予防住宅改修費	4,599	4,599	4,599	3,881	3,066
介護予防特定施設入居者生活介護	1,706	1,708	1,708	0	0
(2) 地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援					
介護予防支援	9,167	9,070	8,907	7,713	6,735
合計	46,791	46,546	46,119	38,284	33,159

(2) 標準給付費見込額

令和6年度から令和8年度までの標準給付費見込額は、以下のとおりとなります。

(単位：円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総給付費	2,129,096,000	2,116,151,000	2,102,155,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	98,440,592	97,533,429	96,157,782
特定入所者介護サービス費等給付額	97,070,283	96,054,194	94,699,411
特定入所者介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額	1,370,309	1,479,235	1,458,371
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	58,342,020	57,814,904	56,999,461
高額介護サービス費等給付額	57,412,892	56,811,920	56,010,623
高額介護サービス費等の見直しに 伴う財政影響額	929,128	1,002,984	988,838
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,404,889	8,316,911	8,199,606
算定対象審査支払手数料	2,550,420	2,523,780	2,488,140
標準給付費見込額(小計)	2,296,833,921	2,282,340,024	2,265,999,989
標準給付費見込額(3年間計)	6,845,173,934		

(3) 地域支援事業費見込額

令和6年度から令和8年度までの地域支援事業における各事業の事業費見込額は、以下のとおりとなります。

(単位：円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業			
訪問型サービス	21,366,000	21,131,000	20,661,000
通所型サービス	43,471,000	42,813,000	42,154,000
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	7,618,000	7,500,000	7,382,000
介護予防把握事業	0	0	1,808,000
介護予防普及啓発事業	1,321,000	1,301,000	1,280,000
地域介護予防活動支援事業	6,179,000	6,083,000	5,988,000
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	84,000	82,000	81,000
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	1,350,000	1,329,000	1,308,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業			
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	77,069,000	75,877,000	74,685,000
任意事業	951,000	936,000	922,000
包括的支援事業（社会保障充実分）			
在宅医療・介護連携推進事業	45,000	44,000	44,000
生活支援体制整備事業	6,844,000	6,738,000	6,632,000
認知症初期集中支援推進事業	256,000	252,000	248,000
認知症地域支援・ケア向上事業	1,085,000	1,068,000	1,052,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	62,000	61,000	60,000
地域ケア会議推進事業	351,000	345,000	340,000

(単位：円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	81,389,000	80,239,000	80,662,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	78,020,000	76,813,000	75,607,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	8,643,000	8,508,000	8,376,000
地域支援事業費（小計）	168,052,000	165,560,000	164,645,000
地域支援事業費（3年間計）	498,257,000		

(4) 第1号被保険者負担分相当額

令和6年度から令和8年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費見込額に対して、第1号被保険者の負担割合23%を乗じた値が第1号被保険者負担相当額となります。

第1号被保険者負担相当額

$$= (\text{標準給付費見込額 (6,845,173,934 円)} + \text{地域支援事業費 (498,257,000 円)}) \\ \times 23\% (\text{第1号被保険者負担割合})$$

(単位：円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
第1号被保険者の 負担相当額	566,923,762	563,017,006	559,048,347	1,688,989,115

(5) 保険料収納必要額

令和6年度から令和8年度までの本計画期間に要する保険料収納必要額は、以下のとおりとなります。

保険料収納必要額は

$$= \text{第1号被保険者負担相当額 (1,688,989,115 円)} + \text{介護給付費財政調整交付金}^{\ast 8} \text{相当額} \\ (354,373,197 \text{ 円}) - \text{介護給付費財政調整交付金見込額 (769,773,000 円)} + \text{財政安定化基金}^{\ast 9} \\ \text{取崩による交付額 (0 円)} + \text{財政安定化基金償還金 (0 円)} - \text{介護保険事業財政調整基金}^{\ast 10} \\ \text{取崩額 (40,400,000 円)}$$

介護給付費財政調整交付金相当額	354,373,197 円
介護給付費財政調整交付金見込額	769,773,000 円
財政安定化基金拠出金	0 円
財政安定化基金償還金	0 円
介護保険事業財政調整基金取崩額	40,400,000 円
保険料収納必要額	1,233,189,312 円

※8 市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものであり、高齢者中の後期高齢者の割合と高齢者の所得状況の格差を調整する「普通調整交付金」と、災害等の特別な事情を勘案する「特別調整交付金」がある。

※9 見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出る事となった場合に、一般財源から財政補填をする必要のないよう、市町村に対して資金の交付・貸付を行うもの。

※10 介護保険事業特別会計において発生した余剰金を積み立て、財源不足時等に取り崩して充当するために設置された基金。

(6) 所得段階別加入者数の推計

令和6年度から令和8年度までの所得段階別加入者数の見込みは、以下のとおりとなります。

	基準所得金額	所得段階別加入者数			基準額に対する割合 令和6年度～ 令和8年度
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
第1段階		1,647人	1,621人	1,595人	0.455%
第2段階		1,213人	1,193人	1,175人	0.685%
第3段階		880人	866人	852人	0.690%
第4段階		436人	429人	422人	0.900%
第5段階		715人	704人	693人	1.000%
第6段階		1,072人	1,055人	1,038人	1.200%
第7段階	1,200,000円	589人	579人	570人	1.300%
第8段階	2,100,000円	226人	222人	219人	1.500%
第9段階	3,200,000円	75人	74人	73人	1.700%
第10段階	4,200,000円	45人	45人	44人	1.900%
第11段階	5,200,000円	15人	15人	15人	2.100%
第12段階	6,200,000円	11人	10人	10人	2.300%
第13段階	7,200,000円	44人	44人	43人	2.400%
計		6,968人	6,857人	6,749人	

(7) 所得段階別加入割合補正後被保険者数

令和6年度から令和8年度までの所得段階別加入者数を用いて算出された、「所得段階別加入割合補正後被保険者数」は、以下のとおりとなります。

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
所得段階別加入割合補正後 被保険者数	6,061人	5,966人	5,872人	17,899人

(8) 保険料基準額の算定

保険料基準額

＝保険料収納必要額（1,233,189,312 円）÷予定保険料収納率（99.0%）

÷所得段階別加入割合補正後被保険者数（17,899 人）÷12 か月

介護保険料基準額（月額）＝ 5,800 円

保険料（基準額×12 月×調整率）は、以下のとおりとなります。

※100 円未満の端数がある場合は、調整しています。

所得段階	調整率	保険料 (年額)	所得要件
第 1 段階	0.285	19,900 円	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員住民税非課税の人、世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等 ^{※11} 80 万円以下の人
第 2 段階	0.485	33,800 円	世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下の人
第 3 段階	0.685	47,700 円	世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等 120 万円超の人
第 4 段階	0.900	62,600 円	本人住民税非課税かつ年金収入等 80 万円以下で、世帯に住民税課税者ありの人
第 5 段階	1.000	69,600 円	本人住民税非課税かつ年金収入等 80 万円超で、世帯に住民税課税者ありの人
第 6 段階	1.200	83,500 円	本人住民税課税かつ合計所得金額が 120 万円未満の人
第 7 段階	1.300	90,400 円	本人住民税課税かつ合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人
第 8 段階	1.500	104,400 円	本人住民税課税かつ合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人
第 9 段階	1.700	118,300 円	本人住民税課税かつ合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人
第 10 段階	1.900	132,200 円	本人住民税課税かつ合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人
第 11 段階	2.100	146,100 円	本人住民税課税かつ合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人
第 12 段階	2.300	160,000 円	本人住民税課税かつ合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人
第 13 段階	2.400	167,000 円	本人住民税課税かつ合計所得金額が 720 万円以上の人

※11 年金収入等とは、課税年金収入額と合計所得金額を合計した金額。

3. 給付適正化の推進

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、サービスが適切に提供されるよう、「第6期高知県介護給付適正化計画」に基づき、「要介護認定の適正化」「ケアプラン等の点検」「医療情報・縦覧点検との突合」を実施します。

(1) 要介護認定の適正化

適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を図るため、要介護認定の適正化に努めます。

施策名	要介護認定の適正化
事業内容	要介護認定を行うにあたり、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき適正な認定を行います。介護認定調査員は資質向上のため、必要な研修を受講します。
現状・今後の方向性	要介護認定調査は、基本的に町職員が行い、県外のみ委託しますが、必ず事後点検を実施しています。調査員研修等を通じて、認定調査結果の平準化を図るよう努めており、今後も、適正な要介護認定業務を実施します。

(2) ケアプラン等の点検

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた自立支援に資する適切なプランとなっているかを確認するため、ケアプランの点検を行います。また、住宅改修および福祉用具購入・貸与（例外給付）について、利用者の状態に即した給付となるよう確認を行います。

施策名	ケアプランの点検	
事業内容	町内のケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画等の内容について、事業所に資料提出を求めて点検し、うち数件のヒアリングを地域包括支援センター職員（主任ケアマネジャー）と行います。	実施目標
現状・今後の方向性	本人の自立支援を促すケアプランとなっているかという視点で点検すべきポイント等を踏まえ、確認、指導をしています。今後も、同様の視点で臨みます。点検対象事例は、「高知県ケアプラン点検実施の手引き」を基にしながら、実情に応じて選定します。	町内居宅介護支援事業所の全ケアマネジャー 1件/年

施 策 名	住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与（例外給付）調査
事業内容	住宅改修については、施工前に利用者の身体状況、居住環境および施工内容を訪問調査し、受給者の状態に即した内容であるかを確認します。 また、福祉用具購入・貸与（例外給付）については、書類審査等により必要性の確認を行います。
現 状 ・ 今後の方向性	住宅改修については、全件の事前訪問調査および書面審査等、福祉用具購入・貸与（例外給付）については、書面審査等を行うことで、利用者の状態に即した給付となるよう確認を行っています。 今後も、調査・点検を行います。

（3） 医療情報との突合・縦覧点検

給付内容の確認や事業所間の整合性を確認し、適正な給付を行います。

施 策 名	医療情報との突合・縦覧点検
事業内容	医療情報と介護給付を突合し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。縦覧点検においては、複数月にかかる介護報酬の支払状況を確認し、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。
現 状 ・ 今後の方向性	高知県国民健康保険団体連合会が行う点検作業等により適切な給付管理ができています。また、要介護認定期間の半数を超える短期入所の利用については、事前に必要性の確認を行っています。 今後も、整合性を保つために、同様の方法により実施します。

4. 介護保険サービス事業所への支援

適切なサービス提供に向け、サービス事業者の制度理解の促進、利用者の状況等十分なアセスメントが行われるよう、サービス事業者への助言・指導に取り組みます。

また、高齢者が安心してサービスを受けられる環境を維持するため、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保や、近年頻発している災害や感染症流行時においてもサービスが滞りなく提供されるよう、日頃からの介護事業所等との連携等に努めます。

施策名	介護保険サービス事業所への指定・指導監督・助言
事業内容	指定事業所に対し、介護給付等対象サービスや介護報酬の請求等に関する取扱について、周知および指導を行います。
現状・今後の方向性	<p>介護保険サービス事業所の新規指定、更新、変更等については適宜対応します。また、適切なサービス提供に向け、指定事業所に対し行政指導を実施しています。</p> <p>今後も、集団指導については、介護報酬改定等に合わせ実施し、町の指定事業所に対して正確な情報の伝達・共有を図ります。</p> <p>また、運営指導については、事業所ごとに6年間の指定有効期間内に1回以上実施できるよう計画し、適正なサービスおよび介護報酬請求等の指導を行います。</p> <p>指定事業所等からの問い合わせも適宜対応し、適切なサービス提供へつながるよう助言・指導を行います。</p> <p>その他、資質向上のための研修や情報交換のために、サービス事業所連絡会を開催します。</p>

施策名	介護保険サービス事業所の災害・感染症対策にかかる体制整備
事業内容	介護事業所等で有事の際にも必要なサービスが適切かつ継続的に提供されるよう、事業所に対し災害対策や感染防止等にかかる周知・啓発や支援を行います。
現状・今後の方向性	<p>業務継続計画（BCP）の策定支援等、災害対策や感染拡大防止策の周知・啓発を行うほか、庁内関係課や高知県と連携し、災害対策や感染防止にかかる支援や助言を行っています。</p> <p>今後も、引き続き災害対策等の周知・啓発を行います。また、災害発生時における介護保険事業所等の被害状況を迅速に把握・共有するとともに、代替サービスの確保等、被災した介護事業所等への迅速かつ適切な支援につなげることを目標に、ICTを活用した介護事業所等のネットワークの構築を検討していきます。</p>

施策名	高齢者虐待の防止等に関する指導
事業内容	介護保険サービス事業所の従事者等による高齢者虐待の防止等、適正なサービスが提供されるよう事業所への助言・指導を行います。
現状・今後の方向性	<p>高齢者虐待防止、身体拘束廃止等の観点から、虐待や身体拘束にかかる行為およびそれらが与える影響についての理解、防止のための取組の促進について集団指導等を通じて周知啓発を行っています。</p> <p>また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報があった場合には、権利擁護事業担当者と連携し、迅速に事実関係を確認するとともに、利用者の尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう運営上の指導を行っています。</p> <p>今後も、引き続き事業所による適正なサービス提供がされるよう助言・指導を行っていきます。</p>

施策名	介護人材の確保・育成
事業内容	介護に関する多様な人材の確保・育成、労働負担の軽減等の取組を高知県等と連携して実施します。
現状・今後の方向性	<p>介護を担う人材の不足が慢性的な問題となっており、介護人材の総合的な確保・定着・育成を図るため、高知県等との連携を行い、効果的な対応策を検討しています。</p> <p>今後も、ノーリフトケア（抱えない介護等）や重度化防止の取組を普及させるとともに、介護現場における業務仕分けや元気高齢者を含めた介護人材の確保、介護ロボットやICTの活用等により、介護の質の向上や離職防止を図ります。</p> <p>また、課題やこれからの進め方を介護事業所とも協議し、関係機関と連携して必要な研修等効果的な取組を検討、実施していきます。</p>

施策名	介護保険制度に関する情報提供
事業内容	利用者や地域住民に対し、介護保険パンフレットの作成・配布や書面等により、制度に関する情報提供を行います。
現状・今後の方向性	既存のパンフレット等を継続使用していましたが、今後は、周知のためのパンフレットやチラシを更新・配布することでさらなる周知を図ります。

施策名	各種相談・苦情等への対応
事業内容	利用者からの介護保険制度におけるサービス内容や事業者・施設等に関する苦情・相談等について、高知県国民健康保険団体連合会と連携を図りながら適切な対応を行うとともに、町に寄せられた苦情や相談、困難事例等についても、高知県や高知県国民健康保険団体連合会と連携して対応を行います。
現状・今後の方向性	各種相談・苦情等に随時対応しています。 今後も、高知県や高知県国民健康保険団体連合会と連携を図り、必要に応じサービス事業所への指導につなげます。

施策名	介護分野の文書負担軽減
事業内容	国が示す方針に基づく申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化およびICT等の活用を行います。
現状・今後の方向性	令和3年3月に厚生労働省から通知のあった簡素化・標準化された様式へ統一し、ホームページに掲載しています。また、押印の見直しや更新等にかかる提出資料の一部省略等、文書作成負担の軽減に向けた取組を実施しています。 今後も、国が示す方針に基づく申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化に向けて取り組むとともに、令和6年度の電子申請システム導入予定を含めICT等の活用を行います。

5. 中山間地域介護サービス確保対策事業の継続

中山間地域で生活している人が、介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要とする介護サービスが適切に提供されることを目的として、訪問・通所系の介護サービス提供事業者に対して、補助事業を実施しています。

施策名	中山間地域介護サービス確保対策事業
事業内容	事業所から20分以上かかる遠距離の利用者への介護サービス提供に対し、介護報酬に5～15%の範囲内で上乗せ補助をすることで、事業者の負担軽減を図り、事業継続を支援します。
現状・今後の方向性	令和5年度より対象事業所に居宅介護支援事業所を追加、通所系サービス事業者において片道送迎も補助対象とするなど、補助制度を拡充しました。 今後も、事業を継続して行います。



第5章 計画の推進

本計画の基本理念である「地域住民の一人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくり」を目指し、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、本計画を円滑に推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めていく必要があります。

そのために、広報および計画の推進体制を整え、進捗状況の管理・評価を行い、施策を推進していきます。

1. 計画の周知

本計画について、広報紙、パンフレット、ホームページ等の各種媒体を活用した周知を行っています。

2. 連携体制の強化

(1) 庁内連携体制

高齢者支援課、地域包括支援センター等の事業担当部署が、本計画に基づき事業を推進するとともに、上位計画や関連する他計画との整合をとりながら総合的な庁内連携を図ります。


(2) 関連団体、住民組織との連携

社会福祉協議会、介護保険サービス事業者、医師会、NPO法人等の関連団体や民生委員、老人クラブ連合会、ボランティアグループ等の組織との連携を強化して地域包括ケアシステムを推進します。

3. 進捗状況の把握と評価の実施

本計画（Plan）を実効性のあるものとするためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画改善（Action）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

定期的に進捗状況の管理を行うため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者等で組織する推進委員会を設置し、毎年度各施策に対する進捗状況の把握や分析を行い、評価・改善していきます。



参考資料

四万十町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく、四万十町の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関する事項を協議するため、四万十町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 介護保険被保険者、サービス利用者 2人以内
- (3) 保健・医療・福祉関係者 2人以内
- (4) 介護保険サービス事業関係者 2人以内
- (5) 四万十町地域包括支援センター運営協議会及び四万十町地域密着型サービス運営委員会代表
- (6) 公募による者 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、四万十町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定をもって満了とする。

- 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を喪失したときは、委員を辞職したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めること並びに資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高齢者支援課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

策定委員会等名簿

	所属等	氏名	備考
1	学識経験者 社会福祉法人明成会 事務局長	矢野 敏裕	会長
2	学識経験者 株式会社アクトワン	浜田 奈穂美	
3	介護保険被保険者、サービス利用者代表 第1号被保険者	山本 由美	
4	介護保険被保険者、サービス利用者代表 第2号被保険者	山崎 貴代	
5	保健・医療・福祉関係者 医師	澤田 由紀子	
6	保健・医療・福祉関係者 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 在宅福祉課長	森 昌代	
7	介護保険サービス事業関係者 四万十町ケアマネジャー連絡会委員	北川 美保	
8	介護保険サービス事業関係者 特別養護老人ホーム四万十荘 施設長	久保田 公平	
9	四万十町地域包括支援センター運営協議会及び四万十町地域密着型サービス運営委員会会長	田中 勇一	副会長
10	公募による者	野村 宏	

オブザーバー

	所属等	氏名	備考
	高知県須崎福祉保健所 地域支援室長	島田 千沙	